婦人労働調査資料　第29号

美容業の女子従業員

―実態調査報告―

1956年6月

労働省婦人少年局

美 容 師

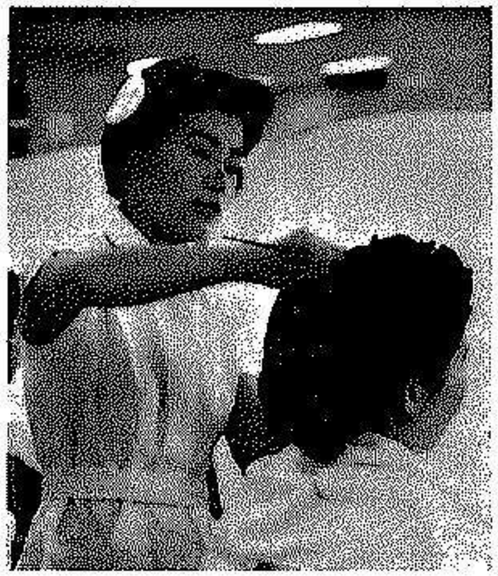

セッティング

ワインディング

坤　　雄（見習）

はしがき

美容業がわが国において、一つの職業と見做されるに至ったのは、大正時代の初期といわれています。勿論それ以前にもその前身と認められる女髪結業がありましたが、主として花柳界に顧客をもつ「髪結い」以外は比較的収入の多い内職という程度に止まっていました。

時代の推移にともなう、生活様式の変遷と相俟って、美容業の主内容は日本髪から洋髪ついでパーマネントウェーヴとその流行のうつりかわりを経てきましたが、戦後の著くべきパーマネントウェーヴの流行普及により、数多くの美容院と美容師が全国にわたって進出する結果となりました。

国勢調査の結果によりますと、1955年10月現在、18万人の女子理髪師美容師が働いており、婦人の重要な職業の一つとしてその地位も漸次向上しつつあり、また学卒の若い婦人の中には、美容師を志望する者が次第に増えてゆく傾向がみられます。

しかしながら美容業は一般にその規模が小さく、住込みで業主やその家族と一緒に顧客を相手として働くサービス本位の職場であるために、他の職場とは異った特殊な婦人労働の問題がみられます。

この調査は、これら美容業に働らく婦人労働の実情を雇用の傾向、労働条件、職場施設、働く婦人自身の声など各面から総合的に明らかにしようとしたものです。なお、この報告が美容業における婦人の労務管理や職業指導にあたられる方々の御参考になり、女子従業員の労働保護が一層充実され、その職業の地位をたかめるためにお役に立てば幸です。

おわりに、この調査の実施にあたり、多大の御援助と御協力を賜わった労使の方々に対し、心から感謝の意を表する次第であります。

1 0 5 7 年 1 2 月

労働省婦人少年局

美容業女子従業員労働実態調査

目　　次

はしがき

序

頁

Ⅰ 調査の概要 …… 1
1 調査の目的 …… 1
2 調査の時期及び方法 …… 1
3 調査地区及び調査対象 …… 1
Ⅱ 調査結果の概要 …… 2
各　　論 …… 8
第1部 美容業における女子の雇用 …… 8
第1章 美容業における女子労働者の特性 …… 8
1 労働力構成 …… 8
イ 男女別従業上の地位別状況 …… 8
ロ 美容師資格の有無 …… 9
ハ 年　　令 …… 10
ニ 勤続年数 …… 11
ホ 扶養家族 …… 13
ヘ 学　　歴 …… 13
ト 常用・臨時 …… 14
チ 通勤・住込 …… 14
2 美容業における女子労働者の地位 …… 15
イ 職場における地位 …… 15
ロ 職場における地位別の職務内容 …… 18
ハ 職場における地位と個人的諸条件 …… 19
第2章 女子の労働力給源 …… 21
1 出身地と就業地 …… 21
2 家族関係、前職業 …… 27
イ 配偶関係 …… 27
ロ 主な家計支持者とその職業 …… 27
ハ 経済生活の形態 …… 28

頁

ニ 美容業につく前の職業……28
ホ 就職の動機……29
第3章 女子労働者の採用……30
1 採用条件……30
2 採用方法……32
3 募集時期……32
4 募集方法……33
第4章 女子労働者の異動状況……33
1 異動率……33
2 退職の理由……35
第5章 美容師資格取得及び教育訓練……36
1 美容師資格の取得……36
イ 資格取得方法と時期……37
ロ 経験年数……38
2 養成機関……39
イ 養成機関の利用状況（習練生）……40
ロ 〃 （見習その他）……40
3 業務研修会……41
第2部 美容業女子労働者の労働条件……43
第1章 女子労働者の労働時間・休憩・休日……43
1 営業時間……43
2 労働時間……45
3 休憩時間及び休日……51
イ 休憩……61
ロ 休日……64
第2章 女子労働者の給与……57
1 給与概要……57
イ 給与形態……57
ロ 給与体系……58
2 初任給……59
3 昇給……61
4 現金給与額……62
イ 資格別平均現金給与月額……62
ロ 年令別 〃 ……64
ハ 勤続年数別 〃 ……65

頁

ニ 市部郡部別平均現金給与月額……66
5 現物給与……67
イ 食事支給の有無……67
ロ 作業衣・はきものの貸与又は支給状況……68
6 賞与……69
7 退職金……70
第3章 社会保護関係……73
1 生理休暇……74
2 産前産後休業……74
3 育児時間……75
第3部 美容業女子労働者の保健……76
第1章 女子労働者の健康管理……76
1 採用時の健康診断……76
2 定期健康診断……76
第2章 女子労働者の罹患状況……77
1 疾病……77
2 長期欠勤者及び月別平均欠勤率……77
3 疾病保障……78
イ 欠勤者の給与保障……78
ロ 長期欠勤期間中の給与保障……78
第4部 美容業女子労働者のための施設……80
第1章 職場施設……80
1 食事をとる場所……80
2 休憩室……80
3 更衣室……81
第2章 宿泊施設……81
1 住込……81
2 寄宿舎……83
3 繁忙時の通勤者の宿泊施設……84
第5部 女子労働者の生活……85
第1章 出勤……85
1 手取給与額……85
2 家からの補助金……86

頁

3 勤め先に支払つた食費及び室代……87
4 家への送金……88
5 家族と同居の場合の家計補助……89
第2章 住込、寄宿労働者の生活……89
1 起床・就寝……90
2 美容業務以外の仕事……91
3 外出・外泊……92
第3章 福利・厚生……93
1 社会保険加入の有無……93
2 親睦会組織の有無及び行事……94
第6部 美容業の概況……96
1 企業形態・企業規模・開設年月……96
2 営業主の美容師資格の有無……97
3 実地習練所施設の有無……97
4 構造設備の概要……98
5 客数……99
6 美容師組合その他への加入の状況……100
7 美容業の概況……100
第7部 女子労働者の声……102
附録
1 美容師法施行令 昭和32年6月3日 法律第163号……109
2 理容師法施行規則……112
3 美容学校学則準則……119
4 美容師会会則準則……121
イ 全国組織……121
ロ 地方組織……126
5 美容業女子従業員労働実態調査票……128

統計表目次

頁

A表 府県別調査対象事業場数……2
B表 市部郡部別調査対象事業場数……2
第1表 従業上の地位別男女別調査対象従業員数及び男女比率……8
第2表 従業上の地位別男女別従業員数……9
第3表 家族従業者使用事業場数……9
第4表 従業上の地位別資格別女子従業員数……10
第5表 資格種類別事業場数……10
第6表 女子労働者の資格別平均年令及び最高年令・最低年令……10
第7表 従業上の地位別資格別年令階級別女子従業員数……11
第8表 業主及び家族従業者の平均年令及び最高年令・最低年令……11
第9表 資格別勤続年数別女子労働者数及び平均勤続年数……12
第10表 全産業の男女及び勤続年数別労働者数……12
第11表 資格別扶養家族数別女子労働者数及び平均扶養家族数……13
第12表 従業上の地位別学歴別女子従業員数……14
第13表 地位別常用・臨時別女子労働者の割合……14
第14表 通勤・住込別資格別女子労働者数……15
第15表 通勤・住込寄宿別事業場数……15
第16表 従業上の地位別・職場における地位別女子労働者数……16
第17表 従業上の地位別職務別従業者数……17
第18表 職場における地位別女子労働者の平均年令……19
第19表 職場における地位別年令階級別女子労働者数……19
第20表 職場における地位別勤続年数別女子労働者数及び平均勤続年数……20
第21表 有資格者の従業上の地位別美容業従事年数別女子従業員数及び平均従事年数……20
第22表 職場における地位別扶養家族数別女子労働者数及び平均扶養家族数……21
第23表 職場における地位別学歴別女子労働者数……21
第24表 通勤・住込別資格別女子労働者数……21
第25表 美容業女子従業員の出身地別現在の就業地……22
第26表 府県別出身地別女子従業員数……26
第27表 資格別配偶関係別女子労働者数……27
第28表 子供の有無別子供の人数別既婚女子労働者数……27
第29表 資格別・出身家庭の主な収入資格者別女子労働者数……27
第30表 資格別出身家庭の主な家計支持者の職業別女子労働者数……27
第31表 資格別経済生活の関係別女子労働者数……28

頁

第 32 表　資格別美容業につく前の職業の有無別女子労働者数……29
第 33 表　資格別美容業につく前の職業別女子労働者数……29
第 34 表　資格別美容業を選んだ理由別女子労働者数……29
第 35 表　市部・郡部別新規採用の有無別事業場数……30
第 36 表　年令別資格別採用条件別事業場数……30
第 37 表　経験年数別資格別採用条件別事業場数……30
第 38 表　学歴別・資格別採用条件別事業場数……31
第 39 表　配偶関係別資格別採用条件別事業場数……31
第 40 表　家族状況別資格別採用条件別事業場数……31
第 41 表　性別・資格別採用条件別事業場数……31
第 42 表　採用試験の有無別事業場数……32
第 43 表　採用試験内容別事業場数……32
第 44 表　募集の時期別資格別事業場数……32
第 45 表　募集方法別資格別事業場数……33
第 46 表　就職の経路別資格別女子労働者数……33
第 47 表　男女別月別平均入職率及び退職率……34
第48表の 1　有資格者の経験年数別異動回数別女子労働者数及び平均異動回数……34
第48表の 2　無資格者の経験年数別異動回数別女子労働者数及び平均異動回数……35
第 49 表　資格別退職の理由別女子労働者数……35
第 50 表　有資格者の雇主従業員別資格取得方法別女子労働者数……37
第 51 表　有資格者の従業上の地位別資格取得年月別従業員数……37
第 52 表　有資格者の従業上の地位別資格取得以前の美容業経験年数別従業員数……38
第 53 表　有資格者の従業上の地位別資格取得後の美容業経験年数別従業員数……38
第 54 表　市部郡部別養成機関の種類別習練生女子従業員数……39
第 55 表　職場の地位別養成機関に修学の有無別見習その他の女子労働者数……40
第 56 表　見習及び家事使用人別女子労働者数……40
第 57 表　見習その他の美容業従事年数別養成機関に修学の有無及び養成機関の種類別女子労働者数……41
第 58 表　職場の地位別講習会の有無及び出席回数別女子労働者数……41
第 59 表　就業規則の有無別事業場数……43
第 60 表　営業時間数別事業場数及び平均営業時間数（平時）……44
第 61 表　営業時間数別事業場数及び平均営業時間数（繁忙時）……44
第 62 表　繁忙時における通勤女子労働者の泊り込みの有無別市部郡部別事業場数……45
第 63 表　開店時刻別事業場数……45
第 64 表　閉店時刻別事業場数……45
第 65 表　勤務時間の交替制及び時差出勤等の有無別事業場数……46

頁

第 66 表　勤務時間別事業場数及び平均勤務時間数……46
第 67 表　就業時刻別事業場数……46
第 68 表　勤務終了時刻別事業場数……47
第 69 表　資格別勤務時間別女子労働者数及び1人1日平均勤務時間数……47
第 70 表　住込・通勤別勤務時間別女子労働者数及び1人1日平均勤務時間数……48
第 71 表　市部・郡部別勤務時間別女子労働者数及び1人1日平均勤務時間数……48
第 72 表　職場の地位別昨日の勤務時間別女子労働者数及び1人1日平均勤務時間数……49
第 73 表　通勤・住込別5月中の深夜業の有無別及び日数別女子労働者数……50
第 74 表　職場の地位別5月中の深夜業の有無別及び日数別女子労働者数……51
第75表の 1　休憩時間の有無及びある場合の状況別事業場数……52
第75表の 2　休憩時間の状況別女子労働者数……52
第 76 表　1日の休憩時間数別事業場数及び平均休憩時間……52
第77表の 1　きまった時間の場合の1日の休憩時間別資格別女子労働者数……52
第77表の 2　随時の場合の1日の休憩時間別資格別女子労働者数……53
第 78 表　昼食時間別事業場数……53
第 79 表　昼食時間数別事業場数……53
第 80 表　資格別昼食所要時間別女子労働者数……54
第 81 表　資格別昼食時刻別女子労働者数……54
第 82 表　事業場休業日の有無及び回数別事業場数……55
第 83 表　休日の種類別市部郡部別事業場数……55
第 84 表　資格別5月中の平均休日回数……56
第 85 表　通勤住込別5月中の休日の有無及び休日回数別女子労働者数及び1人1月平均休日数……56
第 86 表　職場の地位別5月中の休日の有無及び休日回数別女子労働者数……56
第 87 表　繁忙時における市部・郡部別休日状況別事業場数……56
第 88 表　給与の支払い方法別事業場数……57
第 89 表　お客からの心づけの有無及び分配方法別事業場数……57
第 90 表　初任給規定の有無別事業場数……60
第 91 表　資格及び経験年数別最高最低・平均初任給……60
第 92 表　昇給制度の有無別事業場数……61
第 93 表　昇給のきめ方別事業場数……61
第 94 表　資格別年1回昇給の組別事業場数……61
第 95 表　昇給の回数別昇給組別事業場数……61
第 96 表　資格別年令階級別賃金の有無別女子労働者の平均現金給与月額……62
第 97 表　主な職種の平均年令・平均勤続年数・平均給与月額……63
第 98 表　資格別食事有無別女子労働者の1人1カ月平均現金給与月額……64

		頁
第 99 表	職場の地位別食事の有無別女子労働者平均現金給与月額	64
第 100 表	資格別・勤続年数別食事の有無別女子労働者の平均現金給与月額	66
第 101 表	六大都府県の市部・その他の市部及び郡部別資格別食事の有無別女子労働者平均現金給与月額	66
第 102 表	住込通勤別・食事支給の有無別・有償無償別回数別事業場数	67
第 103 表	市部郡部別食事の有償無償別女子労働者数	68
第 104 表	被服の無償貸与又は支給の有無及び回数別事業場数	68
第 105 表	はきものの無償貸与又は支給の有無及び回数別事業場数	68
第 106 表	賞与の有無別・市部郡部別事業場数	69
第 107 表	賞与の回数別事業場数	69
第 108 表	賞与の内容別事業場数	69
第 109 表	賞与の時期別事業場数	69
第 110 表	資格別賞与の有無別女子労働者数	70
第 111 表	資格別勤続年数別女子労働者平均賞与額及び賞与額の最高最低額	70
第 112 表	店の都合で退職する場合の退職金の有無及び内容別事業場数	71
第 113 表	自己の都合で退職する場合の退職金の有無及び内容別事業場数	71
第 114 表	店の都合による退職金金額別事業場数	71
第 115 表	店の都合による退職の場合の現物支給の種類別事業場数	71
第 116 表	自己都合による退職金金額別事業場数	72
第 117 表	自己都合による退職の場合の現物支給の種類別事業場数	72
第 118 表	生理休暇をとる者の有無別事業場数	73
第 119 表	資格別生理休暇の利用の有無及び日数別女子労働者数	73
第 120 表	生理休暇の有給無給について	73
第 121 表	資格別生理の処置別女子労働者数	73
第 122 表	町部未婚別女子従業員数	74
第 123 表	産前産後休業請求者有無別事業場数	74
第 124 表	産前休業日数別出産者数	74
第 125 表	産後休業日数別出産者数	74
第 126 表	産前産後の休業中の給与の有無別事業場数	75
第 127 表	結婚した女子が妊娠したときの取扱方法別事業場数	75
第 128 表	育児時間の有無別事業場数	75
第 129 表	採用時及び定期健康診断の有無別事業場数	76
第 130 表	採用時健康診断種目	76
第 131 表	定期健康診断回数別事業場数	76
第 132 表	定期健康診断種目	76
第 133 表	資格別身体異状の有無別女子労働者数	77

		頁
第 134 表	資格別身体異状の状況別女子労働者数	77
第 135 表の 1	長欠種類別市部郡部別女子労働者数	78
第 135 表の 2	長欠種類別市部郡部別女子労働者数	78
第 136 表	欠勤率記入有無別事業場数	78
第 137 表	市部・郡部別月別平均欠勤率	78
第 138 表	欠勤期間中の給与有無別事業場数	79
第 139 表	長欠期間中の給与有無別事業場数	79
第 140 表	長期欠勤取扱い方法別事業場数	79
第 141 表	食事をとる場所別事業場数	80
第 142 表	休憩室の有無及び場所別事業場数	80
第 143 表	気分が悪くなつたときに休む室の有無及び場所別事業場数	81
第 144 表	更衣室の有無及び場所別事業場数	81
第 145 表	規模別住込の場合の事業場数	82
第 146 表	規模別住込の場合の室の種類別事業場数	82
第 147 表	住込の場合の場所別事業場数	82
第 148 表	住込の場合の 1 人当り室の広さ別事業場数	83
第 149 表	寄宿舎の場合の場所別事業場数	83
第 150 表	寄宿舎の場合の 1 人当り室の広さ別事業場数	83
第 151 表	繁忙時における通勤女子労働者の食り込みの有無別事業場数	84
第 152 表	住込・寄宿・通勤別・資格別手取給与月額別女子労働者数及び 1 カ月平均手取給与額	85
第 153 表	資格別家からの補助金額別女子従業員数及び平均補助額	86
第 154 表	資格別食費支払いの有無及び金額別女子労働者数及び食費平均額	87
第 155 表	資格別室代の有無別女子労働者数	87
第 156 表	資格別家への送金額別女子送金者数及び送金額平均	88
第 157 表	資格別家計補助額別女子労働者数及び 1 人 1 カ月平均家計補助額	88
第 158 表	起床時刻別通勤住込別女子労働者数	89
第 159 表	資格別起床時刻別女子労働者数	89
第 160 表	就床時刻別・通勤住込別女子労働者数	90
第 161 表	資格別就床時刻別女子労働者数	90
第 162 表	資格別通勤住込別女子労働者数	90
第 163 表	資格別通勤住込別寄宿業務以外の仕事の有無別女子労働者数	91
第 164 表	食事の支度の受持別事業場数	92
第 165 表	規模別炊婦の支度の受持別事業場数	92
第 166 表	住込寄宿労働者の外出外泊に対する経営者の態度別事業場数	92
第 167 表	住込寄宿労働者の外出時間に対する経営者の態度別事業場数	93

頁
第168表　社会保険加入の有無及び種類別事業場数……94
第169表　従業員の親睦のための組織の有無別事業場数……94
第170表　親睦会過去一年間の行事別市部郡部別事業場数……94
第171表　企業形態別市部郡部別事業場数……96
第172表　従業員数別事業場数……96
第173表　事業場開設年月別事業場数……96
第174表　企業形態別経営者の美容師資格有無別事業場数……97
第175表　業主の年令別美容師資格の有無別事業場数……97
第176表　実地習練所施設の有無別事業場数……97
第177表　作業所の坪数別事業場数……98
第178表　作業所の坪数別女子労働者数別事業場数……98
第179表　美容院の設備について……99
第180表　昨日の業務別従業員数別事業場数及び平均従業員数，平均客数……99
第181表　普通の日及び最繁忙時の1人当り平均客数最高客数，最低客数……100
第182表　美容師組合加入の有無及び種類別事業場数……100
第183表　資格別仕事の経験期間別女子従業員数……102

第1図　従業上の地位別女子従業員数分布……9
第2図　年令階層別全産業女子労働者及び美容業女子労働者数分布……11
第3図　勤続年数別全産業女子労働者及び美容業女子労働者数分布……12
第4図　年令階級別女子労働者の平均現金給与月額……65

序

I 調査の概要

1 調査の目的

近年来、パーマネントウェイブ等の施行によつて、都市はもとより農村、僻地にいたるまで美容院の増加はまことに著しいものがある。これに伴つて、美容業務に従事する女子労働者の雇用もまた増大し、婦人に適した職業分野として注目をおびるようになつた。

しかしながら、美容院は一般にその企業規模も小さく、封鎖的な徒弟制の慣行が未だに残つているところもあり、かつての奉公業時代から現在の美容業にいたるまでの歴史が古いだけに特殊な婦人労働問題がみられる。[illegible]

この調査は、従来の女子労働実態調査と同様、その雇用、労働条件、生活環境、福祉施設等、各方面から女子労働者のおかれている立場をありのまま総合的に捉え、問題点を明らかにして、その労働保護及び労務管理のための資料として提供することを目的とするものである。調査結果の概要はIIに記すことにする。

2 調査の時期及び方法

調査の実施は1956年6月であるが、賃金、労働時間はその前月5月分である。

調査は次の3種からなつており、調査方法はその様式によつて異つているが、すべて婦人少年局員が各事業場を実地訪問して行つたものである。

様式A　個人別調査票（賃金台帳、労働者名簿等使用者側備え付けの帳簿から必要な事項を転記する）

様式B　個人別調査票（女子労働者に直接面接し調査員が記入する）。

様式C　事業場調査票（事業主の営業主又は人事担当者に面接し、質問又はその提供する資料によつて、調査項目につき調査員自ら記入する）。

3 調査地区及び調査対象

全国46都道府県の4,336美容院（昭和29年12月末現在、厚生省調）の中から従業員2人以上の美容院416を全国にわたり、[illegible]た。これは全美容院数の約1%にあたる。なお、全国都道府県の調査対象事業場数はA表の通りである。また、415事業場のうち（B表のとおり）市部は314事業場、郡部は101事業場となつている。

つぎに、調査対象となつた従業員数は、個人別調査票Aでは、上記事業場の全従業員、女子2,388人、男子23人、個人別調査票Bでは同女子のみを対象とした。ただしAの場合は業主を除き、Bの場合は業主であつて美容師の資格をもち、美容業務に従事するものを参考に集するため対象に加えた。

A表　府県別調査対象事業場数

北海道	15	岩手	4	滋賀	4
青森	8	宮城	11	京都	11
岩手	8	秋田	6	大阪	30
宮城	6	山形	6	兵庫	18
秋田	6	福島	8	奈良	4
山形	6	茨城	7	和歌山	6
福島	8	栃木	7	鳥取	3
茨城	7	群馬	7	島根	4
栃木	7	埼玉	8	岡山	9
群馬	8	千葉	10	広島	13
埼玉	8	東京	45	山口	9
千葉	10	神奈川	12	徳島	5
東京	45	新潟	8	香川	5
神奈川	12	富山	5	愛媛	6
新潟	8	石川	5	高知	5
富山	5	福井	4	福岡	18
石川	5	山梨	4	佐賀	4
福井	4	長野	8	長崎	7
山梨	4	岐阜	7	熊本	9
長野	8	静岡	11	大分	7
岐阜	7	愛知	20	宮崎	6
静岡	11	三重	7	鹿児島	7
愛知	20				
三重	7	合計	415		

B表　市部・郡部別調査対象事業場数

総数	市部	郡部
415	314	101

（ことわり）

美容師法に基く実地習練生は、労働者か否かの問題はあるが、従来の慣習により習練生を一般美容従業員と同様に動務せしめている場合が多く、教育を目的とする実習に従事していても、その実態においては労働基準法第9条にいう労働者とみなされる場合が少くないので本調査においては習練生を労働者とみなしてとりあつかつた。

II 調査結果の概要

1. 女子の雇用

女子労働者の特性

職業における美容業の進出は目ざましいものがあり、美容院は年々増加の傾向が著しく、それと相俟つて美容業に働く従業員の数も増加の一途を辿つている。1955年6月から1956年5月までの1年間の従業員数の動きをみても、入職率が退職率を相当上廻つており、最近は男子の美容師もまれに(1.0%)みられるようにはなつたが、美容業は依然として女子の労働力により成立つ職場である。

美容業女子従業員中にしめる女子労働者の割合は76%、業主14%、家族従業者11%となつている。

このように業主及び家族従業者が従業員中の25%の比率をしめていることは美容業のもつ特性の一つとみなされる。

女子労働者のうち半数余りは美容師資格をもつもので、他は習練生20%、見習又は助手と呼ばれるもの27%、事務その他は1.5%弱となつている。

女子労働者の平均年令は全産業女子平均26.4才よりはるかに低く20.7才で、有資格者22.5才、習練生20才、見習17.7才、事務その他27.6才となつており、習練生、見習の大部分は20才未満の年令層に属している。

平均勤続年数は2年2カ月で全産業女子平均（3年7カ月）をかなり下廻つているが、これは習練生と見習の平均が1年前後となつているためで、有資格者は3年9カ月で全産業女子平均をやや上廻つている。

女子労働者の1人平均扶養家族数は極めて少く0.03人となつている（全産業平均0.2人）。

学歴も全産業平均とくらべて低く初等教育修了者（義務教育修了者）が82%をしめ、中等教育修了者は16%、高等教育を了えたものは0.1%となつている。

女子労働者の殆んどは常用労働者であり、臨時に雇用されている者はわずか0.7%にすぎない。

女子労働者のうち住込又は寄宿している者が非常に多く71.6%となつており、これは美容業女子労働者の特性の一つと言い得るであろう。この傾向は特に見習に著しい。このように見習に住込者が圧倒的に多いことは美容業見習と呼ばれてはいるが実質的には多分に家事使用人的性格をもつものであることがうかがわれる。

また、職場における地位には、業主をのぞいて管理人、主任技術者（指導員）単に技術者と呼ばれているもの（以上有資格者）習練生、見習その他がある。

管理人及び主任技術者は業主と同様に管理的立場に立つもので、有資格の家族従業者の37%がこれらの地位をしめているのに対して、雇用労働者のうち、これら責任ある地位についているものは8%であるということは住込の労働者が多い事実と共に美容業の特色の一つとして注目される。

職務内容は日常、客に接する美容業務、補助的業務、管理的業務、技術指導、その他の雑用に大別され、その担当は大体地位と資格の有無によつて分れている。

あきらかに技術を要する美容業務には有資格者がたずさわつており、補助的業務としての作業場の掃除、用具の消毒などはその都度資格の有無にかかわらず行われているが、後片づけ、その他の雑用は習練生と見習のみ見られる。

なお、責任度の高い地位ほど平均年令は高く、役付となつているものの平均勤続年数は雇員の技術者よりかなり長い。

女子の労働力給源と採用

美容業従事者の出身地は全国にわたつており、大部分は出身地の美容院に働いているが、他県に出て働く場合は大都市に集中する傾向が強い。

女子労働者の大部分は未婚者で、既婚者は極めて少い。また既婚者のほとんど（95%）は家計支持者ではない。父親が主たる家計の支持者である家庭が一番多く、家計支持者の職業は農業が最も多く、会社員、公務員、教員等の俸給生活者、ついで小商業、職人、工員等の順である。

その経済生活の形態は住込の多い関係もあつて、「家族と離れて独立して生活している」が46%、「毎月家から補助送金をうけるが28%、「家族と同居しているが家へは給料を全く入れない」が12%等に対して家計を補助しているもの12%で自分が主になつて家計を支えている」が2%となつている。なお、経済生活を家に依存している者がもつとも多いのは習練生である。

また、美容師になる主な動機はないものが大部分である。

一般に採用条件として美容業務に従事した経験が問題にされるのは有資格者だけで、むしろ習練生、見習は未経験の「若い人」が要望されている。又年令、学歴等を問題にしている所は少いが、約半数の事業場は未婚者であることを条件としている。

雇傭の時期については、人員が不足したとき随時行うところが一般に多く、大部分の事業場は試験を行つていない。

2. 女子労働者の労働条件

一般に美容院は就業規則をもつているところが極めて稀れで 6% にすぎない。

労働時間、休憩、休日

美容院の営業時間は一般に長く、平時の平均が11時間20分、繁忙時（年末年始、祝祭日、彼岸、入学期等）が18時間50分でとくに、後者の場合、半数の美容院は20時間以上の終夜営業を行つている。概して市部より郡部の方が長い。

営業時間の関係で交替制又は時差出勤を行つている事業場は 14% で郡部より市部に多くみられる。

美容業における女子労働者の実働時間の把握は困難であるが平均勤務時間（出勤から退所まで）の11時間40分から後記の平均休憩時間の63分を差引くと、平均実働時間は10時間37分と推定することができる。

なお、勤務時間が最も長いところは16時間、最も短いのは 8 時間となつている。

以上にみられる勤務時間と営業時間の差は、開店前、閉店後に準備、後始末等の何らかの仕事があるために生じるもののようである。

また、この勤務時間は市部より郡部の方が約 1 時間長い。

美容師資格の有無別による勤務時間の差はほとんどみられないが、住込、寄宿舎及び通勤者と比べると寄宿に住むものが最も長く、ついで通勤者、住込者の順となつている。

平時において、女子労働者の就業時刻が午前 6 時以前という事業場はみられなかつたが、勤務終了時刻が10時以後に及ぶものは少数みられた。

休憩時間は過半数の事業場が随時にとるようになつていて、きまつた時刻に休憩をとつているところは少い。1日の平均休憩時間は63分となつている。

昼食時間の平均は28分であるが随時に仕事の合間に交替でとる事業場がほとんどで、全員一斉にとるところはわずかしかない。

殆んどの美容院には休業日がきめられており、その内容は毎月 2 回というのが 3 分の 1 以上をしめて最も多く、毎週 1 回がこれについでいる。定休日のある美容院の割合は市部より郡部の方が多い。

労働者の休日のとり方は、全員一斉にとる事業場が過半数、交替でとるのが 4 分の 1、その他全員一斉と随時を併合、全員一斉と交替、交替と随時を併合している等さまざまの形態がみられる。

休日の回数をみると、月 4 回ないし毎週という事業場が37.8%、ついで月 2 回が 35.6% となつている。なお、繁忙時における休日をみると、規定どおり実施している美容院は 5 分の 1 足らずであるが、その他約 7 割は代休等を与えている。

給　　与

給与の支払方法としては大部分が月給制をとつているが、このほか歩合制などをとり入れた給与形態の事業場も若干みられる。

美容業における給与体系の特色としては、給与の一部として食事を無償で支給している事業場が約半数みられることである。

このため現金給与をみる場合、常に「食事附き」か「食事なし」かを念頭におかねばならない。

初任給の決定は資格制度の有無と経験年数が主な要素となるのが普通のようである。なお、美容師の基本給は年令とともに学歴、勤続年数、勤務成績、技術等の各要素を加味して決定しているものが多い。

また、昇給制のある事業場は半数以上で、機械的に一率に実施している事業場は 19% で、他は個人の諸条件、とくに技術、能率、経験年数に応じて実施している。昇給回数は大半の事業場が年 1 回となつている。

1956年 5 月分の女子労働者 1 人 1 カ月平均現金給与額をみると食事なしの場合 6,214 円、食事附きの場合 2,331 円となつており、他産業とくらべて可成り低位にある。資格の有無別では食事なしで有資格者 6,677 円、習練生 2,392 円、見習 3,772 円、事務その他は 8,294 円、食事附きで有資格者 4,022 円、習練生 998 円、見習 886 円となつており、食事なしと食事附きの給与とを比較するとその差額（食事費）は習練生の 1,394 円、他は 2,600～2,900 円でその妥当性を把握することは困難である。

なお、美容業女子労働者の食事なしの場合の平均賃金 5,214 円が他の職種とくらべてどのような地位にあるかをみるため、1956年 4 月、労働省職種別賃金調査のうち、その平均給与が低いものをあげてみると、衣服身廻製造業の縫製工の月間給与は 6,054 円、最低の食料品製造業の伝統材料調理工は 4,937 円で、美容業の賃金がいかに低いかがわかるであろう。

つぎに年令による給与の状況は、全般的に年令が増加するに従つて昇しており、また勤続年数が長い程、とくに 5 年以上になると目だつて給与は高くなる傾向がみられる。

なお、市部と郡部における平均給与格差をみると、六大都府県の市部が最も高く、その他の市部は郡部よりやや低くなつている。

大部分の事業場では賞与を支給しているが、年 2 回が最も多く、それもやはり現物より現金をもつて支給する場合が多い。賞与額の決め方は千差万別であるが、有資格者の場合、おおよそ平均月額給与の 5 割弱に当り、大体勤務年数が長くなるほどその額は増えている。

現物給与としての食事支給は住込、寄宿者についてはほとんどの事業場が、また、通勤者に対しては 4 分の 1 の事業場が実施している。

ほかに、白衣の作業衣、はさみの等が支給又は貸与されているが半数余りの事業場は無償となつている。

退職金等の支給は制度化されていないところが多いが自己の都合による場合と、店の都合による場合があり、「自己の都合でやめる場合にも支給する」という事業場の方が多く（42%）、現金では月給の 1 カ月分とか、現物では美容機械及び器具、家具、衣料、装身具などを支給されている例が多

い。

母性保護関係

生理休暇をとるものがある事業場は 14% で、大部分の美容院ではとるものはないようであるが、休暇中の給与は殆んどの事業場が有給となつている。

就業後の生理状況について女子労働者の 64% が「ずつと順調」、12% が「不順となつたまま」、10% が「最初のうち不順」と答えている。既婚者が少いため産前産後休業をとつたもののある事業場はわずか 3% しかみられないが出産までに産前休業を全くとらなかつたものが出産者の 17% で、とくに郡部にその割合が大きい。なお、育児時間を与えている事業場は 2% みられる。

3. 女子労働者の保健

健康管理

採用時に健康診断を行つている事業場は約半数であるが、常用労働者に対する定期健康診断は法に規定されているのでほとんどの事業場が毎年2回以上、結核、トラホーム、皮膚病疾患等の有無について診断を行つている。

健康状況

美容院の女子労働者に比較的多い疾病は胃腸病、脚気ではかに疲労、神経痛、婦人科疾患、呼吸器系疾患などがわずかづつみられる。

なお、病気ではないが美容業に特殊なものとしてコールド液による指先の荒れがひどいと訴えている者が多い。

月間平均欠勤率は 7.4% で1ヵ月以上の長欠率は 1.01% でこの場合、結核、その他の病気、家庭の事情等による。

これら長期欠勤者が出た場合も給与を支給するという事業場は 19% で、健康保険(9.8%)、国民健康保険(16.5%)に加入している事業場は少いので、労働者の医療保障は、甚だうすいといえよう。

4. 女子労働者のための施設

職場施設

全般的にみて職場施設の状況はよいとはいえない。つまり住込というかたちで家主の家庭生活に入り込むことを余儀なくされる場合が多いので、食事をとる場所も専用の食堂のある事業場はわずかで茶の間や台所、居室などを使用している例が多い。

休憩室及び更衣室も考慮されていない場合が多く、食事をとる場所や居室との兼用が多い。

宿泊施設

美容業の女子労働者は事業場所在地の出身者も県外出身者もともに住込や寄宿が多く、繁忙時には通勤者も終夜業務に従事することがあるので、その宿泊施設の状況はとくに注目される点である。

住込者のいる事業場は 91% で、規模の小さい美容院ほど住込者をおいている場合が多い。このうち独立した部屋を与えているのが約半数、あとは独立していても家人の通路となる室や、家人と同居、神台所や作業所兼用というものである。

平均1人当りの広さは 2.9 畳となつている。寄宿舎と呼ばれている宿泊施設をもつている事業場は

3.4% で大部分が作業所に隣接している。平均1人当り畳数は 2.4 畳となつている。

また、繁忙時に通勤者が泊り込む場合は、住込者又は家主の家族と同室に寝ることが多い。

5. 女子労働者の生活

生計

住込の場合で手取給与額は 2,450 円、通勤の場合で 6,105 円となつており、そのひらきは大きく、一般に低額であるため経済生活は困難なようである。毎月家から補助を受けているものは 27.6% あり、とくに習練生と見習その他ではそれぞれの半数に近いものが家から平均 1,500 円程度の送金をうけている。

事業場に支払う食費月額は1日の支給回数等の関係上まちまちであるが 3,000円~4,000円 が比較的多い。室代はほとんどの労働者が支払つていない。

住込・寄宿労働者の生活

起床 6時~7時、就寝 11時~12時の者が多く、又過半数の労働者は交替制で家主の家族と自分達の炊事をしている。住込寄宿者の外出、外泊については 61% の事業場が許可制を必要としており、半数近くは門限を定めている。又住込寄宿をしている女子労働者が家主家庭の家事労働をしているかどうかについてみると「しない」と答えたものは 21% で、大半は業務以外の雑用をしていると答えている。とくに、習練生と見習の場合に著しいが有資格者も半数以上は家事労働にも従事している。このように美容業女子労働者は、住込通勤を問わず家事の手伝いをしているものの多いことがみられる。

福利厚生

美容院は健康保険の任意適用事業場であるため、健康保険に加入しているところは少く、わずか 9.8% である。その他国民健康保険に加入している場合が 16.5% あるが、厚生年金保険、失業保険などに加入している場合はきわめて少い。

従業員の親睦会をつくつているところは 10% しかないが、旅行、運動会、映画観賞、生花発展、座談会等のレクリエーションを行つており、費用は、会費制、経営負担等まちまちである。

各　　論

第　一　部

美容業における女子の雇用

第1章　美容業における女子労働者の特性

1. 労働力構成

イ. 男女別従業上の地位別状況

従来、美容師は女子独特の職業分野であるとされていたが、最近は男子の美容師もまれにみられるようになつた。しかしその数は未だ極めてわずかであり、現在の美容業は依然として女子の労働力により成立つ職場であるということができる。

本調査結果によると1956年6月現在、美容業従業員の 99%は女子であり、男子は従業員総数の1.0%にあたる。なお1955年12月末現在厚生省調、全国の男子美容師数は 1,110 人で美容師総数の 1%にあたり、上記調査結果と一致している（第1表）。調査対象となつた男子従業員数は23人であつたが、参考までに、これを従業上の地位別にみると、業主 13%、家族従業者 22%、雇用者 65% で、家業に従事している場合より、自ら美容業をえらんで就職している場合の方が多く、又今回の調査にみられた男子雇用労働者はすべて市部の美容院に属している（第2表）。

女子について女子労働力構成をみると、概ね、美容院は個人経営でその規模も小さく、従つてそこに働く従業員数も一般に多くはないが、従業員を、業主、家族従業者、雇用労働者（以下労働者とする）に大別することができる。

この調査結果によると、1956年6月現在で女子従業員中にしめる労働者の割合は75.7%であつて、業主は 13.7%、家族従業者は 10.6% となつている（第2表、第1図）。調査対象となつた業主は美容師の資格をもち、美容業務に直接たずさわつているもので、家族従業者は有資格、無資格にかかわらず業務に従事している者である。このように業主及び家族従業者が、従業員中の 24% の比率をしめることは、美容業のもつ特性の一つとみなされよう。

第1表　従業上の地位別男女調査対象従業員数及び男女比率

地位別＼男女別	実数			%（男女比率）		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	2,411人	23人	2,388人	100.0	1.0	99.0
業主	330	2	328	100.0	0.9	99.1
家族従業者	258	5	253	100.0	1.9	98.1
雇用者	1,823	16	1,807	100.0	0.9	99.2

第2表　従業上の地位別男女別従業員数(%)

市部郡部別＼男女別＼地位別		%（総数）	%（男）	%（女）
総数	総数	100.0	100.0	100.0
	業主	13.7	19.1	13.7
	家族従業者	10.6	21.7	10.6
	雇用者	75.7	65.2	75.7
市部	総数	100.0	100.0	100.0
	業主	12.7	16.4	12.7
	家族従業者	10.2	15.4	10.0
	雇用者	77.1	69.2	77.3
郡部	総数	100.0	100.0	100.0
	業主	18.8	33.3	16.7
	家族従業者	12.8	66.7	12.4
	雇用者	68.4	0	68.9

第3表　家族従業者使用雇業場数（%）

	総数	市部	郡部
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
雇用労働者のみ	56.4	56.4	56.4
家族従業者と雇用労働者	41.7	41.4	42.6
家族従業者のみ	1.9	2.2	1.0

第1図　従業上の地位別女子従業員数分布

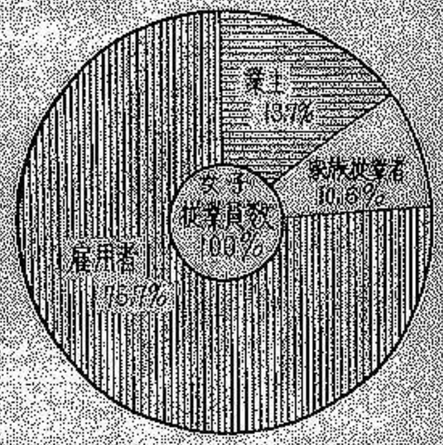

つぎに、参考までに今回調査対象となつた事業場について、従業員の従業上の地位別の状況をみると、雇用労働者だけを使用している事業場が一番多くて 56.4%、ついで雇用労働者と家族従業者とがまじつて働いているところが 41.7%、家族従業者のみがごくわずか 1.9% となつている（第3表）。

ロ. 美容師資格の有無

第4表にみられるとおり美容院に働く女子労働者のうち、美容師有資格（注1）をもつている者は半数をやや上廻る 52.5% であるがこの他には、また資格はないがすでに養成所を卒業し（注2）、インターンとして現在実地修練をしている研習生が 19.6% ある。即ち研習生はこのコースを終えて都道府県の資格認可試験に合格すれば美容師の資格ができるものである。さらにこのほか無資格者つまり美容師の資格をもたないで美容業務に従事しているものに見習又は助手と呼ばれているものと、事務その他に従事しているものとがあるが、見習又は助手は 27.2%、事務その他はきわめて僅かで 0.8% となつている（第4表）。

つぎに、家族従事者の資格の有無についてみると、有資格者が大部分で76.3%、無資格者では研修生が 7.5%、見習が 15.4% 事務その他はやはり僅かである。

以上のように雇用労働者で美容師の資格をもつものが約半数であるのに対して家族従業者はその大部分が有資格者となつている。なお、市部郡部別にみると、有資格者の割合は雇用者、家族従業者と

注1. 有資格者とは厚生省認可の養成機関を卒業し、1年以上の実地習練を経た者で、都道府県における美容師資格認可試験に合格し、都道府県知事の資格免許をうけたものをいう。（第1部第5章参照）

注2. 研修生とは学校教育法第97条に規定する者で、厚生大臣の指定した美容師養成施設（昼間、夜間、通信教育）で定められた期間以上、美容師となるに必要な知識及び技能を修得した後、美容院において現在、実地習練をうけている者をいう。

第 4 表　従業上の地位別資格別女子従業員数（%）

従業上の地位 / 資格別 / 市部郡部別	雇用者 総数	雇用者 有資格者	雇用者 習練生	雇用者 見習	雇用者 事務その他	家族従業者 総数	家族従業者 有資格者	家族従業者 習練生	家族従業者 見習	家族従業者 事務その他
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	52.5	19.5	27.2	0.8	100.0	76.3	7.5	15.4	0.8
市部	100.0	54.1	19.8	25.2	0.9	100.0	77.4	6.5	15.1	1.0
郡部	100.0	44.6	18.4	37.0	0.3	100.0	71.0	11.1	16.7	1.2

第 5 表　資格種類別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
有資格者のみ	18.5	12.7	26.8
有資格者と習練生のみ	20.7	22.3	19.8
有資格者と無資格者のみ	34.7	38.7	32.6
有資格者と習練生と無資格者	23.2	23.7	26.8
習練生と無資格者のみ	1.9	2.0	3.0
習練生のみ	—	—	—
無資格者のみ	0.6	0.6	1.0

格者だけのところがごくわずかみられた（第5表）。

八、年　　令

美容業に働く女子労働者の平均年令は低く、20.7才である。有資格者 22.5才、習練生 20才、見習17.7才、事務その他27.6才となつている（第6表）。

1954年4月の個人別賃金調査における全産業女子の平均年令は25.4才であるから、美容業女子労働者は一般に他産業に比べてかなり低く、とくに女子年少者の多い紡織業における精紡工の平均年令20.4才に近いといえる（第2図）。

年令階級別の構成をみると（第7表）、18才未満の年少労働者が22.8%、18才以上20才未満25.8%で20才以下が約半数をしめており、習練生、見習の大部分はこの年令層に属している。ついで20才～24才が39.6%、25才をすぎると急減し、30才以上最高の56才までは4.7%が各年令層にわたつてわずかずつ分布している。また有資格者の 90% あまりは18才～29才の年令層のものである。なお、数少い男子労働者の平均年令は22.8才であるのに家族従業者の平均年令は24.6才で女子労働者より大分もに市部の美容院にやや高く、見習は郡部の方が多くなつているがこの傾向は雇用者の方に著しい。習練生はほぼ同じ割合である（第4表）。

個別対象事業場のうち半数が習練生をおいており、従業員が全部有資格者であるところは13.5%、有資格者と習練生以外の無資格者だけのところが 34.7%、このほかに有資格者も習練生もおらず、その他の無資

第 6 表　女子労働者の資格別平均年令及び最高年令、最低年令

年令別 / 資格別	総数	有資格者	習練生	見習	事務その他
平均年令	20.7才	22.5才	20.0才	17.7才	27.6才
最高年令	56	56	47	37	56
最低年令	15	16	16	16	19

第 7 表　従業上の地位別資格別年令階級別女子従業員数（%）

年令別 / 従業上の地位別 / 資格別	雇用者 総数	雇用者 有資格者	雇用者 習練生	雇用者 見習	雇用者 事務その他	家族従業者 総数	家族従業者 有資格者	家族従業者 習練生	家族従業者 見習	家族従業者 事務その他
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15才～17才	22.8	1.7	35.0	35.0	—	9.9	—	42.1	43.6	—
18才～19才	25.8	19.5	35.1	29.7	13.8	12.6	9.8	25.3	25.0	—
20才～24才	39.6	59.1	25.0	13.8	40.1	43.7	49.2	19.6	25.6	—
25才～29才	7.6	12.9	2.5	1.8	13.8	15.8	19.9	5.3	3.4	—
30才～34才	2.4	3.6	1.7	—	—	6.2	9.3	10.5	2.4	—
35才～39才	1.3	2.0	0.3	0.2	13.8	4.3	4.7	—	2.6	50.0
40才～44才	0.4	0.6	0.3	—	—	3.2	4.2	—	—	50.0
45才～49才	0.3	0.5	—	—	—	1.2	1.6	—	—	—
50才～59才	0.2	0.2	—	—	13.8	0.8	1.0	—	—	—
60才以上	—	—	—	—	—	0.4	0.5	—	—	—
不明	0.1	—	0.3	—	6.7	0.4	0.5	—	—	—

第2図　年令階層別全産業女子労働者および美容業女子労働者数分布

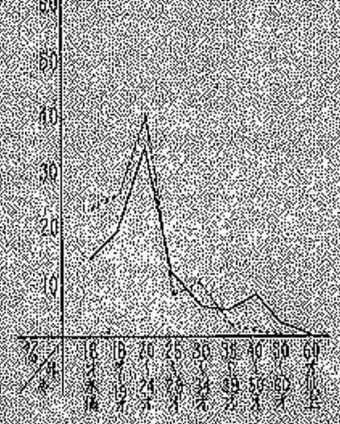

第 8 表　業主及び家族従業者の平均年令及び最高年令、最低年令

年令 / 従業上の地位	業主	家族従業者
平均年令	40.7才	24.6才
最高年令	68	60
最低年令	21	16

高く、20才未満の層の割合が雇用労働者の場合に比べてずつと少く 22.5 %、30才以上は19.0%、最高60才までの間に分布している（第7表）。

参考までに業主の平均年令をみると 40.7才、最高68才、最低21才となつている（第8表）。

九、勤続年数

美容業女子労働者の平均勤続年数は 2年2カ月で、そのうち、有資格者は最も長く 3年6カ月、習練生が一番短くて11カ月、見習1年1カ月、事務その他 2年4カ月となつている。

前掲個人別賃金調査、全産業女子の平均勤続年数の8年7カ月に比べると美容業の女子の方がその平均は短いが、これは、美容院は一般に企業規模が小さいうえに、技術を習得する目的で働く見習者が多いこと、習練生制度があること等の特殊事情に起因するもので、有資格者のように身分の安定した者の場合は平均勤続年数は 4年9カ月で全産業女子平均をやや上廻つており、勤続5～10年（20%

第 9 表　資格別、勤続年数別女子労働者数(%)及び平均勤続年数（%）

勤続年数別 ＼ 資格別	総数	有資格者	習練生	見習	その他
平均勤続年数	2年2カ月	3年9カ月	1年1カ月	1年1カ月	5年1カ月
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6カ月未満	25.5	8.9	57.2	64.6	26.6
6カ月以上～1年未満	9.8	8.5	9.7	13.7	20.3
1年 〃 ～2年 〃	23.0	19.6	16.4	99.3	21.7
2年 〃 ～3年 〃	12.2	12.5	11.3	12.2	6.7
3年 〃 ～4年 〃	10.2	15.5	4.2	4.8	6.7
4年 〃 ～5年 〃	7.4	13.3	0.3	1.2	—
5年 〃 ～10年 〃	10.9	20.1	0.6	0.2	26.6
10年 〃 ～15年 〃	0.4	0.9	—	—	—
15年 〃 ～20年 〃	0.1	0.1	—	—	—
20年 〃 ～30年 〃	0.2	0.3	—	—	—
不明	0.3	0.3	0.3	0.2	6.7

第3図　勤続年数別全産業女子労働者及び美容業女子労働者数分布

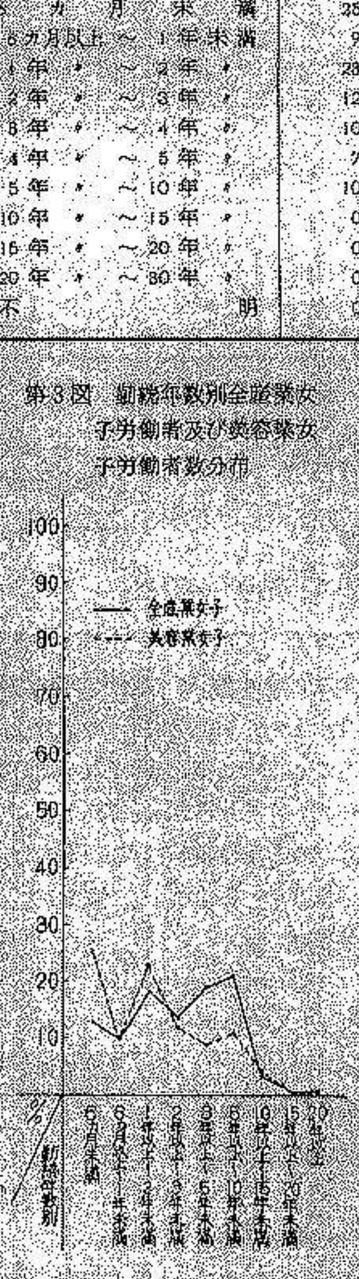

みられながには勤続15年、20年以上の者もあるのが実情である（第9表、第3図）。また、参考までにのべると男子の平均勤続年数は3年4カ月で女子よりは長い。

さらに、勤続年数別の構成をみると、6カ月未満と1～2年が多く、6カ月未満は女子労働者の 26% をしめており、習練生の過半数（57%）、見習の 35% がこれに該当している。6カ月以上1年未満は10%、1年～2年が23%、2年～3年が12%、3年～5年が18%、5年以上は 12% となっている。資格の有無別にみると有資格者は1年～2年、6年～10年とピークが二つあり、習練生は準有資格者的性格をもつ

第10表　全産業の男女及び勤続年数別労働者数（%）

1964年4月

勤続年数別	女	男
総数	100.0%	100.0%
6カ月未満	13.0	8.2
6カ月以上1年未満	9.9	5.6
1年 〃 2年 〃	18.3	11.4
2年 〃 4年 〃	15.7	9.1
4年 〃 6年 〃	12.1	13.7
6年 〃 10年 〃	21.3	28.4
10年 〃 15年 〃	3.6	10.9
15年 〃 20年 〃	0.6	6.1
20年以上	0.5	6.4

労働省　個人別賃金調査。

ため、さきにものべた通り、すぐにやめるものと、資格取得の目的を達するまで、つまり1年～3年のとめるもの（30%）とに分けることができる。習練生の事例をひろってみると通勤無給で1カ年を期間として実地習練し、若し資格試験に不合格のときは他の店に転出するか、中には全く美容業をすてのしまう者もある。見習は大部分が3年未満となっているが、さきの6カ月未満に次いで割合の高いでは1～2年（33%）である。

なお、参考までに前掲全産業女子の勤続年数別分布をかかげておく（第10表）。

ホ、扶養家族

女子労働者の扶養家族数(注1)は非常に少く、1人平均扶養家族数は0.03人となっており、前掲個人別賃金調査における全産業女子労働者平均の0.20人よりはるかに少い。資格の有無別にみると、有資格者の平均扶養家族数は0.04人、習練生、見習はそれぞれ0.01人、事務その他は0.36人で女子労働者の中では最も多い（第11表）。

第 11 表　資格別扶養家族数別女子労働者数(%)及び平均扶養家族数（%）

扶養家族数 ＼ 資格別	総数	有資格者	習練生	見習	事務その他
平均扶養家族数	0.03人	0.04人	0.01人	0.01人	0.35人
総数	100%	100%	100%	100%	100%
なし	96.0	92.2	99.4	99.6	76.3
1人	1.1	1.6	0.3	0.2	6.7
2人	0.6	0.8	0.3	0.2	10.5
3人	0.1	0.1	—	—	—
4人	—	—	—	—	—
5人	0.1	0.1	—	—	—
不明	0.1	—	—	—	—

ヘ、学歴

平均年令が低く、殊に年少者がかなり多い美容業女子労働者は、その学歴も（注＊）小学校、高等小学校、新制中学校卒業など初等教育修了者（義務教育修了者）が 82% をしめ、なかでも見習は 90% 以上が初等教育修了者である。旧制高等女学校、又は新制高等学校卒業者は 16% となっており、ことに高等教育を了えたものは 0.1% で事務その他のうちに含まれるだけである。参考までに家族従業者の場合をみると、初等教育修了者が64%、中等教育修了者が 34% で女子労働者より教育程度はかなり高くなっている（第12表）。

これを前掲個人別賃金調査、全産業の女子の学歴、初等教育修了者 75%、中等教育修了者 24.8% とくらべると美容業女子労働者の学歴はかなり低いことがわかる。

注 1　本調査における扶養家族とは、昭和31年8月の賃金支払における所得税から控除される基礎となった扶養家族をいう。

注＊　学歴の三段階区分は1964年6月文部省調査一般表における学歴構成の一に準じ「初等教育」には小学校、旧制小学校、新制中学校、「中等教育」には新制高校、旧制中学校「高等教育」には専門、短大、新旧制大学が含まれている。

第 12 表　従業上の地位別学歴別女子従業員数（%）

学歴別＼従業上の地位別	雇用者 総数	雇用者 有資格者	雇用者 習練生	雇用者 見習	雇用者 事務その他	家族従業者 総数	家族従業者 有資格者	家族従業者 習練生	家族従業者 見習	家族従業者 事務その他
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初等教育	82.4	80.0	78.5	91.7	20.0	68.6	69.0	73.7	64.6	—
中等教育	16.1	19.1	18.7	7.1	60.0	31.0	30.4	26.3	35.4	50.0
高等教育	0.1	—	—	0.2	6.6	0.8	1.0	—	—	—
その他	1.3	0.9	2.8	1.0	6.7	1.6	1.6	—	—	50.0
不明	0.1	—	—	—	6.7	—	—	—	—	—

ト、常用、臨時

美容業の女子労働者はその殆んどが常用労働者（注1）となつており（98.8%）、臨時（注2）に雇用されている者はわずか0.7%にすぎない。資格別にこまかくみると有資格者で臨時となつているものはほとんどみられず、習練生と見習にそれぞれ 1% 位づつみられる状況である（第13表）。

なお、わずかながらみられる臨時は、その大部分が市部においてであつた。

第 13 表　地位別常用臨時別女子労働者の割合

市部郡部別＼資格別 常用臨時別		総数	有資格者	習練生	見習	事務その他
総数	総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	常用	98.8	99.2	98.0	98.8	93.3
	臨時	0.7	0.4	1.1	1.0	—
	不明	0.5	0.4	0.9	0.2	6.7
市部	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	常用	98.7	99.1	97.7	98.4	92.9
	臨時	0.8	0.4	1.3	1.3	—
	不明	0.5	0.5	1.0	0.3	7.1
郡部	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	常用	99.7	99.2	100.0	100.0	100.0
	臨時	0.3	0.8	—	—	—
	不明	—	—	—	—	—

チ、通勤住込

美容業の女子労働者のうち住込(注*1)又は寄宿(注*2)している者の割合は非常に多く、71.6%

注　1　常用労働者とは試用期間中のものも含め、雇用期間に定めのない労働者をさす。
2　臨時とは1ヶ月において30日以内の期間を定めて雇用されるもの及び日日雇用される労働者をさす。

注　*1　住込とは雇主の家族と同じ家屋に住んでいる場合をいう。
*2　寄宿舎とは雇主の家屋と離れて雇主の支給する建物に住んでいる場合をいう。作業所と雇主の家が離れているため、作業所に留守番をかねて、従業員数人が住んでいる場合も寄宿舎とする。

となつており、なかでも住込が 68.8% までをしめている。従つて、自宅、親類、下宿、アパート等から通勤している者は 28.1% で、大部分の労働者が住込又は寄宿となつていることは美容業労働者の特性の一といえるであろう（第14表）。

この傾向はとくに見習にいちじるしく、その91.5%が住込又は寄宿となつており、習練生67.7%、有資格者 63.7% である。なお事務その他の住込みは少い（13.3%）。

このように見習に住込の者が圧倒的に多いことは、後の項にもみられるとおり美容業見習と呼ばれてはいるが実質的には多分に家事使用人的性格をもつものであることが予想される。

第 14 表　通勤住込別資格別女子労働者数（%）

通勤住込別＼資格別	総数	有資格者	習練生	見習	事務その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
住込 小計	71.6	63.7	67.7	91.5	13.3
住込	68.8	61.1	65.2	87.8	13.3
住込 寄宿	2.8	2.6	2.5	3.7	—
通勤	28.1	35.9	32.3	8.5	80.0
不明	0.3	0.4	—	—	6.7

第15表　通勤住込寄宿別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
通勤者のみ	6.0	7.8	2.0
住込又は寄宿者のみ	46.2	44.2	58.4
通勤と住込又は寄宿者	45.8	47.6	39.6

なお、調査対象事業場のうち通勤者と住込又は寄宿者がまざつている美容院45.8%、全部住込又は寄宿者というのが48.2%、通勤者のみというのはわずか 6% である。

市部と郡部を比べると全部が住込又は寄宿というのは郡部の方がその割合は高い。

2　美容業に於ける女子労働者の地位

イ、職場における地位

美容業の職場における地位には業主をのぞいて管理人、主任技術者又は指導員と呼ばれるもの、単に技術者と呼ばれるものと、このほかに習練生、見習とがあるが技術者以上は有資格者でなければならないことになつている。

前項に述べたとおり美容業女子労働者のうち美容師資格をもつものは、約半数あまりであるが、同じく有資格者であつても上記のように職場における地位はいろいろである。その割合をみると管理人（注1）1.4%、主任技術者（注2）又は指導員と呼ばれるもの 7%、技術者 44.1% 他は習練生と見習ということになる。管理人及び主任技術者（指導員）は業主と同様に管理的立場に立つもので、

注　1　美容院開設者が無資格である場合、有資格者を管理人としておかなければならない規定となつている。
2　主任技術者とは、指導員とも呼ばれ実地習練所となる美容院において習練生の指導にあたるもので、美容師資格を取得して後、実務経験3年以上に及ぶものは指導員となることができる。

第16表　従業上の地位別、職場における地位別女子労働者数（%）

資格別＼従業上の地位別		雇用者	家族従業者
総数		100.0%	100.0%
有資格者	小計	52.5	76.8
	管理人	1.4	10.7
	主任技術者	7.0	26.1
	技術者	44.1	39.5
習練生		19.5	7.5
見習		27.2	15.4
事務その他		0.8	0.8

参考のために家族従業者である有資格者についてみると、管理人10.7%、主任技術者26.1%で、労働者の場合と比べるとこれらの地位についている割合がはるかに高いことがみられ、家族従業者が業主的役割を果すことも考えられる。労働者の多くが住込であるという事実とともに美容業の特色の一つとして注目される点であろう（第16表）。

ロ、職場における地位別の職務内容

美容師法第2条によると「美容とはパーマネントウエーヴ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすることをいう」としてあるが、以上のほか洗髪、美顔、美爪、白髪染等一この場合、顔そり作業はこれを含まないのを原則としている一がある。また着付けは衛生に影響がないのでこの法律には含まれていないが、広義にみれば美容の範疇に入ることになつている。さきにのべたように美容業女子従業員の職場における地位は、はつきりときめられており、それぞれの責任の度合と範囲は異るわけであるが、日常客に接する仕事そのものはだいたい資格の有無によつて分けられているようである。

第17表にみられるとおり美容院の仕事は直接客に接する美容業務と、補助業務、管理的業務、その他に大別することができるが、美容業務の中でもあきらかに技術を要するもの、例えばカット、セット、毛染、脱毛及び婚礼の結髪、化粧、着付などには専ら有資格者がたずさわつていて、習練生は皆無、見習のごくわずかが助手として従事しているにすぎない。とくにむつかしい技術を必要としないセットのピンカール、ピン渡し、ふけとり、マツサージ等は習練生と見習が主としてたずさわつていて有資格者はこの調査では皆無となつている。また洗髪も習練生と見習が従事している。コールド巻き、デンキパーマ巻き、マニキュア等は有資格者と習練生が主として行い、見習は少い。

補助業務のうち、作業場の掃除、用具の消毒などは、資格の有無にかかわらず行つているがその割合はやはり習練生と見習が多い。しかし後片付け、パット作りなどは習練生と見習に限られている。また、その他雑用は習練生と見習のみにみられる。

業主のたずさわつている業務についてみると、大体は有資格者と同じ種目でその割合もほぼ同じようであるが、著しく多いのは婚礼支度でこれは最も責任度が高いから有資格の美容師主という個人技術が要求されるものであろう。

なお、第17表では業務管理は業主だけにみられるが、有資格者の中の管理人は実質的には技術指導を担当するもののようである。

調査事例をみると習練生は美容業務のうち簡単なもの又は助手的なことだけしかさせられず、お互（習練生同志）の頭で練習し合つているところもあり、他の美容院では習練生が業務上の業主の片腕となつているところもみられる。また人員の交流がないため同じ仕事をいつまでもさせられるので、技術習得が出来ないという見習の声もきかれる。

第17表　従業上の地位別、職務別従業員数（%）

項目別＼従業上の地位		雇用者			業主
		有資格者	習練生	見習	
総数		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
美容業務	カット	12.1	—	0.7	13.2
	セット	12.0	—	0.6	13.6
	セットのピンカール	—	9.5	0.8	—
	ピン巻き	—	1.4	20.3	—
	コールド巻き	12.7	16.2	5.7	11.3
	デンキパーマ巻き	10.4	13.0	2.1	9.6
	洗髪	5.0	16.1	11.0	—
	ふけとり	—	0.7	8.1	—
	マッサージ	—	0.2	0.1	—
	毛染	7.1	—	0.2	8.7
	脱毛	—	—	—	6.5
	美顔術	4.8	0.1	—	—
	マニキュア	6.6	0.5	4.4	9.1
	婚礼衣装の着付と化粧	5.6	1.8	0.1	6.5
	同上の助手	8.6	0.4	—	11.2
補助業務	用具の消毒	0.1	4.5	—	—
	パット作り	9.5	16.2	8.8	4.5
	作業場の掃除	—	0.5	16.7	—
	後片付け	10.6	17.2	18.1	8.2
	ストーブ作り	—	—	0.2	—
	機械修理	—	0.2	0.2	—
	事務	—	—	0.1	0.1
業務管理的業務		—	—	0.4	—
その他	洗濯	—	—	—	0.7
	炊事	—	0.9	0.2	—
	雑用	—	—	0.6	—
不詳		—	0.4	0.4	—
		—	0.2	0.3	2.1

パーマネントウエイヴの作業工程を明らかにするため、参考までに労働省労働統計調査部雇用統計シリーズNo. 3を紹介しておく。

電気パーマネント工程の概略をのべると、一口にいえば、頭髪を薬品と電熱によつて、巻毛となし、ウエーブを出し、セットをすることである。そのやり方を精々詳しくのべてみよう。もちろん、以下にのべることは、パーマネント工程の基本的な作業で、このほかに、いろいろな応用動作があるわけである。

(1)　毛を切ること（Cutting）

客の求めるスタイルを容易につくれるようにするためと、パーマネントを永持ちさせるために行う作業である。まず好みのスタイルによつて、各部位の長短を定め、カット鉄によつて、なるべく勾配を少くしてカットを行う。カットはどんな場合でも、毛髪は根元から最短五糎はのこすようにしなけ

パーマネント工程図

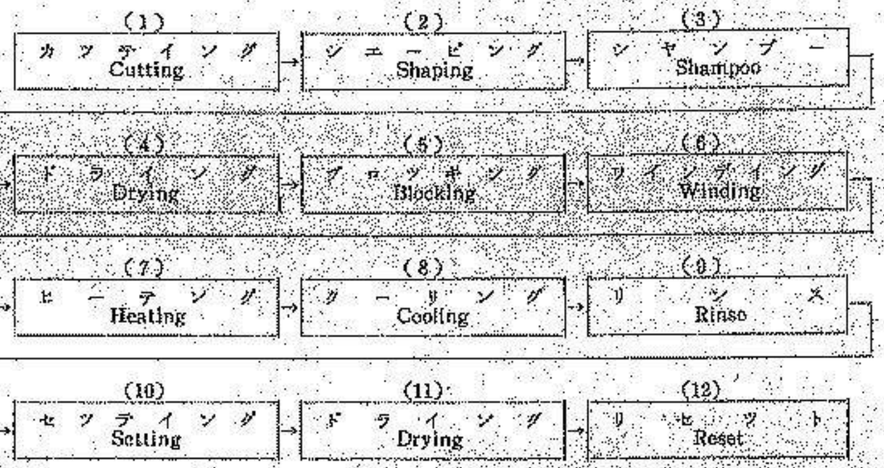

ねばならない。

(2) 毛をそぐこと (Saping)

パーマネントをかけた毛は非常にかさばるので、適当な量に毛先の厚みをもたせ、毛量を軽くして、カールの持ちをよくするために行う。この場合、櫛とソギ鉄又はカット鉄を用いる。

(3) シャンプー (Shamppoo)

シャンプー剤を用いて、油やよごれを十分にゆすぎとる。

(4) 乾燥 (Drying)

シャンプーした後、ぬれた毛を乾すために、ドライヤー（乾燥機）に入れて乾燥する。

(5) 分けとる (Blocking)

毛髪をプロテクターの大きさの面積（幅）だけ分けとり、フェルト、プロテクターをはめる。プロテクターのはめ方はスタイルによつて異なる。

普通の人でプロテクターの数は21～22個つける。余程頭の大きな人で24個ぐらいである。

(6) 巻きつける (Winding)

(7) 加熱 (Heating)

巻きつけた各々のロッドにパッドをおおいパーマネントマシンのヒーターでパッドの上からはさみ、スウイッチを入れて加熱する。

(8) 冷却 (Cooling)

(9) ゆすぎ (Rinse)

毛髪に附着しているソリューションの残液を流し去り、無用の薬分を除去する。

(10) 整髪 (Setting)

ゆすいだ髪は櫛でよくとかし、客の好みに応じて、ローションを塗布し、クエーブ、カール、リングなどに適宜まとめととのえる。

(11) 乾燥 (Drying)

セッテイングした髪は濡つているからガールタイで頭全部をおおい、ドライヤーに入れて乾燥する。

(12) 仕上げ (Reset)

乾燥したら、ピンやクリップを取りのぞき、ポマード、つや出し香油などを塗布し、櫛を用いて最後の仕上げをする。

このほかに製品をもつてするコールド・パーマネントウエーブがあり、また最後はどしどし海外の新しい美容技術が摂取されつつある。

ハ、職場における地位と個人的諸条件

習練生と見習はまだ一人前の美容師ではないので、ここでは有資格者について職場におけるその地位と美容師の年令、勤続年数、学歴等個人的条件との間になんらかの傾向がみられるかどうかを述べることにする。

年令。職場の地位と年令との状況をみると、責任度の高い地位ほど平均年令は高くなつている。即ち管理人は28.7才、主任技術者又は指導員は25.4才。前記のとおり指導員は資格取得後、実務経歴3年以上のものとなつているので平均年令が比較的高くなるのは当然のことといえよう。単に美容師又は技術者と呼ばれている有資格者は21.9才で習練生の平均に近くなつている（第18表）。

また、平均年令を層別にみると、管理人は20才～24才が最も多く、25才～30才をふくめて20才代が半数以上で、ついで30才～39才までが38.6％となつている。主任技術者は20才～25才までが57.9％で過半数をしめており、技術者は20才未満が22％で、管理人、主任技術者に比べて低い年令層に分布している（第19表）。

第18表 職場における地位別女子労働者の平均年令

	管理人	主任技術者	技術者
平均年令	28.7才	25.4才	21.9
最高年令	49.0	56.0	47.0
最低年令	19.0	18.0	16.0

第19表 職場における地位別、年令階級別女子労働者数（％）

	管理人	主任技術者	技術者
総数	100.0％	100.0％	100.0％
15才～17才	—	—	2.0
18才～19才	3.8	5.4	22.1
20才～24才	38.8	57.9	60.0
25才～29才	15.4	15.7	11.5
30才～34才	19.2	5.8	3.0
35才～39才	7.7	5.3	1.0
40才～44才	11.5	8.2	—
45才～49才	3.8	1.6	0.3
50才～59才	—	1.6	—
60才以上	—	—	—

勤続年数。いわゆる役付となつているものの平均勤続年数はかなり長い。地位別にみると、管理人が4年4カ月、主任技術者4年8カ月、普通の技術者は2年11カ月となつており、習練生の11カ月、見習の1年1カ月に比べるとはるかにその定着性は高いといえる（第20表）。

これを層別にみると、管理人と主任技術者には5年以上がそれぞれ38％、42％もみられるのに対して、技術者はわずかに18％にすぎない。

参考として有資格雇用者と有資格の家主及び家族従業者とを比べてみると、家主は平均勤続年数が17年6カ月、家族従業者は7年8カ月で、雇用者の6年2カ月よりいずれも長い（第21表）。

第 20 表　職場における地位別勤続年数別女子労働者数（%）及び平均勤続年数

	管理人	主任技術者	技術者
平均勤続年数	4年4カ月	4年8カ月	2年11カ月
総数	100.0%	100.0%	100.0%
6カ月未満	15.4	5.5	9.2
6カ月以上～1年未満	15.4	5.5	8.8
1年以上～2〃	11.5	14.3	20.7
2〃～3〃	11.5	4.0	13.9
3〃～4〃	3.9	10.3	16.7
4〃～5〃	—	17.3	13.0
5〃～10〃	26.9	36.5	17.3
10〃～15〃	7.7	3.2	0.3
15〃～20〃	3.9	—	—
20〃～30〃	—	2.4	—
30〃	—	—	—
不明	3.9	0.8	0.1

第 21 表　有資格者の従業上の地位別美容業従事年数別女子従業員数（%）及び平均従事年数

	総数	業主	家族従業者	雇用者
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6カ月未満	1.2	—	1.6	1.6
6カ月以上～1年未満	0.2	—	—	0.3
1年〃～2〃	4.2	—	3.3	6.9
2〃～3〃	5.2	0.6	4.9	7.0
3〃～5〃	33.2	4.4	16.4	56.9
5〃～10〃	30.0	18.0	53.2	29.7
10〃～15〃	6.2	12.0	6.5	4.6
15〃～20〃	3.7	11.7	5.9	0.4
20〃～30〃	6.8	33.1	4.9	1.0
30〃～50〃	3.2	12.3	1.6	0.2
50〃	—	—	—	—
不明	4.1	7.9	2.7	3.0
従事年数 平均	8年3カ月	17年6カ月	7年8カ月	5年2カ月
最高	48年	48年	46年	38年
最低	1月	1月	1月	1月

扶養家族。平均扶養家族数は管理人が0.31人、主任技術者0.16人、技術者0.02人で地位の高いものほど家族の扶養負担は大きくなつている（第22表）。

学歴。調査対象となつた有資格者中高等教育を修了した者は1人もいなかつた。中等教育修了者の割合は管理人が38%、主任技術者が22%、技術者 18% でやはり責任の重い地位にある者ほどその率は高くなつている（第23表）。

第22表　職場における地位別扶養家族数別女子労働者数（%）及び平均扶養家族数

	管理人	主任技術者	技術者
平均扶養家族数	0.31人	0.16人	0.02人
総数	100.0%	100.0%	100.0%
なし	84.7	90.5	98.6
1人	3.8	5.5	1.1
2人	7.7	3.2	4.3
3人	3.8	—	—
4人	—	—	—
5人	—	0.8	—
6人以上	—	—	—

第23表　職場における地位別学歴別女子労働者数（%）

	管理人	主任技術者	技術者
総数	100.0%	100.0%	100.0%
初等教育	61.5	75.4	81.3
中等教育	38.4	22.2	17.9
高等教育	—	—	—
その他	—	2.4	0.8

第24表　通勤住込別資格別女子労働者数（%）

		管理人	主任技術者	技術者
総数	計	100.0%	100.0%	100.0%
	住込及び寄宿	65.4	59.5	64.2
	通勤	23.1	39.7	35.8
	不明	11.5	0.8	—
市部	計	100.0%	100.0%	100.0%
	住込及び寄宿	53.2	57.5	63.5
	通勤	26.3	41.6	36.5
	不明	10.5	0.9	—
郡部	計	100.0%	100.0%	100.0%
	住込及び寄宿	71.4	76.9	69.0
	通勤	14.9	23.1	31.0
	不明	14.3	—	—

通勤及び住込。美容業はその業務の特性にもとづく住込寄宿が多いことは、さきに述べたとおりであるがこの傾向は地位に関係なく、また支部より郡部の方がやや大きい。管理人は65.4%、主任技術者は 59.5%、技術者 64.2% となつている（第24表）。

第2章　女子の労働力給源

1.　出身地と就業地

美容業女子従業員―業主、家族従業者、雇用者―の出身地は全国にわたつている（第25表）。第26表は出身家庭の所在地別に現在の就業地を示すものであるが、全般的にみると大部分は出身地の美容院に働いていることがわかる。他県に出て働く場合は大都市に集中する傾向が強く、東京及びその近県、京阪地区、広島、福岡は多くの県から来て働いているものが多い。とくに東京には数県をのぞく全国各府県から集つてきており、大阪、兵庫、奈良には中部以西の各県からあつまつてきている。このように美容技術習得を目的として地方から大都市にあつまる傾向は、美容師養成所が大都市に多く設置されていることにも関連があると考えられるが、郡部よりも市部の美容院の方が技術習得に便宜が多いためと思われる。

これに関する事例として郡部の業主の言葉をあげると「見習又は習練生の募集や、また技術者の確保に最も苦心している。郡部の美容院では客の好みが流行とちがい例えばパーマネントウエーブでもチリチリに縮らせることを望むために、技術の研究が思うように出来ないので希望して来るものは殆んどない」と述べている。

第 25 表　美容業女子従業員の出身地別現在の就業地

就業地＼出身地	総数	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
北海道	92.6					7.1	4.9	1.6
青森	80.0							
岩手	76.6							
宮城	81.1						2.4	4.7
秋田	71.4							
山形	68.3							
福島	2.4					2.4	4.9	62.5
茨城	4.7							70.0
栃木	1.6							5.0
群馬	81.0							
埼玉	2.6					2.6		6.3
千葉	73.7							
東京	3.8						2.4	
神奈川	76.9					2.6		6.3
新潟	94.2							
富山	10.8							1.6
石川	4.1	1.1	5.0					
福井	10.0			6.7	5.4	14.3	14.7	1.6
山梨	22.5							
長野	19.0							
岐阜	18.8							
静岡	15.5							
愛知	3.8							
三重	2.6							
滋賀	1.6							
京都府	1.6							
京都市	1.6							
大阪府	10.0				10.0		2.4	
大阪市	1.6							
兵庫	1.6							
奈良	1.6							
和歌山	1.6							
鳥取	1.6							
島根	1.6							
岡山	1.6							
広島	1.6							
山口	1.6							
徳島	1.6							
香川	1.6							
愛媛	1.6							
高知	1.6							
福岡	1.6							
佐賀	1.6							
長崎	1.6							
熊本	1.6							
大分	1.6							
宮崎	1.6							
鹿児島	1.6							

就業地＼出身地	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
北海道					
青森					
岩手					
宮城					
秋田					
山形					
福島	2.5				
茨城	70.0				
栃木	5.0	81.0	2.6	3.8	
群馬			73.7		
埼玉				76.9	94.2
千葉				15.5	10.8
東京				3.8	
神奈川					
新潟					
富山					
石川					
福井					
山梨					
長野					
岐阜					
静岡					
愛知					
三重					
滋賀					
京都府					
京都市					
大阪府					
大阪市					
兵庫					
奈良					
和歌山					
鳥取					
島根					
岡山					
広島					
山口					
徳島					
香川					
愛媛					
高知					
福岡					
佐賀					
長崎					
熊本					
大分					
宮崎					
鹿児島					

第 25 表　美容女子従業員の出身地別現在の就業地（続）

就業地＼出身地	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
北海道					6.3							
青森	0.5											
岩手												
宮城			1.7									
秋田												
山形												
福島												
茨城												
栃木												
群馬												
埼玉	3.8		3.5				1.8					
千葉	89.1	17.1	16.2	8.3	10.0	2.8	16.0	13.0	1.6	6.7	3.6	
東京	1.7	80.0	1.7			28.2				14.9		
神奈川			66.0									
新潟				95.7	83.4	2.8			1.6			
富山						60.0	76.0	77.8				
石川									57.8			
福井	1.1								1.6	73.7		
山梨			5.0				4.0	5.6	31.2		94.6	6.3
長野								1.8			1.6	70.8
岐阜	0.5		1.7						6.2			
静岡	0.5				11.3					5.2		14.6
愛知	1.1					8.7				1.6		2.1
三重											2.1	2.1
滋賀												4.1
京都府												
京都市												
大阪府												
大阪市												
兵庫												
奈良												
和歌山												
鳥取												
島根												
岡山												
広島												
山口												
徳島												
香川												
愛媛												
高知												
福岡												
佐賀												
長崎												
熊本												
大分												
宮崎												
鹿児島	0.5											

第 25 表　美容女子従業員の出身地別現在の就業地（続）

就業地 ＼ 出身地	総数	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
北海道													
青森													
岩手													
宮城													
秋田													
山形													
福島												1.7	
茨城													
栃木			1.8										
群馬								2.9	5.0	1.8			5.6
埼玉		5.7		1.1	1.4								
千葉				1.1									
東京					1.4								
神奈川													
新潟													
富山													
石川													
福井													
山梨													
長野													
岐阜			1.8										
静岡				1.1						1.8	1.6	1.7	2.9
愛知		80.0	3.6	1.1							1.6		
三重		13.3	85.6	1.1	2.7	5.5						1.7	
京都			3.6	83.0	12.2	11.1	2.9	5.9	10.0	1.8			
大阪				3.5	74.4		2.9	11.8		7.0	4.8	3.4	2.9
兵庫			3.6	2.3	1.4	83.4	2.9			15.7			2.9
奈良				2.3			91.3						
和歌山				1.1				58.8					
鳥取								2.9	55.0				
島根					2.7			8.9		66.3	4.8		
岡山								5.9	20.0		87.2	16.9	
広島					1.4				10.0			72.9	
山口													82.3
徳島					1.4					1.8		1.7	
香川				1.1									
愛媛										1.8		1.7	
高知								2.9					
福岡													
佐賀													
長崎													
熊本													
大分													
宮崎													
鹿児島					1.4								2.9

第 25 表　美容女子従業員の出身地別現在の就業地（続）

就業地 ＼ 出身地	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	その他
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
北海道											
青森											
岩手											
宮城											
秋田											
山形											
福島				1.3							
茨城					2.4						
栃木											
群馬											
埼玉	4.4	4.5	7.0	2.6	2.4	3.2	6.7	4.5	2.3	2.1	
千葉		2.3									
東京						1.6					
神奈川										2.1	
新潟									2.3		
富山											
石川								3.2			
福井											
山梨		4.5		3.4							
長野											
岐阜				3.4							
静岡		2.3		3.4						4.2	
愛知										4.2	
三重	22.2	6.7	2.8	3.4	1.9	4.8	6.3		2.2		
京都			6.8	3.4	2.6				2.2		
大阪									2.2		
兵庫	15.6										
奈良		2.3			8.9		3.4	11.1			
和歌山											
鳥取											
島根											
岡山											
広島	61.1	2.3	59.1								
山口				76.0							
徳島					87.0	14.2	11.1	6.7	8.9		6.2
香川						78.8	3.2				2.1
愛媛					1.3	2.4	68.2				2.1
高知							3.2	81.8	2.2		
福岡								3.4	62.2	2.8	
佐賀									4.5	90.8	50.0
長崎										2.8	
熊本											
大分											
宮崎											
鹿児島										77.0	

第 26 表　府県別・出身地別女子従業員数（%）

府県名	府県別女子従業員数	出身地別女子従業員数	府県名	府県別女子従業員数	出身地別女子従業員数
総数	100.0%	100.0%	三重	1.7	2.1
			滋賀	0.8	0.7
北海道	4.1	4.3	京都	2.8	2.6
青森	0.9	0.9	大阪	6.2	3.9
岩手	1.1	1.3	兵庫	3.9	3.3
宮城	1.6	1.7	奈良	1.3	0.8
秋田	1.4	1.9	和歌山	1.6	1.5
山形	1.3	1.8	鳥取	0.8	1.5
福島	2.1	2.9	島根	0.5	0.9
茨城	1.5	1.8	岡山	2.4	2.5
栃木	1.8	1.9	広島	3.7	2.8
群馬	1.3	1.7	山口	2.1	2.6
埼玉	2.0	1.2	徳島	1.3	1.6
千葉	2.5	2.6	香川	1.2	2.0
東京	13.3	8.2	愛媛	1.2	2.0
神奈川	2.5	1.6	高知	1.0	1.3
新潟	1.7	2.7	福岡	4.1	8.4
富山	1.3	1.3	佐賀	1.5	1.9
石川	1.2	1.3	長崎	2.0	2.8
福井	0.9	1.6	熊本	1.2	1.5
山梨	1.0	1.1	大分	1.5	2.0
長野	3.1	2.4	宮崎	2.0	1.9
岐阜	1.7	2.9	鹿児島	1.8	2.1
静岡	2.2	2.7	その他（沖縄・ブラジル）	—	0.1
愛知	3.9	2.6			

2. 家族関係，前歴等

イ、配偶関係

後に述べるように採用条件に未婚と限つている場合がかなり多く、また平均年令にもあらわれているとおり25才未満の若い婦人が圧倒的に多いので大部分（93.2%）が未婚者で、既婚者は少く、有夫者4%、夫と死離別したもの1.5%となつている。

なお、有夫者ならびに死離別者の状況を資格の有無別にみると、その割合は有資格者、習練生、見習その他の順になつている（第27表）。

既婚者のうち子供をもつているものは約半数で、その大部分は1人から2人である（第28表）。

第27表　資格別・配偶関係別・女子労働者数（%）

	総数	未婚	有夫	死離別	不明
	%				
総数	100.0	93.2	4.0	1.5	1.3
有資格者	100.0	89.7	6.6	2.2	1.5
習練生	100.0	96.1	1.8	1.2	0.9
見習その他	100.0	97.8	0.6	0.2	1.4

第28表　子供の有無別・子供の人数別・既婚女子労働者数（%）

	総数	有資格者	習練生	見習その他
	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
なし	51.6	51.9	50.0	50.0
あり 計	47.3	46.8	50.0	50.0
あり 1人	23.7	24.1	20.0	25.0
あり 2人	17.2	17.7	10.0	25.0
あり 3人	3.2	2.5	10.0	—
あり 4人以上	2.2	2.5	—	—
あり 不明	1.0	—	10.0	—
不明	1.1	1.3	—	—

第29表　資格別・出身家庭の主な家計支持者別女子労働者数（%）

	総数	有資格者	習練生	見習その他
	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
本人	1.0	3.4	—	0.4
父母	64.3	58.1	74.6	69.1
夫	15.9	19.1	14.9	16.2
夫	2.5	3.8	1.6	0.6
子供	—	—	—	—
兄弟姉妹	12.7	10.0	6.8	5.9
その他親族	1.8	2.2	0.4	1.9
その他・不明	2.0	3.2	1.9	2.6
	0.4	0.2	0.3	0.8

ロ、主な家計支持者とその職業

労資従女子労働者の中、「本人が家計を主として支えている」と回答しているものはわずかに1.9%でその大部分は有資格者である。過半数の64.3%は父が主たる家計支持者、母の場合は14.3%、きようだいが14.5%、夫が2.5%となつており、子供の場合は皆無である（第29表）が、家計支持者でないものの構成は95.6%

第30表　資格別・出身家庭の主な家計支持者の職業別・女子労働者数（%）

	総数	有資格者	習練生	見習その他
	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
会社員	15.1	19.0	12.5	11.9
公務員	6.9	7.1	9.6	5.2
医師	0.2	0.2	0.6	—
教員	1.5	1.2	2.1	0.4
工職人	3.2	2.4	3.0	4.0
小売業	6.6	6.3	5.7	7.8
農業	10.3	10.2	12.2	9.1
其他商業	29.1	28.5	30.1	35.8
熟練職	3.0	4.1	3.6	0.7
その他	4.2	3.5	3.4	3.0
不明	18.2	17.2	17.6	20.4
	1.6	1.8	1.2	1.4

となり、これまでに当局が調査した繊維女子労働者（95%）、銀行女子職員（90%）、乗合バス車掌（74%）のいずれの場合よりも、その率は高い。

つぎにこれら家計支持者の職業をみると農業が最も多く29.3%、ついで会社員、公務員、教員等の俸給生活者が23.5%、小売業が 10.3%、職人 6.6%、工員 3.2%、美容業を経営するもの 3.0% となつている（第30表）。

ハ、経済生活の形態

美容業女子労働者についてその経済生活の形態をみると、かなり個人差のあることがうかがえる。

女子労働者の回答によると家族とはなれて生活している場合「独立して生活している」が全女子労働者の約半数 45.4%、「毎月家から補助をうける」が 27.5%、「毎月家に送金」が 3.1%、家族と一緒に生活している場合では「家えは給料を全く入れていない」が12.2%、「給料の中から毎月家に入れる」が 8.7%、「自分が主になつて家計を支えている」が 1.9% となつている（第31表）。

第 31 表　資格別・経済生活の実情別女子労働者数（%）

		総　数	有資格者	習練生	見習・その他
	総　数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
家族別と居	家族とはなれて独立して生活	45.4	49.5	28.4	50.1
	家族とはなれて生活しているが毎月家より補助を受ける	27.5	12.3	44.5	42.8
	家族とはなれて生活し毎月家に送金	3.1	4.7	0.6	1.8
家同族と居	自分が主になつて家族の生計を支えている	1.9	3.4	1.5	—
	家族の一員として給料の中から毎月家に入れる	8.7	15.5	—	1.1
	家族と一緒に生活してはいるが家へは給料を全く入れない	12.2	12.7	22.3	4.2
	不　明	1.2	1.9	2.7	—

これを資格別にみると、有資格者（73%）の大部分は大なり小なり生活能力をもつもの（独立生計を営んでいる。その上家に送金している。本人が家計支持者、家族と同居し一部生活費を出している）とみなされる。次に見習その他も過半数（53%）は他からの補助を受けず生活をたてており、中には家族の生計までみているものも若干あるが，習練生はその特性上，また多くが（87%）親あるいはその他の家族に依存している（第31表）。

ニ、美容業につく前の職業

まず有資格者が美容師となる以前、職業についていたかどうか、またどんな職業に従事していたかをみると、前職歴のないものが大分で（90.1%）、職業をもつていたものはわずかに6.5%である（第32表）。その職業のうちで多いのが事務員、つぎに工員、洋裁和裁、小売店員の順で、タイピスト、看護婦など特殊技能をもつものと、農業がこれにつぎ、教師、電話交換取扱者、給仕、女中（個人家庭）などがわずかみられた（第33表）。なお，習練生のうち養成機関に入る前に職業をもつていたかどうかについてみると（第32表）前職歴なしというのがこれまた大部分 84.5% をしめており、職業についていたもの 13.8% で有資格者の場合より多い。

その職業は美容院の見習が最も多く、ついで事務員が多い。小売店員、工員、看護婦などがこれにつぎ、農業、タイピスト、女中（個人家庭）、和洋裁がわずかづつみられる。また、習練生の中で、働きながら夜間の養成機関、通信教育を受けたものの前職歴をみると、職業につかないものが23%、職業をもつていたものが 73% で、そのうち大部分は美容院に働いている。その他は事務員とタイピスト、小売店員がわづかづつみられる。

以上から推測すると習練生は美容院に見習として働いていたもの、又は働きながら養成機関を修了したものがかなり多いことが知られよう。

第32表　資格別・美容業につく前の職業の有無別・女子労働者数（%）

	有資格者	習練生
総　数	100.0%	100.0%
有	6.5	13.8
無	90.1	84.5
不　明	3.4	1.7

第33表　資格別美容業につく前の職業別女子労働者数

職業別 ＼ 資格別	美容業につく前の職業別・有資格者女子所持者数	養成機関に入る前の職業別習練生女子労働者数	夜間通信教育学業の養成期間中の職業種類別習練生女子労働者数
総　数	58人	39人	38人
農林家	2	2	—
工　員	9	8	—
教　員	1	—	—
洋裁和裁	3	3	—
事務員	25	9	1
タイピスト	3	1	1
電話交換手	1	—	—
給　仕	2	—	—
小売店員	4	4	1
女　中	1	1	—
洋・和裁	5	1	—
獣　医	1	—	—
商　業	1	—	—
美容院	—	15	35

ホ、就職の動機

女子労働者の回答から就職の動機について意識の面からみると、「技術を身につけたいから」「興味があつたから」というのが圧倒的に多くみられる。また「女の適職だから」「結婚しても続けられるから」が多い。このように職業意識にもとづいて美容業を選んでいる傾向がかなり明らかにうかがえる。なお、「自分の生活費を得るために」「家族を養うために」というつまりさしせまつた家計のためというのは案外少い。これは前項経済生活の形態にみられたとおり、全体として親がかりのものがかなり多かつたことと一致する。

第34表　資格別・美容業を選んだ理由別女子労働者数（%）

	総数	有資格者	習練生	見習その他
	%	%	%	%
総　数	100.0	100.0	100.0	100.0
興味があつた	29.8	28.0	26.3	35.0
女の適職だから	5.6	6.5	7.1	2.8
結婚しても続けられる	4.1	4.6	4.1	2.8
技術を身につけたい	45.2	42.9	46.9	50.1
何んとなく	5.5	6.7	5.2	3.5
生計のため	2.4	3.0	1.6	1.9
知人にすすめられて	6.6	8.1	6.2	3.5
その他	0.3	0.5	—	0.2
不　明	0.2	0.3	0.3	0.2

また、「家業をつぐため」とか「近親者が美容師（理容師）なので、すすめられたから」というのもかなりあり、「何となく」という漠然とした回答も相当みられる。その他の中には「農業がいやだから」「自分がおしやれで美容師になりたかつた」「他に仕事がなかつた」というのが僅かながらある。

以上から美容業の女子労働者の多くは当面は家庭に依存しながら技能習得をめざして働き、ゆくゆくは独立して店を持つこと、あるいは結婚して家庭と職業を両立させながら、働くなど

いづれも経済的独立自営を目指しているものであることをうかがい知ることができる（第34表）。

第3章 女子労働者の採用

1 採用条件

調査した415事業場のなかには採用を全くしないもの、また新規募集をしていないものも若干あるが、定期新規採用をする事業場は34.9%で、その他は人員補充の必要が生じたとき採用している（第35表）。従つて事業場として、採用条件をはつきり定めていない所が多いらしく、調査票の三分の一位は不明となつている。回答があつた事業場について条件としている項目をみると、年令、学歴、経験年数、性別、配偶関係、家庭の状況、その他があげられている。これらの各条件については有資格者、習練生、見習その他によつて異るので資格別にみることとする。

第35表 市部・郡部別新規採用の有無別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
新規採用する	34.9	35.4	33.6
現在新規採用しない	12.1	12.4	11.0
不明	53.0	52.2	55.4

年令。有資格者の場合は年令を問わないと言つている所が多いが（31%）、条件をつけているところの様子では一般に「若い人」が要望されている（20才まで9%、20~23才6%、25才まで11%習練生については、三分の一の事業場が20才までと条件をつけているが、年令を問わないものも19%みられ、見習その他は、回答のあつた事業場の大部分が新制中学を卒業してすぐのものから20才までを条件としている（第36表）。

経験。一般に採用条件として美容業務に従事した経験が問題にされているのは有資格者の場合だけとみてよいであろう。今回の調査では有資格者に1年から10年の経験を要求している事業場が34.3%あつたが、経験を問わないところ、むしろ習練生、見習は未経験者が希望されている（第37表）。

学歴。資格にかかわらず全体としてほとんどの事業場が「学歴を問わない」「新制中学卒業以上」となつており、ほかに各層を通じて「新制高校以上」というのがわずかずつみられる状況である（第38表）。

第36表 年令別・資格別採用条件別事業場数（%）

資格別 / 年令別	有資格者	習練生	見習その他
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
満19才（新制中学卒業）	—	4.3	21.2
満19才以上（〃 以上）	0.7	10.1	6.9
20才まで	8.9	20.9	17.3
20才以上～23才まで	5.3	2.4	1.2
25才まで	11.1	1.4	0.6
30才まで	3.1	0.3	—
年令を問わない	31.4	18.2	10.4
採用しない	9.2	6.5	2.2
不明	30.1	27.5	35.3

第37表 経験年数別・資格別採用条件別事業場数（%）

資格別 / 経験年数別	有資格者	習練生	見習その他
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
経験を問わず	19.4	16.0	12.6
未経験者	0.3	44.7	45.2
経験1年以上	3.0	2.1	—
〃 2 〃	5.1	0.3	—
〃 3 〃	7.1	0.3	—
〃 4 〃	3.3	—	—
〃 5 〃	10.3	—	—
〃 10 〃	0.3	—	—
採用しない	9.6	7.1	2.3
不明	31.8	30.6	39.9

第38表 学歴別・資格別採用条件別事業場数（%）

資格別 / 学歴別	有資格者	習練生	見習その他
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
新制中学卒業以上	19.9	45.7	49.8
新制高校卒業以上	6.9	5.7	3.6
学歴を問わず	34.2	13.8	5.8
採用しない	9.1	6.2	2.2
不明	29.9	28.1	38.6

第39表 配偶関係別・資格別採用条件別事業場数（%）

資格別 / 配偶関係別	有資格者	習練生	見習その他
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
配偶関係は問題にしない	15.4	10.6	6.1
未婚者に限る	45.5	53.9	58.4
採用しない	9.1	6.8	2.2
不明	30.0	28.7	33.3

配偶関係。未婚者に限ると明らかに採用条件にうたつている事業場は資格有無の別なく、ほぼ半数をしめており、配偶関係は問題にしないというところは有資格者（15.4%）、習練生（10.6%）、無資格者（6.1%）の順になつている（第39表）。

家庭状況。一般に美容業においては家庭環境はあまり重要視していないようにみられる。「家庭状況問題にせず」というのが20%前後、「普通の家庭の子女」を条件とする事業場が25%前後となつている。とくに「良家の子女」を条件としてあげている事業場も有資格者、習練生、見習ともに15%前後みられるが、また逆に「貧困家庭の子女」を条件としているところも僅かずつみられた（第40表）。

第40表 家庭状況別・資格別採用条件別事業場数（%）

資格別 / 家庭状況別	有資格者	習練生	見習その他
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
家庭状況は問題にせず	20.8	21.4	16.7
良家の子女	14.2	16.1	16.4
貧困家庭の子女	1.9	1.6	1.0
普通家庭の子女	23.7	26.8	24.7
採用しない	9.2	6.8	2.8
不明	30.2	26.6	38.9

第41表 性別・資格別採用条件別事業場数（%）

資格別 / 性別	有資格者	習練生	見習その他
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
性別は問題にしない	4.0	4.4	2.4
男子は採用しない	57.2	61.0	66.7
採用しない	9.0	6.6	2.2
不明	29.8	28.0	28.7

性別。男子を採用しないことをあきらかに示している事業場は過半数をしめており、性別は問題にせずとしているところは4%位であつた。これによると美容業への男子の進出は未だ著しくないことがうかがわれる（第41表）。

その他。調査項目としてはあげなかつたが前述の条件の他に接客上の必要条件として容姿端麗、健康、明朗、気立がよいこと、意志堅固などを特に希望している事業場がかなり多い。

また、従業員の異動が頻繁なのを警戒して、3年～5年位勤続出来る人、異動の少い人を希望しているところ、住込可能の人を条件にしている事業場等が若干みられる。

2. 採 用 方 法

採用のとき試験を実施する事業場 28.7% で、多くの事業場では試験を行つていない。これは市部、郡部ともに大差はみられないが、試験のある事業場が市部の方にやや多い（第42表）。

採用試験の方法は面接、口答試問が一般的で、学課試験を行つたり、成績内申書により選定する事業場は比較的少い。又面接の際技術テストを行うところは、かなり多く又美的センスや運動神経をしらべるところも若干ある。このほかに1週間とか1カ月又は3カ月とかを試用期間としてその結果採用を決定するところもある（第43表）。例えば入店後1カ月間のテスト期間を設けその間各人の適性をみる。若し不適当であれば、事情を話してやめてもらつていると或る業主は述べている。なお、なかには採用の際長い間勤めてくれればやめるとき開業資金としてまとまつた金を与えるとか、嫁入道具をつくつてやる等を口約束している事例もみられ、地方により昔の髪結業時代の徒弟制度（弟子）の遺風とうかがわれるような雇用状態が若干あるようである。

また、稀例としてみられるものに美容師免許状を業主が預つていて本人に渡さないという場合もあつたことである。

第42表 採用試験の有無別事業場数（%）

試験有無別＼市部郡部別	総数	市部	郡部
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
採用試験あり	28.7	31.2	20.8
〃 なし	70.1	68.2	76.2
不明	1.2	0.6	3.0

第43表 採用試験内容別事業場数（%）

総数	100.0%
面接・口答試問	40.3
面接・学課試験	9.3
中学校の内申書をもとに面接する	2.6
面接・技術テストをする	42.2
試用期間をおいて決定する	8.4
美的センスと運動神経を調べる	1.6
人物調査	0.8
不明	0.8

3. 募 集 時 期

第44表 募集の時期別・資格別事業場数（%）

	有資格者	習練生	無資格者
	%	%	%
総数	100.0%	100.0%	100.0%
随時	26.0	11.1	22.1
一定の時期	2.2	12.5	11.1
採用しない	9.8	6.5	2.2
不明	62.6	69.9	64.6

募集の時期をきめずに、人員が不足したとき随時募集を行つているところが一般に多いようである。とくに有資格者の場合は随時が多く、一定の時期、つまり学卒期などに募集するのは習練生や無資格者に比べるとはるかに少くなつている。習練生の場合はどちらかというと一定の時期の方が多いようである（第44表）。

4. 募 集 方 法

事業場からえた女子労働者募集の方法をみると、習練生は資格取得のための必要コースの延長として美容院に入つているので有資格者や見習その他とは募集の方法の状況もおのずから異つており、現場実習の前コースである養成所（美容学校）を通して行う事業場が最も多い。全体として縁故者の紹介による場合は、有資格者と見習その他は習練生よりよほど多い。公共職業安定所の場合も有資格者、見習その他については6%位の事業場が利用している。学校を通して行われるのは大体見習その他の場合で、卒業後数年を経ている有資格者や習練生の場合は少い。また広告募集は有資格者の場合縁故についで多く行われている（第45表）。

次に「誰の世話で就職したか」の問に対する女子労働者の回答によるとやはり全般的に知人の世話、親類の世話が圧倒的に多く、そのうち習練生は美容師養成所の割合が高い。前の募集方法の場合にくらべて各層とくに習練生に学校経由がかなりあることであつた（第46表）。

第45表 募集方法別・資格別事業場数（%）

	有資格者	習練生	見習その他
	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0
学校	1.6	4.1	10.5
美容師養成所	1.2	16.7	0.5
公共職業安定所	5.5	1.9	6.2
美容師あつせん所	1.0	0.5	0.2
広告	11.5	3.1	4.6
縁故採用	22.7	14.0	28.0
その他	3.2	2.2	2.9
採用しない	9.1	6.5	2.2
不明	44.2	51.0	44.9

第46表 就職の経路別・資格別女子労働者数（%）

	計	有資格者	習練生	見習その他
	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
学校	12.7	10.0	21.5	11.5
美容師養成所	8.5	5.8	25.7	1.1
公共職業安定所	4.7	2.1	3.9	10.2
美容師あつせん所	0.8	1.2	0.3	0.2
広告	6.7	8.9	2.1	6.0
親類の世話	11.5	10.9	6.6	16.0
知人の世話	41.1	44.3	25.4	46.4
近親者が美容院を経営	0.1	0.2	—	—
その他	12.9	14.6	13.7	6.6
不明	1.0	1.8	0.6	—

第4章 女子労働者の異動状況

1. 異 動 率

前にふれたように、美容業女子従業員数は戦後は年々増加の一途を辿つている。この調査での従業員の異動状況をみると、415 事業場のうち無記入が 7.2% あつたが、1955年6月から1956年5月までの1年間の従業員数の動きをみても入職率がはるかに退職率を上まわつている。この1年間の入職率、退職率の平均を全般的にみると、女子入職率 3.1%、退職率 2.1% となつていて入職率が高い。また、参考までに数少い男子についてみても入職率23.7%、退職率 5.3% となつており、男子美容師の場合も漸次増えつつある傾向の一端がうかがわれよう（第47表）。

第47表　男女別・月別・平均入職率及び退職率

	入職率		退職率	
	女	男	女	男
年間平均	3.1	23.7	2.1	5.3
昭和30年 6月	1.7	—	0.7	—
7	1.7	—	0.9	—
8	1.3	—	1.0	—
9	1.5	33.3	1.3	16.7
10	1.7	—	1.7	16.7
11	1.7	16.7	1.8	—
12	2.7	66.7	1.9	—
昭和31年 1	0.9	—	1.9	—
2	0.9	—	2.6	16.7
3	4.1	16.7	3.9	—
4	14.1	87.5	3.9	—
5	2.9	13.9	2.9	12.8

また一般に美容院においては、人員が不足したときに随時雇入れるのが普通のようであるが（前項募集の時期参照）年間の動きをみると入職期といわれている3月～4月において入職率は18.2%と最高を示し、退職率も3月～4月7.8%で同じく他の月より最も高い。しかし男子は4月と12月において入職率が高く、同月の退職は皆無となつている。

また、有資格者の平均異動回数は0.6回、最高は5回となつている。美容院を異動した平均回数の多いものは5年～10年とか10年～15年と経験年数の永いものに多くみられる（第48表(1)）。

見習その他の平均異動回数は0.1回で有資格者よりなお少い。また2回位美容院を移つている人はやはり2年～5年と美容業に働いていることがみられる（第48表(2)）。

なお、調査事例のなかには従業員の異動がはげしくて、異動の手続を保健所に届けている間にやめるという美容院もみられる。

第48表—(1)　有資格者の経験年数別・異動回数別・女子労働者数(%)及び平均異動回数

経験年数別＼回数別	総数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	不明	平均異動回数	異動回数最高
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	回	回
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	0.6	5
6カ月未満	1.6	2.8	0.5	—	2.2	—	—	—	—	0.2	3
6カ月以上～1年未満	0.2	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1年 〃 ～2年 〃	5.4	2.5	2.7	1.7	4.3	—	—	—	—	0.3	3
2年 〃 ～3年 〃	6.6	8.9	8.6	3.4	2.2	—	—	—	—	0.3	3
3年 〃 ～5年 〃	41.6	41.8	45.9	41.0	34.8	33.4	—	—	28.0	0.6	4
5年 〃 ～10年 〃	34.9	31.0	40.1	45.9	34.8	33.3	100.0	—	28.0	0.7	5
10年 〃 ～15年 〃	4.5	2.9	4.0	6.0	17.4	33.3	—	—	4.2	1.2	4
15年 〃 ～20年 〃	1.4	1.5	1.3	0.9	2.2	—	—	—	—	0.5	3
20年以上	0.6	0.8	0.2	—	—	—	—	—	—	0.1	1
不明	1.8	0.3	0.9	0.9	—	—	—	—	45.8	0.6	2

第48表—(2)　無資格者の経験年数別・異動回数別女子労働者数（%）及び平均異動回数

	総数	0回	1回	2回	3回以上	不明	平均異動回数	異動回数の最高
	%	%	%	%	%	%	回	回
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	0.1	2
6カ月未満	29.6	26.6	29.6	—	—	4.6	0.1	1
6カ月以上～1カ年未満	10.4	18.0	7.4	—	—	1.1		1
1年以上～2年 〃	28.3	34.9	26.0	33.3	—	2.3	0.1	2
2年 〃 ～3年 〃	11.2	14.5	14.8	33.3	—	—	0.2	2
3年 〃 ～5年 〃	7.1	7.8	18.5	33.3	—	—	0.2	2
5年以上	0.2	0.3	—	—	—	—	—	—
不明	13.3	1.2	3.7	—	—	92.0	0.2	1

2. 退職の理由

勤務先をかえたことのある女子労働者の回答から退職の理由をひろうと、「技術研究のため」が圧倒的に多い。つまり新しい技術を習得したいとか、日本髪、婚礼着付が習得したいとか述べているが、同

第49表　資格別・退職の理由別・女子労働者数

	有資格者	習練生	見習
技術の研究のため	113人	6人	1人
都市で勉強するため	62	3	2
研究会に出してもらえぬ	1	—	—
本人の都合上	41	3	1
病気のため	16	2	4
結婚するため	20	—	—
出産・育児のため	3	—	—
知人の勧誘による	14	1	3
親せき・友人関係のため	8	—	—
家庭の事情	68	3	3
店の転・廃業のため	45	1	1
店が経営不振のため	6	2	2
給料が安いから	29	1	1
給料遅配又はもらえなかつたから	5	—	2
長時間労働で疲れる	7	1	3
食事が悪かつた	1	—	—
仕込めといわれて	2	—	—
家事労働・雑用が多く技術習得ができぬ	6	1	3
責任者との折合いが悪かつた	20	—	1
同僚との折合いが悪かつた	14	1	1
封建的な職場の空気がいやだつたから	9	—	—
年期があけたので一応やめた	23	—	—
周囲の環境がよくないため	8	—	—
特に理由なし	10	1	—
不明	51	0	—

じく技術習得のため田舎にいては技術の進歩向上がのぞめないので都市に出て勉強するためというのが多い。つぎに「家庭の事情」というのが多いが内容としては戦災のため帰郷したもの，家族とともに転居，又は家族の病気などがみられる。「本人の都合による」という廻答の具体例は遠距離通勤，交通不便のため，美容業がいやになつてやめようと思つた，開業しようとして実現出来なかつた，親せき，友人の開業を手伝うため退職した，又知人の紹介によつて異動した等のほか結婚のため，出産育児のため，病気というのがかなりみられた。なお，病気のためという者のうち病気になつても病院に行かせてもらえなかつたからと述べている者もある。

次に，「店の都合でやめた」ものの内訳をみると，美容院の転廃業のためというのがかなり多いことで，美容院の急激な増加の反面にはその浮沈のはげしさがうかがわれ，「店が経営不振のため，仕事がおぼえられないので異動した」，「給料が遅配又は全然もらえぬ」と述べている見習や習練生もある。また「労働条件，労働環境の悪いために退職した」もののうちでは「給料がやすいから条件のよい店にかわつた，というのが最も多く長時間労働で疲れる，業主の家の家事労働，雑用が多く技術習得ができない，というのがみられる。なお，これらのほかに食事が悪いため，住込めといわれたため，封建的な職場の空気がいやでよした，店が花柳界，繁華街の真中にあつて周囲の環境がよくないために退職した，職場の中における人間関係に起因するもので，責任者との折合が悪かつた。（責任者がヒステリー性，気むづかしい，思想が合はぬなど），同僚との折合が悪かつたという者等がみられる。

又，前述でふれたように年期契約の年期があけたので一応出た，年期のほかにお礼奉公もすませたのでやめたというのがかなりみられた（第49表）。

以上のべたとおりこの退職理由のなかには現在の美容業がもつ全般的な問題点が示唆されているもののように考えられる。

第5章　美容師資格取得及び教育訓練

1.　美容師資格の取得

はじめに，美容師資格の取得に関する法的沿革についてのべると昭和22年の理容師美容師法制定以前は地方条令により，都道府県知事が免許許可及びその他の処分を施行していたが，昭和23年7月同法改正（特例）によつて，厚生大臣指定の養成機関で1年以上修業後，実地習練1ヵ年間を終え，知事の免許をうけて資格を取得することができるということに変つた。さらに昭和26年同法改正によつて規制は厳しくなり，養成機関を了えて1ヵ年の実地習練後，都道府県知事の資格認定試験に合格すれば美容師資格を取得することができることとなつた。但しこの暫定措置として一定の猶予期間をもうけ，昭和28年6月30日までは養成施設を修了しなくても新制中学卒業程度の学力があれば試験をうけることが出来るとなつていたが，昭和28年7月以降は又同法改正により「学校教育法第47条に規定するもので，厚生大臣が指定した美容師養成施設において，省令で定める期間以上美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後，1年以上の実地習練を経た者であつて，更に都道府県知事が行う美容師試験に合格したものは都道府県知事の免許を受けて美容師になることが出来る」となつている。（理容師美容師法，改正昭和28年6月30日）

本調査実施期は上記法律の施工中であつたが，その後昭和32年6月3日法律第163号によつて理容と美容とを別個の法律のもとに規制する美容師法が制定され今日に至つている。なお，旧法と美容法はその法体系においてはほとんど変るところはない。（附録美容師法参照）

第50表　有資格者の業主・従業員別資格取得方法別・女子労働者数（%）

	総数	業主	家族従業者	雇用者
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
美容院で実地研修し県で資格をえた	57.6	46.6	63.9	59.5
養成所を卒業し県で資格をえた	22.9	36.0	20.7	18.7
養成所を卒業し実地習練を終え県で資格をえた	14.7	6.6	9.8	18.3
その他	4.7	7.9	6.5	3.4
不明	0.3	0.9	—	0.1

イ，資格取得方法と時期

調査対象となつた有資格者の従業員全般について，資格を取得した方法をみると，美容院で実地研修を経た後，地方条令により県で資格をえたものが57.6%で最も多く，養成機関を卒え，県で資格を得たものが22.9%，養成機関を卒業し，実地習練を卒えて，県で資格をえたものは14.7%となつている。

なお，以上の従業員を業主，家族従業者，雇用者にわけてみると，美容院で実地研修を経て県で資格をとつたものの割合は業主も家族従業者も雇用者もそれぞれ半数をしめているが，養成所を卒業して県で資格をえたものは業主が最も多く，雇用者は最も少い。これに反して養成所を卒業し実地習練を終えて，県において資格をえたものは雇用者に高く，業主は最も低くなつている（第50表）。

有資格従業員の美容師資格取得状況を時期別にみると，大正年間はわずかに0.4%，昭和の初期から終戦までが14.3%，戦後から実地習練制度が規定された23年までが3.7%，23年～26年までが25.6%，27年以降が55.6%で大半は戦後資格をとつたものである。さらにくわしく従業上の地位別にみると業主の場合は大正時代から終戦時までに資格をとつていたものが53.2%，その後実地習練制度が決められるまでが27.5%で，27年以降は資格取得者はわずか7.2%である。家族従業者は42.9%，雇用者は大部分の75.5%が現規定にもとづき美容師となつている。

雇用者は27年以降が75.6%で，23年～26年が21.4%となつており，23年以前は極めてわずかである（第51表）。

第51表　有資格者の従業上の地位別・資格取得年月別従業員数（%）

	総数	業主	家族従業者	雇用者
	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
大正14年以前	0.4	1.7	—	—
昭和1年～5年	2.7	10.7	0.6	0.2
6年～10年	4.5	12.8	1.6	0.9
11年～15年	5.5	11.0	3.8	0.8
16年～20年9月	3.6	11.9	1.6	1.0
20年9月～22年	3.7	10.7	6.0	0.8
23年～26年	25.5	27.5	42.4	21.4
27年以降	55.6	7.2	42.9	75.6
不明	0.5	1.4	1.1	—

美容師法の沿革にみられたとおり26年6月の

同法改正にともなう猶予期間中に修業中のものも資格認定試験をうけられたことは、全般的に美容師希望者が激増したことと相まつて27年以降における資格取得者の割合が著しく高い傾向の一因とも考えられよう。

ロ、経験年数（資格取得以前、資格取得後）

つぎに有資格従業員の全般について資格を取得する前後の美容業経験年数をみると、まづ資格取得前は、1年～2年が最も多く(29.9%)、つぎに6カ月未満、2年～3年、3年～5年、6カ月～1年の順になつていて、なかには5年～10年、10年以上というのもわずかながらみられる。この経験年数の総平均は2年4カ月となつているが、資格別では、業主4年7カ月、家族従業者2年8カ月、雇用者1年7カ月で、最新の法規にもとづいて資格をとつたものが多い層ほど平均経験年数は少い(第52表)。

第 52 表　有資格者の従業上の地位別資格取得以前の美容業経験年数別従業員数（%）

	総数	業主	家族従業員	雇用者
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6カ月未満	20.9	18.9	23.4	21.1
6カ月以上～1年未満	8.4	5.1	7.6	10.4
1年以上～2〃	29.9	15.5	26.1	35.9
2〃～3〃	17.9	14.5	21.7	18.3
3〃～5〃	11.4	19.9	12.5	8.3
5〃～10〃	5.5	12.9	3.8	3.1
10年以上	2.3	8.2	2.2	0.3
不明	3.7	7.0	2.7	2.6
経験年数平均	2年4カ月	4年7カ月	2年8カ月	1年7カ月
〃最高	38年0カ月	34年0カ月	38年0カ月	13年0カ月
〃最低	1カ月	1カ月	1カ月	1カ月

第 53 表　有資格者の従業上の地位別資格取得後の美容業経験年数別・従業員数（%）

	総数	業主	家族従業者	雇用者
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6カ月未満	4.5	—	2.7	6.8
6カ月以上～1年未満	1.8	—	1.6	1.7
1年以上～2〃	4.8	—	4.3	5.6
2〃～3〃	5.7	—	5.4	6.0
3〃～5〃	39.4	10.4	30.9	51.5
5〃～10〃	26.7	30.9	46.2	21.2
10〃～15〃	3.1	9.2	2.2	1.1
15〃～20〃	3.5	11.6	2.5	0.8
20年以上	6.9	32.5	2.8	0.4
不明	3.0	5.4	1.7	1.9
経験年数平均	5年6カ月	18年4カ月	5年0カ月	3年8カ月
〃最高	44年0カ月	44年0カ月	25年0カ月	27年0カ月
〃最低	1カ月	3年0カ月	1カ月	1カ月

資格取得後の美容業経験年数は3年～5年が最高で39.4%、5年～10年 26.7% で平均は6年6カ月となつている。業主の場合はその三分の一が20年以上の経験者、ついで5年～10年（30.9%）、15年～20年（11.6%）の順で、平均は13年4カ月となつており経験年数は非常に多いことがあらわれている。家族従業者は約半数が5年～10年、つぎに3年～5年が多く（30.9%）、平均は 5年となつている。雇用者は3年～5年が半数あまり、5年～10年21.2%、平均3年8カ月となつている(第53表)。

このように雇用者が業主や家族従業者にくらべて、資格取得前も取得後においても経験年数が最も短いことは、技術そのものについては雇用者は業主、家族従業者の後塵にあたる者が多いということになり、このことは美容業における雇用関係の近代化を遅らせる大きな要因の一つと考えられよう。

2. 養成機関

養成機関には昼間部、夜間部、通信教育部とあつて昼間部は1カ年、夜間部は1年6カ月、通信教育は2カ年の養成期間となつている。

厚生大臣指定の養成施設とは厚生省で定めた指定基準に合格した施設であつて、1956年5月現在全国に美容のみの施設158カ所、美容理容併設223カ所ある（厚生省調）。

なお、教科目および期間は次の通りである。

必修教科課目

イ 衛生法規
ロ 生理解剖学
ハ 消毒法
ニ 伝染病学（細菌学を含む）
ホ 公衆衛生学
ヘ 皮膚科学
ト 物理及び化学（香粧品化学及び美容に関する部分）
チ 美容理論及び実習

修業期間は養成課程の種類に応じ、それぞれ法第4条第二項の規定に基き厚生省の定める期間以上であること。（美容師法施行令より）

なお、厚生大臣指定の養成機関となつている美容師関係補導施設をもつた公共職業補導所は全国15

第 54 表　市部・郡部別養成機関の種類別習練生女子従業員数（%）

	総数		市部		郡部	
	雇用者	家族従業者	雇用者	家族従業者	雇用者	家族従業者
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
昼間部	84.6	80.0	85.3	78.8	80.4	85.6
夜間部	8.1	8.0	8.6	7.1	5.4	—
通信教育	9.4	12.0	6.1	14.1	14.2	16.7
不明	—	—	—	—	—	—

カ所あり、その定員は510人となつている。補導期間は1カ年で、補導に要する経費はすべて無料であり、また補導修了後は公共職業安定所を通じて実地習練をうけることのできる美容院へ斡旋をすることもある。

イ、養成機関の利用状況 —習練生—

習練生を雇用者とみなされる者と、家族従業者とにわけて、修了した養成機関の状況をみると、雇用者は、昼間部が84.5%、夜間部 8.1%、通信教育部9.4%で大部分は昼間部の養成期間を修了している。市部と郡部とで異る傾向としては、通信教育を受けたものの割合が市部より郡部に高いことである。参考までに家族従業者の場合をみると、養成期間（昼間部、夜間部）を修了したものは雇用者より率が低く、その代り通信教育を受けたものの率が高い。(第54表)—附録美容学校学則、事例参照—

ロ、養成機関の利用状況 —見習その他—

見習その他について勤務のかたわら養成機関で修学しつつあるものの有無をみると、46.8%が機関を利用している。しかし残る半数のなかにもかつて養成機関にはいつていたが中途で止めたものも若干ふくまれている。

第56表 見習及び家事使用人別
女子労働者数（%）

総数	100.0%
見習	46.1
見習兼家事使用人	52.2
家事使用人	0.4
不明	1.4

見習その他のうち見習兼家事使用人が半数以上をしめていて単に家事使用人として働いているものはわずかに0.4%にすぎない（第56表）。

以上のように見習又は見習兼家事使用人は美容業務と家事労働のために実際には時間的余裕が少く、従つて勤務のかたわら通学することの困難さをうかがうことができる（第55表）。

第 55 表 職場の地位別養成機関に修学の有無別見習その他の女子労働者数（%）

	総数	受けている	受けていない	不明
総数	100.0%	46.8%	42.9%	8.3%
見習	100.0%	50.6	40.8	8.6
見習兼家事使用人	100.0%	43.1	49.7	7.2
家事使用人	100.0%	50.0	50.0	—
不明	100.0%	57.1	—	42.9

なお、養成をうけている見習その他のうち美容業務に従事している年数をみると1年～2年が39.7%、2年～3年 21.1%、3年～4年 10.1% で、70.9% は1年以上4年未満のものであり、1年未満は 24.1% となつている。

また養成を受けていないものは1年未満が46.6%、1年～2年が 20.7% となつており、この結果からみると大体1年以上見習又は見習兼家事使用人として勤務して後養成を受けはじめるものもあるようである（第57表）。

事例をあげると新中卒直後の者を採用し、見習として1年間就業させてから1年間養成所に入所させ、月謝その他は家主が負担し食費も無償支給とする。卒業後はこの店で習練生として実地修練し、

第 57 表 見習その他美容業従事年数別養成機関に修学の有無及び養成機関の種類別女子労働者数（%）

美容業従事年数別＼養成機関項目	総数	養成を受けている 計	昼間養成機関	夜間養成機関	通信教育	その他	不明	受けていない	不明
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%
6カ月未満	23.5	13.6	18.2	13.0	13.5	—	—	36.6	9.5
6カ月以上～1年未満	10.3	10.6	—	8.7	12.9	—	—	11.0	4.8
1年以上～2〃	28.5	39.7	59.1	43.5	37.4	—	—	20.7	7.1
2〃～3〃	11.9	21.1	13.7	17.4	25.3	—	16.7	1.1	—
3〃～4〃	6.3	10.1	4.5	10.9	11.0	—	—	0.5	—
4〃～5〃	1.2	0.8	—	2.2	0.6	—	—	1.8	—
4〃～10〃	0.2	—	—	—	—	—	—	0.4	—
10年以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不明	18.1	4.2	4.5	4.3	1.2	—	83.3	21.6	78.6

資格取得後は4年～5年は必ず働き通すことを暗黙裡に約束させているところもみられる。

3. 業務研修会

たえず流行を追つてゆく美容業務においては講習会、研究会などが数多く開催されるがこの研修をうけるための出席状況をみると有資格者、習練生を一括して、出席すると回答したものは 62.5%、「なし」が 33.3% である。

出席回数は年1回～3回が普通のようであるが、11回以上というものも 14.3% あり、そのひん度は管理人、主任技術者、一般技術者の順に高く、習練生はずつと低くなつている（第58表）。

研究会に出してもらえないためにやめて他の美容院へ異動したと述べている有資格者もみられる。

第 58 表 職場の地位別・講習会の有無及び出席回数別女子労働者数（%）

	総数	管理人	主任技術者	技術者	習練生
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
なし	33.3	15.0	16.2	22.7	66.6
あり 計	62.5	85.0	78.3	72.7	31.2
あり 0回	5.0	—	1.4	6.0	4.5
あり 1回	7.6	5.0	6.6	7.5	3.4
あり 2回	10.1	—	9.8	11.6	7.5
あり 3回	7.7	15.0	9.1	9.6	3.0
あり 4回	3.6	10.0	4.9	4.8	0.6
あり 5回	3.4	—	7.0	3.9	0.9
あり 6～10回	8.8	15.0	11.9	11.3	1.5
あり 11回以上	14.3	85.0	23.7	16.0	8.9
あり 不明	2.2	5.0	1.4	2.5	2.1
不明	4.2	—	5.5	4.6	1.2

注 0回は講習会はあるが出席しない場合。

また、ある美容院では日本髪時代は髪結いの技術がかわれたが、現在はセンスがかわれる時代であるので、教養の向上に努力していてその一方法として午後9時以後デッサン、英語の勉強をさせている業主もあるが、これに対して女子労働者は業務研究を営業政策の一つと考えているようであると語っている。

第　三　部

美容業女子労働者の労働条件

第59表　就業規則の有無別事業場数（%）

	総　数	市　部	郡　部
総　数	100.0%	100.0%	100.0%
あ　り	6.0	7.0	3.0
な　し	93.5	92.4	97.0
不　明	0.5	0.6	—

一般に美容院は就業規則を規定しているところがきわめて稀で、6.0% となっており、市部では 7.0%、郡部は 3.0% で、市部の方がやや多い（第59表）。

なお、参考として就業規則の事例を後記附録㈠にかかげておく。

第1章　女子労働者の労働時間、休憩、休日

1. 営業時間

はじめに、美容業における労働時間の前提となる美容院の営業時間についてのべることにする。営業時間について就業規則で明文化されているところはきわめて少い。

この調査によれば美容院の平時における営業時間は平均11時間20分となつており、8時間～9時間のところはわずかに2.2%しかみられない。最も多いのは、12時間～13時間で、26.7%、ついで10時間～11時間が21.9%、11時間～12時間が20.0%、13時間～14時間が 11.3% で、このほかに14～16時間の長時間営業の美容院も 8.0% 程みられる。市郡と郡部をくらべると郡部の方が平均営業時間が長く、又13時間以上の長時間営業の美容院の割合が多くなつている。これについて郡部の業主は「郡部では農家の婦人が昼間は農業に従事するので、朝と夜間の客が多く、従つて朝早くから夜おそくまで営業しないと不評判になる」といつている。

なお、最長営業時間は市部15時間30分郡部15時間であつた（第60表）。

このように営業時間が一般に長いのは、時間の意識に欠けている客に対してサービスしなければならないためでもある。年末年始、お盆、祭礼、入学期（子供の入学式に母親がついて行くため）などの最繁忙期の営業時間をみると（第61表）、ほとんど（90%）あまりの美容院が平時の最高15時間を上回る長時間営業をしており、さらにその半数は20時間以上の終夜営業を行つている。そして「このような繁忙時には通勤者も泊り込んで交替で睡眠をとりながら終夜営業を行う」と泊んどの業主は述べている。

以上のような繁忙時の泊込み有無についてその実情をみると（第62表）「あり」と回答した事業場は 29.9%「なし」が 50.1% となつており、また市部の方にとまり込む事業場が多くなつている。

このように客へのサービスを主とする美容院は一般に客本位に営業時間もきめられるので長くなりがちのようである。ただしデパート又は事業場に附設されている美容院の場合はデパートや事業場の営業時間と歩調を合わせるのでこの心配はない。

第 60 表　営業時間数別事業場数（%）及平均営業時間数（平時）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
6時間未満	–	–	–
6時間以上～7時間未満	2.2	2.5	1.0
7 〃 ～8 〃	9.2	10.8	4.0
8 〃 ～9 〃	21.9	21.0	24.8
9 〃 ～10 〃	20.0	22.0	15.8
10 〃 ～11 〃	26.7	26.4	21.8
11 〃 ～12 〃	11.3	9.9	16.8
12 〃 ～13 〃	6.7	4.5	13.8
13 〃 ～14 〃	1.0	0.6	2.0
14 〃 ～15 〃	1.0	0.3	2.0
15 〃 ～16 〃			
不明			
平均営業時間	11時間20分	11時間14分	11時間48分
営業時間の最も最高	15 〃 30 〃	15 〃 30 〃	15 〃 00 〃
〃 最低	8 〃 00 〃	8 〃 00 〃	8 〃 30 〃

第 61 表　営業時間別事業場数（%）及び平均営業時間（繁忙時）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
10時間未満	0.2	0.3	–
10時間以上～11時間未満	0.7	1.0	–
11 〃 ～12 〃	0.3	0.3	–
12 〃 ～13 〃	0.7	0.6	1.0
13 〃 ～14 〃	2.9	3.5	1.0
14 〃 ～15 〃	4.8	5.4	3.0
15 〃 ～16 〃	5.8	5.1	7.9
16 〃 ～17 〃	9.7	10.8	5.9
17 〃 ～18 〃	11.3	9.6	16.7
18 〃 ～19 〃	12.5	12.4	12.9
19 〃 ～20 〃	11.6	10.5	14.9
20 〃 ～21 〃	9.7	9.9	8.9
21 〃 ～22 〃	9.2	10.2	5.9
22 〃 ～23 〃	4.3	5.1	2.0
23 〃 ～24 〃	3.7	3.8	3.0
24 〃	10.8	9.9	16.9
不明	1.9	1.6	3.0
平均営業時間	18時間30分	18時間46分	19時間00分
営業時間の最高	21 〃 00 〃	21 〃 00 〃	21 〃 00 〃
〃 最低	9 〃 00 〃	9 〃 00 〃	12 〃 30 〃

第62表　繁忙時における通勤女子労働者の泊り込みの有無別市部・郡部別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0
な し	50.1	48.7	54.5
あ り	29.9	31.8	23.7
不明	20.0	19.5	21.8

つぎに、開店時刻をみると最も早いものは午前6時、最もおそいものは午前10時となつているが大部分は8時～9時開店で、6時～7時はごくわずかである。市部郡部をくらべると8時以前から開店する店は郡部に多く、9時以後は市部に多い（第63表）。

閉店時刻が最も早いところは午後4時80分、最も遅いのは午後11時となつており、開店時刻が9時以後という事業場も郡部の方が多い（第64表）。

第 63 表　開店時刻別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
午前6時～午前7時未満	0.5	0.3	1.0
〃 7時～〃 8時 〃	7.2	4.8	14.9
〃 8時～〃 9時 〃	64.1	63.1	67.3
〃 9時以後	27.2	31.5	13.8
不明	1.0	0.8	3.0
開店時刻の最も早いもの	6時00分	6時30分	6時00分
〃 おそいもの	10 〃 00 〃	10 〃 00 〃	10 〃 00 〃

第 64 表　閉店時刻別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
午後6時以前	4.1	4.5	6.0
〃 6時以後～午後7時以前	21.2	20.4	28.7
〃 7 〃 ～〃 8 〃	20.0	22.6	11.9
〃 8 〃 ～〃 9 〃	30.1	31.2	26.7
〃 9 〃 ～〃 10 〃	15.3	13.1	21.8
〃 10 〃 ～〃 11 〃	8.2	7.6	9.9
〃 11 〃 ～〃 12 〃	–	0.3	–
不明	0.1	0.3	3.0
閉店時刻の最も早いもの	4時80分	4時00分	5時00分
閉店時刻の最もおそいもの	11 〃 00 〃	11 〃 00 〃	10 〃 00 〃

2. 労働時間

以上の様な営業時間で仕事をしている美容業においては、実働時間をはつきり規定している事業場が少く、又手待ち時間の問題もあつてその実態を把握することが困難であるので、勤務時間（出勤時刻から退出時刻まで）と休憩時間をしらべ、勤務時間と休憩時間の関係から実働時間をみることにした。

調査対象事業場のうち営業時間の関係で、交替制又は時差出勤を行っているところは13.7%あり、郡部より市部に多い（第65表）。

事業場から聞きとつたところによると、女子労働者の平均勤務時間は11時間40分で、これから次項でのべる平均休憩時間63分を差引くと、美容業女子労働者の平均実働時間は10時間37分ということになる。なお勤務時間が最も長い事業場では16時間、最も短いのは 8時間となつている（第 66表）。

平均勤務時間をさきにのべた営業時間の平均11時間20分とくらべると、勤務時間の方が少し長いが、これは開店前、閉店後にも何らかの勤務があるからであろう。

第65表　勤務時間の交替制又は時差出勤等の有無別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
有	13.7	16.6	5.0
無	79.3	77.4	85.1
不明	7.0	6.0	9.9

第 66 表　勤務時間別事業場数（%）及び平均勤務時間数（事業場調査結果）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
8時間未満	—	—	—
8時間以上～9時間未満	0.9	0.8	1.0
9 〃 ～10 〃	5.2	6.6	2.1
10 〃 ～11 〃	10.2	11.0	8.2
11 〃 ～12 〃	11.4	13.0	7.2
12 〃 ～13 〃	14.6	13.6	17.5
13 〃 ～14 〃	5.6	6.2	3.2
14 〃 ～15 〃	5.8	3.6	11.3
15 〃 ～16 〃	0.9	0.2	2.1
16 〃 ～17 〃	0.3	0.2	—
17 〃	—	—	—
不明	44.9	44.7	45.4
平均勤務時間	11時間40分	11時間15分	12時間08分
勤務時間の最も長いもの	16 〃 00 〃	16 〃 00 〃	15 〃 00 〃
〃 最も短いもの	8 〃 00 〃	8 〃 00 〃	8 〃 00 〃

第67表　就業時刻別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
午前6時以前	—	—	—
〃 6時以後～午前7時以前	0.5	0.8	1.0
〃 7時 〃 ～ 〃 8時 〃	6.2	6.7	3.0
〃 8時 〃 ～ 〃 9時 〃	40.6	38.2	45.6
〃 9時以後	14.7	16.2	4.0
不明	38.6	38.6	44.6
就業時刻の最も早いもの	6時30分	6時30分	6時30分
〃 おそいもの	10 〃 00 〃	10 〃 00 〃	10 〃 00 〃

なお、市部と郡部の勤務時間をくらべると、郡部の方が平均51分長く、ことに14時間以上の事業場の割合が郡部に高い（第66表）。なお、女子労働者の就業時刻は、午前8時～9時が最も多く、勤務終了時刻は午後7時～9時が多い（第67表、第68表）。

第 68 表　勤務終了時刻別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
午後6時以前	1.2	1.3	1.0
〃 6時以後～午後7時以前	11.3	12.1	8.9
〃 7時 〃 ～ 〃 8時 〃	13.5	15.6	6.9
〃 8時 〃 ～ 〃 9時 〃	18.7	19.4	16.8
〃 9時 〃 ～ 〃 10時 〃	10.4	10.2	10.9
〃 10時 〃 ～ 〃 11時 〃	6.5	4.8	10.9
〃 11時 〃 ～ 〃 12時 〃	0.5	0.6	—
〃 12時以後	—	—	—
不明	38.1	36.0	41.6
勤務終了時刻の最も早いもの	5時00分	5時00分	5時00分
〃 おそいもの	11 〃 00 〃	11 〃 00 〃	10 〃 30 〃

第 69 表　資格別・勤務時間別女子労働者数（%）及び1人1日平均勤務時間数（女子労働者個人別調査結果）

	有資格者 計	有資格者 管理人	有資格者 主任技術者	有資格者 技術者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
8時間未満	2.4	10.0	2.1	2.2	4.8	5.6
8時間以上～9時間未満	7.9	—	9.8	7.7	17.3	5.6
9 〃 ～10 〃	15.3	10.0	23.9	13.7	17.8	12.5
10 〃 ～11 〃	21.2	20.0	11.9	23.0	18.4	18.0
11 〃 ～12 〃	14.5	20.0	11.2	15.1	10.7	14.5
12 〃 ～13 〃	14.5	10.0	14.2	14.5	12.8	13.2
13 〃 ～14 〃	9.2	10.0	7.0	9.6	10.5	18.2
14 〃 ～15 〃	6.5	10.0	9.1	6.2	5.1	10.5
15 〃 ～16 〃	2.2	5.0	1.1	1.8	3.3	0.9
16 〃 ～17 〃	1.5	—	2.1	1.4	0.9	2.6
17 〃 ～18 〃	0.2	〃	〃	0.3	1.8	—
18 〃 ～19 〃	〃	〃	〃	〃	0.3	—
19 〃 ～20 〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.2
20 〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
不明	2.7	—	4.1	2.5	1.8	1.7
平均勤務時間	11時間41分	11時間42分	10時間59分	12時間17分	11時間45分	11時間42分
勤務時間の最高	17 〃 50 〃	15 〃 00 〃	16 〃 30 〃	17 〃 50 〃	15 〃 00 〃	12 〃 00 〃
〃 最低	6 〃 50 〃	8 〃 00 〃	8 〃 00 〃	6 〃 00 〃	4 〃 00 〃	8 〃 25 〃

第 70 表　住込・通勤別勤務時間別女子労働者数（%）
及び１人１日平均勤務時間数

	総数	住込	寄宿	通勤
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
8時間未満	3.9	4.1	—	3.6
8時間以上～9時間未満	9.1	4.9	2.2	20.3
9 〃 ～10 〃	14.9	9.6	21.8	27.4
10 〃 ～11 〃	17.4	15.6	17.4	21.7
11 〃 ～12 〃	13.8	14.4	15.0	12.0
12 〃 ～13 〃	13.8	16.4	6.6	8.0
13 〃 ～14 〃	10.5	13.9	13.0	1.9
14 〃 ～15 〃	8.4	11.1	10.9	1.5
15 〃 ～16 〃	3.7	4.8	2.2	1.3
16 〃 ～17 〃	1.7	2.2	6.6	—
17 〃 ～18 〃	0.5	0.6	2.2	—
18 〃 ～19 〃	0.1	0.2	—	—
19 〃	—	—	—	—
不明	2.2	2.2	2.2	2.3
平均勤務時間	11時間47分	11時間08分	12時間02分	11時間28分
勤務時間の最高	19 〃 00 〃	18 〃 00 〃	17 〃 30 〃	15 〃 30 〃
〃 最低	3 〃 00 〃	3 〃 25 〃	6 〃 00 〃	3 〃 00 〃

第 71 表　市部郡部別・勤務時間別女子労働者数（%）及び
１人１日平均勤務時間数（女子労働者個人別調査結果）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
8時間未満	3.9	3.9	3.9
8時間以上～9時間未満	9.1	10.5	9.0
9 〃 ～10 〃	14.9	16.2	8.8
10 〃 ～11 〃	17.4	18.0	14.5
11 〃 ～12 〃	13.8	13.6	14.6
12 〃 ～13 〃	13.8	13.2	16.1
13 〃 ～14 〃	10.5	9.7	14.5
14 〃 ～15 〃	8.4	7.6	12.2
15 〃 ～16 〃	3.7	3.0	6.9
16 〃 ～17 〃	1.7	1.3	3.6
17 〃 ～18 〃	0.5	0.4	1.0
18 〃 ～19 〃	0.1	—	0.8
19 〃	—	—	—
不明	2.2	2.5	1.3
平均勤務時間	11時間47分	11時間35分	12時間25分
勤務時間の最高	19 〃 00 〃	19 〃 00 〃	18 〃 00 〃
〃 最低	3 〃 00 〃	3 〃 00 〃	4 〃 00 〃

また、同じく勤務時間（調査日の前月の分―6月の土日、祭日をのぞく）について女子労働者から得た回答によると、有資格者は11時間41分、習練生11時間45分、見習その他11時間42分となつており、事業場調査結果とほぼ一致する。有資格者の中でも主任技術者は10時間59分で最も短く、一般技術者は12時間17分で勤務時間は一番長い（第69表）。

また、住込者と通勤者を比べると寄宿舎に住むものが12時間02分で最も長く、通勤者、住込者の順となつている（第70表）。

また、非常に遅く来る客があるときは通勤者が帰つたあと住込の者がサービスをすることになると述べられている。

なお、市部郡部別の平均勤務時間は市部11時間35分、郡部12時間26分となつており、前記事業場調査結果と、ほぼ同傾向を示している（第71表）。

第 72 表　職場の地位別・昨日の勤務時間別女子労働者数（%）
及び１人１日平均勤務時間数

	雇主	家族従業者	雇用者
総数	100.0%	100.0%	100.0%
8時間未満	6.5	3.8	2.4
8時間以上～9時間未満	8.2	6.5	7.6
9 〃 ～10 〃	9.8	15.2	15.9
10 〃 ～11 〃	12.9	13.1	21.2
11 〃 ～12 〃	13.3	14.7	14.5
12 〃 ～13 〃	17.7	21.7	14.6
13 〃 ～14 〃	10.1	9.8	9.3
14 〃 ～15 〃	6.0	8.2	6.5
15 〃 ～16 〃	2.8	1.6	2.2
16 〃 ～17 〃	1.5	1.1	1.6
17 〃 ～18 〃	0.3	0.5	0.2
18 〃 ～19 〃	—	—	—
19 〃	—	—	—
不明	9.1	3.8	2.7
平均勤務時間	10時間48分	11時間33分	11時間41分
勤務時間の最高	17 〃 00 〃	17 〃 40 〃	17 〃 50 〃
〃 最低	2 〃 00 〃	2 〃 30 〃	6 〃 00 〃

（注）　雇用者の中の有資格者を掲げる。

参考までに雇主及び家族従業者の勤務時間をみると、雇主は10時間48分、家族従業者は11時間33分で雇主よりは大分長い。なお、家族従業者と雇用者のうちの有資格者とを比べると、平均勤務時間はほぼ同じである（第72表）。

なお、事例として○○美容院の就業規則のうち、交替制勤務に関する項を掲げておく。

「始業及び終業時刻並びに休憩時間は次のとおりとする。

但し研究のためには早出、遅退を容認することがある。

美容所の就業は次のとおり二部交替にすることがある。但し業務の都合により就業時間を変更する。

ことがある。

1. 1部の時刻
   始業　午前8時
   終業　午後6時
2. 2部の時刻
   始業　午前10時
   終業　午後8時
3. 事務関係
   始業　午前8時30分
   終業　午後5時30分」

深夜の仕事は労働時間に関連する重要なことであるが、今回の調査において若干の事業場に深夜業を行つている実情がうかがえる。すなわち前記事業場調査結果にみられた女子労働者の就業、勤務終了時刻（第67、68表）のうち、終了時刻が午後10時以後となつている事業場が 6.8%（市部 6.4%、郡部10.9%）あり、又女子労働者に対して行つた「5月中に午後10時以後午前5時までの間に仕事をしたことがあつたか」の質問に対する回答によると、「あり」が 18.4% みられる、後者の場合少しくわしくみると、5月中に深夜業をしたものは、通勤者（6.3%）より住込、寄宿の者に多く（22.9%、26.1%）、約半数は1カ月間に、1日～3日であるが、ほとんど1カ月中というのもわずかではあるが、住込者にみられる（第73表）。また職場における地位別に深夜業をしたものの割合をみると、管理人が 25.0% で最高、主任技術者 19.6%、技術者 15.8%、習練生 17.9%、見習その他は 23.0% で、最高責任者と、一番地位の低いものとにその割合は高くなつている。なお1カ月に20日以上深夜

第 73 表　通勤・住込別 5 月中の深夜業の有無別及び日数別女子労働者数（%）

	総数	住込	寄宿	通勤
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
なし	77.6	72.7	69.6	90.5
あり 計	18.4	22.9	26.1	6.3
1日	1.2	1.5	—	0.6
2〃	3.2	3.6	10.9	1.5
3〃	3.9	3.0	2.2	1.8
4〃	0.7	0.9	—	0.2
5〃	2.1	2.7	4.3	0.4
6〃～10日	2.4	2.6	2.2	1.8
11〃～15〃	1.2	1.7	—	0.2
16〃～20〃	0.6	0.8	2.2	—
21〃～25〃	0.4	0.5	—	—
26〃～30〃	1.1	1.6	—	—
不明	0.6	1.8	4.3	0.8
わからない	0.2	0.3	—	—
不明	3.8	4.1	4.3	3.2

第 74 表　職場の地位別・5 月中の深夜業の有無別及び日数別女子労働者数（%）

	有資格者 計	管理人	主任技術者	技術者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
なし	81.3	75.0	76.9	82.5	77.6	76.9
あり 計	16.6	25.0	19.6	15.8	17.9	23.0
1日	1.0	—	—	1.2	2.0	1.1
2〃	2.8	—	4.2	2.5	2.7	4.3
3〃	3.7	6.0	3.5	3.7	3.3	4.7
4〃	1.1	—	0.7	1.2	—	0.4
5〃	1.8	10.0	1.4	1.5	2.1	3.0
6日～10日	2.1	5.0	6.3	1.2	3.0	2.4
11日～15日	0.9	5.0	1.4	0.8	0.8	2.2
16日～20日	0.7	—	0.7	0.8	0.5	0.4
21日～25日	0.4	—	0.7	0.4	—	0.4
26日～30日	0.7	—	—	0.8	1.1	1.7
不明	1.4	—	0.7	1.6	2.4	2.4
わからない	0.2	—	—	0.3	0.6	—
不明	1.9	—	3.5	1.6	4.2	6.1

業をしているものは、わずかづつではあるが、管理人をのぞく各層にわたつてみられる（第74表）。

3. 休憩時間及び休日

イ、休　憩

事業場側からきさとつたところによると、休憩時間の定めのある事業場は73.5%、休憩時間の定めなしと答えた事業場が 25.8% となつている。休憩時間がある事業場でもきまつた時刻に休憩をとつているところは少く（3.9%）、大部分（66.4%）は随時にとるようになつている（第75表(1)）。これは美容業の特色としての手待ち時間が当然考えられなければならない。同じ質問を女子労働者に対して行つた結果をみても「きまつた時間に休む」と答えたのは3.5%で前記同様少く、他は「随時」と答えている（第75表(2)）。両者を併せてみると、事業場調査のとき『休憩なし』となつているところも別にきまりや業主の許可がなくても実情は手待ちの時間には休むので、労働者側からは『随時』と考えられている場合もあるのであろう。

1日の休憩時間をみると平均63分で、多くの事業場にみられるのは60分～90分（26.9%）、120分以上（24.6%）であつた（第76表）。

前記女子労働者の回答によればきまつた時間の場合、平均休憩時間は有資格者58分、習練生41分、見習その他67分となつており、「随時」と答えている場合は有資格者1時間35分、習練生2時間21分、見習その他1時間27分となつている（第77表(1)、(2)）。「きまつた時間」と「随時」の休憩時間にかなりの差がみられるが「きまつた時間」の方は規定にうたわれている時間を答えたりので、このほかに「随時」の回答にふくまれている手待ち時間があることが考えられる。しかし事例の中には見

第75表(1)　休憩時間の有無及びある場合の状況別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
なし	25.8	26.1	24.8
あり 計	72.5	72.9	75.2
きまつた時刻	3.9	3.2	5.9
随時	66.4	65.9	68.3
きまつた時刻・随時	2.2	2.5	1.0
不明	1.0	1.3	—
不明	0.7	1.0	—

第75表(2)　休憩時間の状況別女子労働者数（%）

総数	100.0%
随時（仕事の手があいた時）	92.1
きまつた時間	3.5
不明	4.4

第76表　1日の休憩時間数別事業場数（%）及び平均休憩時間

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
30分未満	0.7	0.4	1.8
30分以上～45分未満	8.1	10.0	2.7
45〃～60〃	0.7	0.9	—
60〃～90〃	26.9	27.5	25.0
90〃～120〃	3.0	2.6	3.9
120〃			
不明	24.6	24.5	25.0
	36.0	34.1	42.1
平均休憩時間	63分	63分	65分
休憩時間の最も多いもの	60〃	60〃	60〃
〃 最も少いもの	15〃	25〃	15〃

習などの場合、家事の手伝、子供の世話等仕事以外の雑用が相当あつて休けい時間もゆつくりとれない実情を述べているものもみられた。また、労働者のなかにも当然暇があり、休けいがとれる時にも、先輩や家族従業者が仕事をしていると休めないという声もきかれるが、一方おやつ時間をもうけ、果実、菓子等趣向をかえて与え、従業員の疲れと空腹を防ぎ、たのしみを与えるよう配慮している事業場の例もまれにみられた。

第77表(1)　きまつた時間の場合の1日の休憩時間別資格別女子労働者数（%）

	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%
15分未満	—	—	—
15分以上～30分未満	8.3	25.0	—
30〃～45〃	16.7	16.7	33.3
45〃～60〃	4.2	16.7	2.4
60〃～90〃	58.3	41.6	64.3
90〃～120〃	4.2	—	—
120〃	8.3	—	—
不明	—	—	—
平均休憩時間	58分	41分	57分

つぎに昼食時間についてみると昼食は随時に仕事の合間に交替でとるようになつている事業場がほとんど（90.4%）で、全員一斉にとるところはわずか（8.8%）である（第78表）。つぎにどれ位の昼食時間をとつているかをみると平均は28分であるが30分～35分が34.2%で最も多く、ついで20分～25分（16.4%）、15分～20分（14%）の順となつている。35分以上55分までではほとんど稀れで、60分

第77表(2)　随時の場合の1日の休憩時間別資格別女子労働者数（%）

	有資格者				習練生	見習その他
	計	管理人	主任技術者	技術者		
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
15分未満	1.5	—	2.8	1.8	3.8	2.4
15分以上～30分未満	4.8	—	2.6	3.4	5.0	5.5
30〃～45〃	8.8	—	10.5	6.7	10.1	10.7
45〃～60〃	0.5	—	—	0.6	2.5	1.6
60〃～90〃	20.5	30.0	19.8	20.4	23.0	22.6
90〃～120〃	7.3	5.0	8.4	7.1	8.8	8.7
120〃	43.7	45.0	41.3	44.2	39.3	34.6
不明	12.9	20.0	14.7	12.8	7.5	13.0
平均休憩時間	1時間35分	1時間44分	1時間30分	2時間14分	2時間21分	1時間27分

第78表　昼食時間別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
仕事の合間に交替でとる	90.4	90.8	89.1
一斉にとる	8.0	7.6	8.9
不明	1.6	1.6	2.0

以上が8.7%みられた。なお、女子労働者からの回答によると平均昼食時間は21分となつていて、事業場調査結果と、ほぼ一致している（第80表）。また昼食時刻は12時～13時30分までがほとんどである（第81表）。最もおそい場合は午後5時という事例もみられる。また、中には食事は1日2回で朝昼を兼ねて午前11時、夜の食事

第79表　昼食時間数別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
5分未満	—	—	—
5分以上～10分未満	0.2	—	1.0
10分〃～15分〃	5.1	4.1	7.9
15分〃～20分〃	14.0	14.0	13.9
20分〃～25分〃	16.4	17.8	11.9
25分〃～30分〃	0.2	0.3	0.0
30分〃～35分〃	34.2	30.4	50.7
35分〃～40分〃	0.2	0.3	—
40分〃～45分〃	1.3	1.5	1.0
45分〃～50分〃	0.7	0.6	1.0
50分〃～55分〃	0.2	—	1.0
55分〃～60分〃	—	—	—
60分〃	8.7	6.0	10.9
不明	18.6	18.2	15.9
平均昼食時間	28分	27分	28分
昼食時間の最もながいもの	60〃	60〃	40〃
〃 みじかいもの	5〃	12〃	8〃

第 80 表　資格別昼食所要時間別女子労働者数（%）

	総数	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5分未満	—	—	—	—
5分以上～10分未満	7.5	3.7	1.5	19.2
10 〃 ～15 〃	19.3	18.2	14.9	24.4
15 〃 ～20 〃	19.1	20.3	19.1	6.8
20 〃 ～30 〃	22.1	22.0	22.1	22.5
30 〃 ～45 〃	18.0	22.6	27.8	2.2
45 〃 ～60 〃	3.9	2.7	0.3	8.9
60 〃	3.2	3.4	6.8	0.2
不明	6.9	7.1	7.5	5.8
平均昼食時間	21 分	22 分	24 分	14 分
昼食時間の最長	120 〃	60 〃	120 〃	120 〃
〃 最短	5 〃	5 〃	5 〃	5 〃

第 81 表　資格別昼食時刻別女子労働者数（%）

	総数	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
11時以前	0.2	0.1	—	0.4
11時以後～11時30分以前	1.5	1.5	1.5	1.7
11時30分 〃 ～12時 〃	3.8	4.0	3.9	3.5
12時 〃 ～12時30分 〃	29.2	27.5	32.2	30.7
12時30分 〃 ～13時 〃	20.1	19.2	21.8	20.5
13時 〃 ～13時30分 〃	22.4	24.1	21.2	19.8
13時30分 〃 ～14時 〃	6.0	6.5	6.3	5.2
14時 〃 ～14時30分 〃	8.3	8.7	6.9	8.9
14時30分 〃 ～15時 〃	1.9	1.8	1.2	2.6
15時 〃 ～15時30分 〃	2.8	2.2	2.7	2.6
15時30分 〃 ～16時 〃	0.3	0.4	—	0.2
16時 〃	1.0	1.5	0.3	1.3
不明	2.5	2.7	2.0	2.6
昼食時刻の最も早い場合	10時30分	10時30分	11時00分	10時30分
〃 おそい場合	5〃00〃	5〃00〃	4〃00〃	5〃00〃

は午後4時という例や、朝食は午前10時、夕食午後8時の2回で昼抜き、妻主の家族はその間適当に間食するので住込者も自分で買喰いしているという例もみられた。

ロ、休　　日

「美容院の休業日」がきめられている事業場は84.6%、「休業日なし」が 15.2% となつている。この休業日は毎月2回というのが 37.1% で最も多く、つぎに毎週1回というのが28.7%、毎月1回が15.5%である。定休日のある美容院は市部より郡部の方が多い（第82表）。

労働者の休日のとり方については、全員一斉に休日をとつている事業場は59.5%、交替でとるのが

25.0%、その他は全員一斉にとる日と随時にとる日を併合、または一斉と交替、交替と随時などさまざまな形態がみられる。休日の回数が、月4回ないし毎週という事業場は 37.8%、ついで2回が35.6%となつている（第83表）。

第82表　事業場休業日の有無及び回数別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
なし	15.2	17.5	7.9
あり 小計	84.6	82.5	91.1
あり 毎週1回	28.7	30.3	28.8
あり 月4回	1.4	1.3	2.0
あり 〃 3回	1.4	1.8	2.0
あり 〃 2回	37.1	31.5	34.5
あり 〃 1回	15.5	17.5	8.8
あり 不明	0.5	0.6	—
不明	0.2	—	1.0

第83表　休日の種類別市部郡部別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
休日を全員一斉にとる 計	59.5	54.8	74.1
休日を全員一斉にとる 月1回	6.6	2.8	5.9
休日を全員一斉にとる 月2回	27.2	21.7	44.5
休日を全員一斉にとる 月3回	0.5	0.6	—
休日を全員一斉にとる 月4回	14.2	18.2	2.0
休日を全員一斉にとる 毎週	14.0	11.5	21.7
休日を交替でとる 計	25.0	27.3	17.9
休日を交替でとる 月1回	3.9	3.8	4.0
休日を交替でとる 月2回	8.4	8.0	9.9
休日を交替でとる 月3回	3.1	2.8	4.0
休日を交替でとる 月4回	9.6	12.7	—
その他	15.5	17.9	8.0

なお、休業日の定めのない美容院の場合「年中定休日なしでいつも店に出る様な習慣になつていて、交替制の休日もなかなか」とれないと実情を訴えている女子労働の声もきかれた。次に女子労働者からの回答によつて休日の状況をみると、ほとんどが休日をとつており、半数近くは月4回以上、次が2回（29.9%）、3回（11.9%）となつている。

これを、住込、寄宿、通勤別にみると、月4回以上休日をとつているものの割合は通勤者に最も多く（58.0%）、寄宿（50.0%）、住込（43.2%）の順となる。

また、資格別の状況をみると、有資格者は1カ月間の平均休日回数が3.7回、習練生は3.2回、見習その他は2.9回で比較すると有資格者が最も多く無資格者が少ない（第84表）。

なお、女子労働者の話すところによれば美容師組合に（第6部6項参照）加入しているところでは週休制を実施することになつており、その実行を美容院に呼びかけていて、かなり実行されてきているが未だ小さい美容院では定休日なしで営業しているところもある。つまり「本日休業」の木札をおもてに下げていても得意客が来れば営業をする事業場のあることがうかがえる。

このほかに、妻主は「公休日は週休とし、交替で行う」と答えているが、女子労働者は公休日は月3回で内2回は半日であると答えている例や、また公休日も午前中は家事労働に従事させるところや、一般従業員は交代制で1カ月4日の休日をとつているが、見習は早く技術を覚えたいという理由で2日しかとらないというところ、住込者で週1回休日をとつているのは有資格者だけで、休日は専ら習練生と無資格者のみで営業しているところ等もみられた。

しかし、なかには、年10日間の有給休暇を与えている美容院や、夏季休暇を与えて従業員を休ませ

第84表　資格別・5月中の平均休日回数

有資格者				習練生	見習その他
計	管理人	主任技術者	技術者		
3.7回	3.1	3.2	3.9	3.2	2.9

第85表　通勤・住込別・5月中の休日の有無及び休日回数別女子労働者数(%)及び1人1月平均休日数

		総数	住込	宿常舎	通勤
総数		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
なし		2.7	3.0	4.3	1.7
あり	計	93.5	93.8	91.3	93.0
	1回	3.4	4.7	2.2	0.8
	2回	29.9	33.8	15.2	21.7
	3回	11.9	11.6	19.6	11.8
	4回	42.0	38.0	50.0	50.8
	5回	5.7	5.2	—	7.2
	不明	0.6	0.5	4.3	0.7
平均休日数		3.1日	3.2日	3.4日	3.0日
不明		3.8%	3.2%	4.4%	5.3%

ているところ、毎月の規定休日の外に夏季1週間、冬季（正月すぎのひまな時期）6日間の特別休暇を与えているところ等の事例もみられる。

つぎに参考までに労働者の休日を業主及び家族従業者の休日とくらべてみると、月1回、月2回の休日は業主や家族従業者に多く、月3回、4回は雇用者の方が多くなっている。平均休日回数は業主2.8回、家族従業者2.8回、雇用者3.2回となっている（第86表）。

第86表　職場の地位別・5月中の休日の有無及び休日回数別女子労働者数（%）

	総数	なし	あり 計	1回	2回	3回	4回	5回以上	不明	平均休日回数	不明
業主	100.0%	6.6	89.0	8.6	37.4	5.7	30.0	6.0	1.4	2.8回	4.4%
家族従業者	100.0%	3.2	95.6	6.1	37.7	8.1	34.4	7.7	1.6	2.8〃	1.2%
雇用者	100.0%	2.7	93.5	3.4	29.9	11.9	42.0	5.7	0.6	3.2〃	3.8%

第87表　繁忙時における市部郡部別休日状況別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
休日実施	18.6	17.5	21.6
代休あり	44.3	44.6	43.5
交替制	7.0	8.3	3.0
代休なし	25.3	26.4	21.6
休日繰上げ	0.7	—	3.0
不明	4.1	3.2	6.9

なお、繁忙時における休日の実情をみると、休日を規定どおり実施している美容院は18.6%みられ、代休をとるところが44.3%で一番多くみられる。また、代休を与えない美容院が25.3%となっており、交替で休日をとっているところが7%みられる。

郡部の美容院に休日を繰上げるというのが、極めて僅かながらみうけられる（第87表）。

第2章　女子労働者の給与

1. 給与制度

イ. 給与形態

給与の支払方法としては月給制をとっている事業場がほとんどで(92%)、日給月給はわずか2.5%にすぎない。その他習練生や見習の場合無給のもので、小遣として支給されているものなどがわずかながらみられる。市部と郡部における差異はほとんどみられない（第96表）。

第88表　給与の支払い方法別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
日給	0.2	0.3	—
月給	92.0	91.7	93.0
日給月給	2.5	2.9	1.0
月給と日給	0.2	—	1.0
日給と日給月給	0.2	0.3	—
月給とその他	1.2	1.3	1.0
その他	2.2	2.2	2.0
不明	1.5	1.3	2.0

なお、歩合制などをとりいれた給与形態の事業場は、その他の項目中に若干みられる程度である。次に参考までに就業規則中、給与形態に関する部分の事例をあげておく。

（例1）○○美容院就業規則

第○節　給与

第○○条　従業員の給与は月給及日給とする

技術者、助手、事務員は原則として月給、

掃除婦、臨時雇は原則として日給とする。

（例2）○○美容院従業員給与規定

第○章　総則

第○条　賃金は月給とし、毎月一定の期日に通貨で全額本人に支給する。但し臨時の賞金はこの限りでない。

なお、給与とは無関係となっているが、お客からの心づけや祝儀などを受けている場合が半数近くの事業場にみられるので参考までにその状況を附記しておく。心づけや祝儀をもらうことが「ある」又は「ない」の事業場はいづれも48%で相半ばしている。その分配方法は、プールして各人に分ける場合が最も多く、つぎに本人がもらったものは本人の所有とするのが多い。その他皆へ全部入れて賞

第89表　お客からの心づけの有無及び分配方法別事業場数（%）

		総数	市部	郡部
総数		100.0%	100.0%	100.0%
なし		46.4	44.0	62.7
あり	計	48.3	53.2	31.4
	本人のもらったものは本人の所有	19.7	20.3	13.7
	プールして分配する	25.4	27.0	15.7
	店に入れる	0.1	1.6	2.0
	積立てて原生費とする	1.9	2.3	—
	不明	1.4	1.9	—
不明		5.3	2.8	5.9

与期に分配されるもの、プールして菓子を買う、積立ててレクリエーションの費用とするなど、種々の方法がとられている。

但しこのチップ又は心づけのある事業場は都部より市部の方に多い（第89表）。

ロ、給 与 体 系

基準賃金（基本給）及び基準外賃金等の明確な体系を決めている美容院はほとんど稀れであるが、美容業における給与体系の特色として、給与の一部として食事現物支給を行っている事業場が約半数みられることがあげられる。このことについては、後の現金給与の項でのべるが、このため現金給与額をみる場合、常に「食事附き」か「食事なし」かを念頭において考えねばならない。

なお、本調査においてはきまつて支給する給与とは給与規則又は慣習によつてきめられている支給条件、算定方法によつて支給される給与のことである。基本給（月給、日給、時間給）扶養手当、職務手当（役付手当）、能率給、精勤手当、技術手当、通勤手当、時間外手当、深夜業手当などが普通の例である。但し通勤手当を現金給与でなく、雇主が定期乗車券を購入して支給する場合は実物給与として除いた。

臨時に支給する給与とは調査期間中一時的又は突発的理由に基ずいてあらかじめ定められた契約や規則によらないで労働者に現金で支払われた給与のことであつて、盆暮の賞与等そのとき限り支給される給与は臨時に支払われる給与の普通の例である。従業員の吉凶禍福等調査期間中に支給されたもの、結婚手当などはこれにふくまれる。

事業場側からききとつたところによると、一般に基本給の決定は資格の有無、経験年数、学歴、個人の能力、能率などにもとづいているところが多く、また、基本給のみで手当などないところが多い。しかし、なかには超過勤務、深夜業、その他の手当など規定はないが若干支払われている事業場もまれにみられる。また、美容師組合又は同業者間の申合せや慣習などで給与体系を決めている事業場もある。

なお、習練生や見習は勉強中であるため、食事つきで、小遣程度を雇主の気持によつてきめて与えるというのもあり、なかには「年期（3年又は4年位）をきめ、年期あけの者に対して世間の相場をきいて給与額を決めるとか、なお1年間はお礼奉公をさせる―回答原文の通り―」とかの約束をしている雇主もあつて近代的雇用関係とはほど遠い丁稚奉時代さながらの事例もみられた。また、ある県では店の売上げによつて給料を決めるという事例もみられた。

なお、住込寄宿の場合は基本給に食費を足して給与額としているところもかなりみられた。

次にわずかながらみられた就業規則の中に給与体系をかかげている美容院の例をあげて参考に資することとする。

（例1）○○美容院の給与規程

第○条　賃金は次の通り分類する。

賃金 ┬ 基本給
　　 └ 手当 ┬ 時間外手当
　　　　　 └ 超過勤務手当

第○条　基本給は従業員の職務内容、学歴技能、住込みその他一般社会経済状態を考慮して決定する。

（例2）○○美容院給与規定

第○章　給与構成

第○条　給与は基準賃金、基準外賃金、臨時の賃金としその体系を左の通りとする。

1　基準賃金
　イ　本給
2　基準外賃金
　イ　時間外手当
　ロ　休日労働手当
3　臨時の賃金（賞与を含む）

（例3）○○美容院就業規則

第○節　給与

第○○条　給与の構成は左の通りとする。

1　基本給
2　歩合
3　交通費
4　手当
5　特別手当

第○○条　基本給は一律に千円とする。

第○○条　歩合とは各個人の1カ月間の売上高に対し計算し、給与支払日に基本給その他と共に支給するもので歩合の計算法は左の通りとする。

第○○条　交通費は実体上、交通費の要、不要又は通近の如何又は交通費実額の如何を問わず一律に300円とする。

第○○条　手当とは結婚式場に交代制を以て勤務する期間の、前条に所謂、個人売上高の減収を補うもので500円以上3,000円までとし、勤続年数、経験年数、年令等を考慮して定める。

第○○条　特別手当は500円以上、3,000円までとし、勤続年数、成績勤怠、経験年数等を考慮して定める。

2　初任給

美容院で初任給について規定のあるところは33.5%で、きまつていないところの方が多い（52%）（第90表）。なお、初任給の決定には美容師資格取得の有無と経験年数を主な要素とするのが普通のようである。なお、美容師の場合は多くは年令を基本に学歴、勤続年数、勤務成績、技能等の各要素を加味して決定しているようである。

資格別、経験年数別に初任給をみると、有資格者で経験1年では平均3,163円、3年で4,882円となつている。

第90表　初任給規定の有無別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
きまっていない	52.0	49.7	59.4
きまっている	33.5	34.4	30.7
不明	14.5	15.9	9.9

習練生では経験なしで平均1,321円、経験1年で1,776円、3年で2,681円、見習その他では経験なしで1,172円、1年で1,530円、3年で2,196円となつており、市部の方が郡部より一般に平均初任給は上廻つている（第91表）。

なお、やはり僅かみられる就業規則のなかの給与規定に初任給についてかかげている事例を

第91表　資格及び経験年数別最高・最低・平均初任給

			総数	市部	郡部
有資格者	経験年数1年	平均	3,163円	3,173円	3,123円
		最高	10,000	10,000	7,500
		最低	500	600	500
	経験年数3年	平均	4,882	5,024	4,267
		最高	12,000	12,000	7,500
		最低	700	1,000	200
習練生	経験年数0	平均	1,321	1,373	1,102
		最高	6,000	5,000	6,000
		最低	200	200	300
	経験年数1年	平均	1,776	1,949	936
		最高	6,000	6,000	1,500
		最低	250	250	500
	経験年数3年	平均	2,681	2,848	1,875
		最高	7,000	7,000	3,000
		最低	500	500	500
見習その他	経験年数0	平均	1,172	1,287	766
		最高	6,000	6,000	4,500
		最低	300	300	300
	経験年数1年	平均	1,530	1,697	1,093
		最高	5,000	5,000	4,000
		最低	300	300	300
	経験年数3年	平均	2,196	2,318	1,750
		最高	6,000	6,000	2,500
		最低	700	700	1,000

ひろうと、

（例）○○美容院の給与規程の中初任給について

第○条　初任基本給は左の通りとする。

1　実地習練終了者　　1カ月に付 3,000円

2　事務員その他の者

新制中学卒　　1カ月に付 4,000円

新制高校卒　　1カ月に付 5,000円

第○条　美容師の基本給は左の通りとする。但し勤続年数、勤務成績、技能等により増減することがある。

1	美容師免許を取得した者	1カ月	3,000円以上
2	会社採用後美容師免許取得満3年を経過したもの	1カ月	6,000円以上
3	美容師免許取得後満5年を経過したもの	1カ月	10,000円以上
4	美容師免許取得後満7年を経過したもの	1カ月	15,000円以上

3. 昇　　給

有資格者、習練生、見習のそれぞれについて昇給がどのように行われているかをみよう。

まづ昇給制度のある事業場は半数以上（69.1%）となつており、郡部より市部の方が 10% 程多い（第92表）。

昇給を機械的一率に実施していると回答した事業場は 18.9% で他の事業場は個人の諸条件に応じて実施しているようである。なかでも技術、能率、経験年数等によるところが多く、また「その時の業況に応じて」とか「3年勤続を経て昇給させる」「技術と家庭の状況に応じて」「年2回技術試験を行つてその合格点に達したものは有資格者、習練生、見習の区別なくその実力によつて昇給させる」等の美容院もみられる（第93表）。

第92表　昇給制度の有無別事業場数

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
あり	69.1	72.0	60.4
なし	29.9	27.4	37.6
不明	1.0	0.6	2.0

第93表　昇給のきめ方別（資格・技術・能率・その他）事業場数（%）

総数	100.0%
技術能率による	36.0
勤務年数と能率による	24.3
1年経過してから	3.6
有資格者になつてから	2.6
景気に応じて	4.6
給与に準じる	6.9
技術と家庭の状況	0.2
特に決まらない或いはきまつていない	18.9
不明	0.5

第94表　資格別年1回昇給の額別事業場数（%）

	有資格者	習練生	見習
総数	100.0%	100.0%	100.0%
円以上 円未満			
100 ～ 300	20.8	22.9	76.7
300 〃 ～ 500 〃	16.7	27.1	16.7
500 〃 ～1,000 〃	37.5	—	6.8
1,000 〃 ～2,000 〃	4.2	4.2	—
不明	20.8	45.8	69.3

第95表　昇給の回数別昇給額別事業場数（%）

総数			100.0%
1年1回	100円以上～	300円未満	8.4
	300 〃 ～	500 〃	3.2
	500 〃 ～	1,000 〃	55.0
	1,000 〃 ～	2,000 〃	18.8
1年2回	100 〃 ～	300 〃	5.7
	300 〃 ～	500 〃	0.6
	500 〃 ～	1,000 〃	12.4
1年3回		600円	1.1

参考までに、就業規則のなかの昇給に関する規定をかかげると、

（例1）○○美容院の給与規程

第○条　昇給は誠実にして技能優秀、精勤の従業員に対し毎年1回以上これを行う。昇給額は最低200円を下らない。

（例2）○○美容院給与規程

第○条　定期昇給は従業員の人物、能力勤務成績等を考慮して行う。

第○条　臨時昇給は前条の規定に拘らず次の場合に行う。

1　復職する場合特に昇給させる必要がある時

2　勤務中新な学歴又は資格を取得した場合特に昇給させる必要があるとき

3　会社に功労のあつた者を特に昇給させる必要のあるとき

4　就業規定に基づいて表彰された者を特に昇給させる必要のある時

昇給は大体年1回が事業場の大半をしめ（66.6%）、1年2回がついで多く、ほかは1年3回がわずかみられる。

1回の昇給額は事業場により まちまちであるが、年1回の場合も2回の場合も過半数が500円～1,000円となつている（第94表）。なお、年1回昇給の事業場について資格別に昇給状況をみると、習練生、見習については約半数が金額不明となつているが有資格者の場合は500円～1,000円のところが一番多く、習練生、見習はだいたい500円までとなつている（第95表）。

4. 現金給与額

イ. 資格別食事附の有無別平均現金給与月額

調査前月（1956年5月）分の女子労働者1人1ヵ月平均現金給与額をみると（第96表）、食事附きでない場合5,214円、食事附きの場合2,331円となつている。これを資格別にみると食事附きでない場合（以下食事なしとする）有資格者6,577円、習練生2,392円、見習3,772円、食事附きの場合（以下食事つきとする）有資格者4,022円、習練生998円、見習886円、なお、事務その他は全部食事なしの平均額8,294円で総平均額をはるかに上廻つて最も高い。

食事なしと食事附きの給与を比較すると、その差額（食事費）は習練生の場合のみ1,394円で他は2,600円～2,900円となつている。

これを1956年5月労働省毎月勤労統計調査の全産業女子の1人1ヵ月平均現金給与8,656円と比べてみると、美容業女子労働者の賃金はるかに低位にあることがあきらかにされよう。

なお、美容業女子労働者の平均賃金（5,214円）が、他職種とくらべてどのような地位にあるかをみるため1956年4月、労働省職種別賃金調査（規模10人以上）で比較的女子労働者の多い職種のうち、その平均給与が低いものをあげてみると、衣服身廻製造業の縫製工の月間給与は6,054円となつており、最低の食料品製造業の缶詰材料調理工でも4,937円を若干上廻つている程度である（第97表）。

第96表　資格別・年令階級別・食事有無別女子労働者の平均現金給与月額

		総数	20才未満			20才～24才	25才～29才	30才～34才	35才～39才	40才～44才	45才～49才	50才～59才	60才以上	不明
			計	15才～17才	18才～19才									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
総数	食事無し	5,214	3,485	2,899	3,875	5,899	7,674	6,656	9,058	11,008	15,750	13,125	—	—
	食事附き	2,331	1,123	772	1,549	3,375	5,343	5,772	6,000	9,500	10,000	—	—	2,500
有資格者	食事無し	6,577	4,501	3,538	4,572	6,513	8,222	7,245	9,303	13,210	15,750	17,500	—	—
	食事附き	4,022	2,280	928	2,422	5,991	6,016	6,796	7,300	9,500	10,000	—	—	—
習練生	食事無し	2,392	2,488	2,239	2,560	2,520	1,860	2,500	—	—	—	—	—	—
	食事附き	998	892	648	947	1,241	1,500	1,000	2,000	—	—	—	—	2,500
見習	食事無し	3,772	3,649	3,807	3,654	4,569	6,683	—	2,000	—	—	—	—	—
	食事附き	886	850	740	1,108	1,221	800	—	—	—	—	—	—	—
事務その他	食事無し	8,294	4,700	—	4,700	6,793	8,663	—	10,750	—	—	6,750	—	—
	食事附き	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第97表　主な職種の平均年令平均勤続年数・平均給与（1956年4月）

業種	職種	平均年令	平均勤続年数又は経験年数		平均月間きまって支給する給与額
		才	(勤)年(経)		円
産業計	事務職員	25.0	—	4.9	10,050
	邦文タイピスト	25.6	5.0	6.1	11,073
	内線電話交換手	26.2	5.3	7.2	11,262
石炭鉱業	手選鉱夫	36.5	5.3	6.2	6,186
食料品製造業	菓子包装工	21.8	2.9	3.0	5,156
	機械瓶詰工	29.7	4.3	4.4	7,925
	缶詰材料調理工	29.6	2.7	3.1	4,932
紡織業	精紡工	20.6	3.4	3.8	7,846
	織布工	24.6	3.8	5.6	7,439
衣服身廻品製造業	縫製工	22.5	3.1	4.1	6,054
印刷出版業	製本工	25.7	4.0	5.1	7,867
化学工業	小分及び包装工(薬剤の)	24.7	4.6	4.9	7,749
ゴム製品製造業	ゴム靴成型工	22.9	3.3	3.9	7,855
電気機械器具製造業	捲線工	22.6	4.1	4.2	7,767
	電球組立加工工	22.3	4.1	4.4	7,568
小売業	販売店員（百貨店）	28.0	5.7	—	9,936
	販売店員(除百貨店)	24.4	3.0	—	7,053
	飲食店給仕	26.3	2.2	—	7,528
保険業保険媒介代理業及び保険サービス業	保険外務員	41.9	2.3	—	15,141
道路旅客運送業	バス車掌	19.7	2.3	2.2	8,548
地方鉄道及び軌道業	バス車掌	20.1	2.8	2.8	11,652
通信業	普通・市外電話交換手	23.4	5.1	6.1	10,162

労働省「職種別賃金調査」

なお、男子労働者は前記のとおり調査対象数があまりに少いために直ちに女子と比較することはできないが、参考としてあげると（第98表）、食事なしで1人1ヵ月平均給与額は8,651円、その中の主任技術者は22,668円である。男子技術者の平均給与額は8,668円で、同じく女子の6,577円とくらべるとかなり上廻つている。しかしこれを前掲全産業の男子労働者の1人1ヵ月平均現金給与額20,284円とくらべると平均年令の差を念頭においてもやはり美容業の賃金の低さを示している。

つぎに職場の地位によつてみると（第99表）、美容業においては給与基準が店によりまちまちであるので、平均給与額においてその地位と矛盾した金額がみられる場合もある。すなわち、有資格者のうちでは食事なしの場合、主任技術者が最高で9,296円、つぎに管理人が9,110円、食事附きでは管理人の方が高く 8,081円、主任技術者6,216円でかなりのひらきがみられる。単に技術者として働いている者は食事なしが6,166円、食事附きで3,587円となつている。習練生及び見習については前にみたとおり、食事附きの場合はいづれも1,000円未満で、小遣程度というのが多い。

第98表　資格別・食事有無別男子労働者の1人1カ月平均現金給与月額

総数	食事無し	8,551円
	食事附き	1,833
有資格者	食事無し	8,668
	食事附き	—
習練生	食事無し	3,900
	食事附き	1,250
見習	食事無し	6,475
	食事附き	—
事務その他	食事無し	10,440
	食事附き	3,000

第99表　職場の地位別・食事の有無別女子労働者平均現金給与月額

総数	食事無し	5,214円
	食事附き	2,331
有資格者 計	食事無し	6,677
	食事附き	4,022
有資格者 管理人	食事無し	9,110
	食事附き	8,081
有資格者 主任技術者	食事無し	9,296
	食事附き	6,216
有資格者 技術者	食事無し	6,166
	食事附き	3,887
習練生	食事無し	2,392
	食事附き	998
見習	食事無し	3,772
	食事附き	885
事務その他	食事無し	8,294
	食事附き	—

ここで名目は実地習練中であるが、事実上労働者と同様、店のために労働力を提供しているとみなされる習練生の給与について、業者側の見解をあげると、習練生は実地習練に来ているという。たてまえから、たとえ雇用者と同様、店のために働いていても給与が低いのは当然のことと考えており、なかには習練生からは月謝1,500円、食費2,000円をとることが業者組合の協定となつている県やまた協会の規定によつて習練生は無給で、住込の場合は米1斗持参又は1,500円の食費を徴収することになつているところもある。しかし一方では習練生を労働者と解釈してその初任給を業者組合で500円ときめ、半年後300円昇給し、800円という協定がなされているところもみられる。また習練生からは食費はとらず月額500円を支給し、資格取得後3年間はお礼奉公として月1,500円でつとめる約束をしているというところや、習練生には500円の小遣が支給されているが、親と業主との話し合いで、結婚する時には嫁入道具一前をおくるという口約束が交されているという事例もみられる。

ロ、年令別平均現金給与月額

美容業では資格の有無が大きく給与につながりをもつていることは前項にみられるとおりであるが、次に年令による給与の状況をみることにする（第96表）。

第4図　年令階級別女子労働者の平均現金給与月額

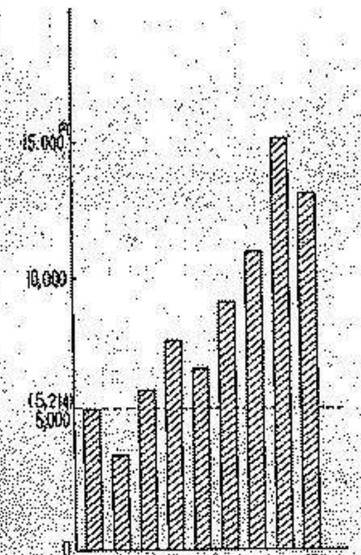

金般的に給与は概して、年令が増加するに従つて上昇している、20歳未満は3,435円（食事なし）で年令が上るにつれて増額し、25歳～29歳が7,674円、35歳～39歳で9,058円、45歳～49歳が最高で15,750円となつている（第4図）。

つぎに資格別に年令と給与額の状況をみると、資格の関によつては必ずしも年令層が高くなるにつれ給与額が上るとは限つていない。有資格者の場合は大体年令が高くなるにつれて給与額も高くなつており、20歳未満で4,501円、25歳～29歳8,222円、最高は50歳～59歳 17,500円となつている。当然ながら習練生の美容業従事目的の性格上、一時的、手伝い的要素が強いため、給与額と年令との間に特別の関係や大差はみとめられず、むしろ20歳前後が平均を上廻つて最も高く（18歳～19歳2,650円、20歳～24歳2,520円）、見習の場合は30歳までは年令が高いほど給与額は高い。すなわち20歳未満は3,549円、20歳～24歳4,657円、25歳～29歳5,680円で35歳～39歳はずつと低く2,000円となつている。

なお、食事なしの給与と食事附きの給与を各年令階別、規模別についてくらべてみるとき、一般にその差（食費該当額）は非常にまちまちで、500円未満から6,000円近くの開きがあり、食事附きの場合、はつきりした給与額を知ることは困難である。

ハ、勤続年数別現金給与月額

次に勤続年数による給与の状況（食事なし）をみると全般的には勤続年数が長い程、とくに6年以上になると目だつて給与は高くなる傾向がみられる。勤続6カ月以上～1年未満の給与額6,258円を基準としてみると、3年未満の間は大した変化はみられないが5～10年は1.5倍の8,143円、10～15年は2.4倍で12,683円となり、はじめて前記全産業女子平均を上廻る。ついで15～20年は3.1倍18,000円、20年以上で4.7倍25,000円となつている（第100表）。但し、5年未満の平均給与が5年以上のそれに比べて可成り低いのは、有資格者に対して給与の低い習練生及び見習のほとんどが5年以下にふくまれていることが大きく原因していると考えられる。

資格別に勤続年数と給与の状況をみると、有資格者の場合は大体上記概況の場合と同じ傾向で給与額は勤続年数に応じて着実に上つて行つている。習練生と見習の場合はほとんどが5年未満の勤続者であり、その間における勤続年数による給与額の格差は有資格者の場合より大きい。

食事なしと食事附き給与額の差については、前項年令別給与の場合と同様に非常にまちまちで食事附き給与額の判断は困難であるが、とくに、有資格者、永年勤続者にとつて、食事附きは不利のように見受けられる。すなわち、10～15年で食事なしの場合12,683円、15年～20年で18,000円、20年以上で25,000円となつているのに対して、食事附きの場合は10年～15年が6,500円、15年～20年が7,500円、20年以上が12,000円となつており、そのひらきがあまりに大きい。

第100表　資格別・勤続年数別食事の有無別女子労働者の平均現金給与月額

		総数	5年未満 計	6カ月未満	6カ月以上～1年未満	1年以上～2年未満	2年以上～3年未満	3年以上～4年未満	4年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上～15年未満	15年以上～20年未満	20年以上	不明
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
総数	食事無し	5,214	4,718	3,113	5,258	4,540	5,205	5,704	6,538	8,143	12,683	18,000	25,000	—
	食事附き	2,331	2,045	1,400	2,529	1,999	2,208	2,584	3,484	4,783	6,500	7,500	12,000	2,500
有資格者	食事無し	6,577	6,069	6,068	6,867	5,570	5,829	5,959	6,612	8,098	12,683	18,000	25,000	—
	食事附き	4,022	3,752	5,068	5,304	3,555	3,464	2,790	3,557	4,834	6,500	7,500	12,000	—
習練生	食事無し	2,392	2,369	1,772	2,176	2,522	4,027	5,252	—	4,500	—	—	—	—
	食事附き	998	989	827	770	1,156	1,214	1,833	2,000	—	—	—	—	2,500
見習	食事無し	3,772	3,759	3,091	3,745	3,883	4,181	4,308	5,440	6,500	—	—	—	—
	食事附き	886	885	628	936	855	1,559	1,744	1,100	1,000	—	—	—	—
その他事務	食事無し	8,294	6,930	6,667	7,770	—	—	—	—	11,700	—	—	—	—
	食事附き	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

二、市部郡部別平均現金給与月額

市部と郡部では給与額にどのような差がみられるかについてみると、六大都府県の市部が平均5,961円で最も高く、その他の市部は平均4,688円で、郡部の平均4,758円よりやや低い。

食事附きの場合も同様な傾向を示している（第101表）。資格別に状況をみると、有資格者全般の傾

第101表　六大都府県の市部・その他の市部及び郡部別資格別食事の有無別女子労働者平均現金給与月額

		総数	六大都府県の市部	その他の市部	郡部
総数	食事無し	5,214円	5,961円	4,688円	4,758円
	食事附き	2,331	3,289	2,152	2,186
有資格者 計	食事無し	6,577	7,036	6,075	6,624
	食事附き	4,022	5,155	3,735	3,870
管理人	食事無し	9,110	11,000	9,550	5,667
	食事附き	8,081	10,500	8,514	6,500
主任技術者	食事無し	9,296	11,113	7,773	6,125
	食事附き	6,216	7,667	5,963	5,522
技術者	食事無し	6,166	6,328	5,908	6,649
	食事附き	3,587	4,542	3,223	3,724
習練生	食事無し	2,392	2,799	2,210	2,235
	食事附き	998	1,311	931	1,037
見習	食事無し	3,772	4,320	3,617	3,286
	食事附き	886	924	865	907
その他事務	食事無し	8,294	9,925	6,680	10,500
	食事附き	—	—	—	—

向は、概況と同じであるが、そのうち管理人、主任技術者はやはり、六大府県が最も高いが、つぎにその他の市部が高く郡部は一番低い。然し技術者では逆に郡部が最高となつている。これは一般に郡部では技術の研究が思う様に出来ないため美容師は大都市に集中する傾向があるので、郡部では要員を確保するため、又は募集の方法として特に給与の面を考慮している結果と考えられる。とくに習練生の給与にこの傾向が著しく、六大都府県の給与が最低となつている。見習の給与額は六大都市、その他の市部、郡部の順である。

なお、事務関係は郡部が10,500円で最も高く、六大府県は9,925円、その他の市部は6,680円で郡部に比べるとかなりのひらきがみられる。

5. 現物給与

イ、食事支給の有無

美容院はさきに述べたとおり住込寄宿者の割合が高く（71.6%）、従つて事業場から食事を支給されている労働者は多い。即ち住込寄宿の場合食事支給のある事業場は96.1%で大部分をしめ、これに対して通勤の場合、食事を支給する事業場は25.1%である。なお市部と郡部とを比べてみると、住込寄宿については殆んど同様であるが、通勤の場合食事支給のある事業場が市部は23.1%であるのに対し郡部は33.3%とやや多くなつている（第102表）。

また、食事支給のある事業場のうち、食費の有償、無償の割合をみると、無償つまり、給与に食費をふくめる場合が、住込、寄宿の場合、大半（65.8%）をしめていて、とくに郡部はその割合が市部にくらべて大きい（市部は58.7%、郡部86.9%）。

第102表　住込・通勤別食事支給の有無別・有償無償別・回数別事業場数（%）

		総数		市部		郡部	
		住込・寄宿	通勤	住込・寄宿	通勤	住込・寄宿	通勤
総数		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
食事支給なし		1.8	61.4	2.1	62.4	1.0	57.2
食事支給あり	小計	96.1	25.1	96.2	23.1	96.0	33.3
	無償	65.8	17.6	58.7	16.7	86.9	21.4
	有償	29.0	6.5	35.9	5.8	9.1	9.6
	習練生のみ有償・他は無償	0.5	—	0.7	—	—	—
	〃 無償他は支給なし	—	0.6	—	0.6	—	—
	見習のみ無償他は有償	0.3	—	0.3	—	—	—
	無償有償併用	0.3	—	0.3	—	—	—
	不明	0.3	0.6	0.6	—	—	2.4
総数		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1日1回		—	44.4	—	45.0	—	42.9
1日2回		6.6	29.6	1.1	32.0	—	21.4
1日3回		71.1	5.6	74.9	2.5	80.0	14.3
不明		20.1	20.4	24.0	20.0	40.0	21.4
不明		2.1	13.5	1.7	14.6	3.0	9.5

第103表　市部郡部別・食事の有償無償別女子労働者数（%）

	総数	有償	無償	不明
総数	100.0%	53.7%	45.6%	0.7%
六大府県の市部	100.0%	75.3	23.5	1.2
その他の都市	100.0%	50.1	49.3	0.6
郡部	100.0%	27.7	72.3	—

さらは、食事の有償無償を、六大府県の市部、その他の都市、郡部とにわけると、食事有償は六大都府県の市部が最高で（75.3%）、その他の都市、郡部の順となつており、食事無償はその逆であつて、大都市ほど、給与の金額現金支給の傾向が強いことがうかがわれる（第103表）。

なお、食事支給の回数については、住込寄宿の場合大部分（71.1%）の事業場は1日3回、通勤の場合は大部分が1日1～2回（1回の事業場44.4%、2回29.6%）となつている（第102表）。

ロ、作業衣、はきものの貸与又は支給状況

美容師法施行細則に衛生上必要な措置として「作業中は清潔な白布の作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクを使用すること」と定められている。この作業衣の支給状況をみると、無償貸与又は支給している事業場は54%で、他は無償では貸与又は支給をしていない（第104表）。なお、本人の負担で作業衣を支給しているかどうかについてはあきらかでない。次に貸与又は支給の回数については年2回というのが最も多く、21.5%の事業場が実施しており、ついで年1回が17.4%、年3回以上は少い。市部郡部別ではいくらか市部の方に支給回数2回以上の事業場が多い。

なお、事例のなかには研修生と見習には白衣を年1枚支給されるが、有資格者は自己負担となつているのがみられる。

次にはきものについて無償貸与又は支給がなされている事業場は40.5%で、過半数にあたる他の事業場では「なし」と回答されており、これは本人の負担となつているものと思われる。事業場から

第104表　被服の無償貸与又は支給の有無及び回数別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
無償貸与又は支給あり 計	54.0	54.1	53.5
無償貸与又は支給あり 年1回	17.4	16.0	21.6
無償貸与又は支給あり 年2回	21.5	23.2	15.6
無償貸与又は支給あり 年3回以上	6.0	6.4	5.0
無償貸与又は支給あり その他	3.1	3.2	3.0
無償貸与又は支給あり 不明	6.0	5.4	7.9
無償貸与又は支給なし	44.3	44.0	45.5
不明	1.7	1.9	1.0

第105表　はきものの無償貸与又は支給の有無及び回数別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
無償貸与又は支給あり 計	40.5	38.9	45.6
無償貸与又は支給あり 年1回	7.8	6.7	9.2
無償貸与又は支給あり 年2回	16.3	14.0	21.0
無償貸与又は支給あり 年3回	6.1	5.1	8.0
無償貸与又は支給あり 年4回	1.6	1.9	1.0
無償貸与又は支給あり 年5回以上	2.4	1.6	5.0
無償貸与又は支給あり その他	1.2	1.6	—
無償貸与又は支給あり 不明	5.4	6.0	18.9
無償貸与又は支給なし	57.1	56.6	52.8
不明	2.4	2.5	2.0

支給されている場合の回数は年2回のところが最も多く、ついで年1回となつている（第105表）。

6. 賞　与

調査した415の美容院のうち、大部分（94.5%）が賞与を支給している。これは市部も郡部も同様である。支給の回数は年2回が最も多く（78.3%）、他は大体年1回（8.4%）又は3回（6.3%）である（第106表、第107表）。

第106表　賞与の有無別・市部郡別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
なし	5.0	5.1	5.0
あり	94.5	94.3	95.0
不明	0.5	0.6	—

第107表　賞与の回数別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
1年1回	8.4	10.5	2.0
〃 2回	78.3	76.8	88.0
〃 3回	6.3	6.1	7.0
〃 4回	1.2	0.6	3.0
〃 1～2回	0.2	0.3	—
不明	0.5	0.6	—
なし	5.0	5.1	5.0

第108表　賞与の内容別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
現金	39.5	41.7	33.3
実物支給	20.9	20.9	20.8
現金・実物支給	34.9	34.4	36.5
実物支給その他	0.4	—	1.0
その他	1.6	0.7	4.2
不明	2.8	2.3	4.2

第109表　賞与の時期別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
1月	8.2	8.3	8.3
2〃	0.8	—	3.0
3〃	0.1	0.2	—
4〃	0.7	0.6	1.0
5〃	0.5	0.5	0.5
6〃	5.0	4.9	—
7〃	14.7	14.3	16.1
8〃	28.7	28.0	30.7
9〃	0.4	—	1.5
10〃	0.9	0.4	2.5
11〃	0.1	—	0.5
12〃	41.9	43.8	36.2

賞与の内容をみると現金で支給する事業場が最も多く（39.5%）、ついで現金と実物の併用支給（34.9%）、実物のみ支給（20.9%）の順となつている。市部、郡部別では現金支給の事業場が郡部より市部に可成り多くみられる（第108表）。

賞与支給時期については全般的に12月が最も多く、つぎは、8月又は7月が多くなつているが、郡部では旧藩本位の地方慣習にならう所があるらしく、時期に市部とのずれが多少みられる（第109表）。

次に賞与支給状況について女子労働者にたずねた回答によれば、調査期に近い1年間に「賞与あり」が59.6%、「なし」が34.9%となつており、資格別ではかなりの差異がみられる。すなわち有資

格者は賞与のあるものが 71% であるのに対して、習練生は 35.8%、見習その他は 54.8% となつている（第110表）。

賞与の額については、調査期に最も近く支払われた賞与額（事業場により、前年末の賞与と本年夏の賞与とがある）をみると、その決め方は事業場によつて千差万別の感があるが平均額は、有資格者の場合、おおよそ平均月額給与の5割弱位に当り、勤続年数1年未満で1,806円、1年～2年 2,375円、2年～3年3,578円、3年～5年2,295円、5年以上で4,752円、習練生及び見習その他は有資格者に比べるとはるかに低く、1年未満は354円、1年～2年で974円、2年～3年で1,295円、3年～5年で1,646円、5年以上は文ずつと低くなつて965円となつている。そして、大体勤続年数が長くなるほどその額は増えている（第111表）。

第110表　資格別賞与の有無別女子労働者数（%）

	総数	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
なし	34.9	24.0	56.1	40.6
あり	59.6	71.0	35.8	54.8
不明	5.5	5.0	8.1	4.5

第111表　資格別・勤続年数別・女子労働者平均賞与額及び賞与額の最高最低額

	有資格者					習練生及び見習その他				
	1年未満	1年～2年	2年～3年	3年～5年	5年以上	1年未満	1年～2年	2年～3年	2年～5年	5年以上
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平均賞与額	1,806	2,375	3,578	2,295	4,752	354	974	1,295	1,646	965
賞与額の最高	50,000	13,000	10,000	12,000	86,000	1,500	5,000	5,000	8,000	3,000
〃 最低	500	200	500	100	200	200	200	200	500	300

参考までに賞与について就業規則の中にかかげられている事例をひろうと

（例1）○○美容院給与規則

第○条　賞与その他臨時に手当を支給する場合の金額及び支給方法はその都度定める。

（例2）○○美容院就業規則

第○章　給　　与

第○条　右給与の外賞与を支給する。但し会社の収益不振の場合は支給しない。

7. 退　職　金

退職金については制度化されていないところが多いが退職には店の都合で退職する場合と、自己の都合で退職する場合とがあつて、前者の場合退職金又は品物を支給する事業場が21.0%、後者の場合は 42.4% で、いづれも郡部より市部の方がその場合は大きい。一方、退職金も品物も支給されない

事業場は両者の場合いづれも 45.5% と 43.9% でかなり多い（第112表、第113表）。

退職金支給状況についてさらにくわしくみると店の都合による場合は1カ月分の給与額となつている事業場が 38.9% で最も多く、 2,000円（8.2%）、3,000円（5.6%）、10,000円（5.6%）と一定の金額を支給するところもかなりあり、30,000円以上も 8.2% みられる。またなかには勤続年数によつて支給額をきめている事業場もあり、1年勤続で10,000円、3年勤続で3カ月分給与、7年勤続で100,000円などの事例もみられる。

第112表　店の都合で退職する場合の退職金の有無及び内容別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
あり 計	21.0	21.3	19.8
あり 現金	9.9	9.9	9.9
あり 実物支給	5.5	6.0	4.0
あり その他	2.9	2.9	3.0
あり 不明	2.7	2.5	3.0
なし	45.5	45.6	45.5
不明	33.5	33.2	34.7

第113表　自己の都合で退職する場合の退職金の有無及び内容別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
あり 計	42.4	43.9	37.6
あり 現金	12.0	13.4	7.9
あり 実物支給	17.6	17.2	18.8
あり その他	9.2	10.4	5.0
あり 不明	3.6	2.9	5.9
なし	43.9	43.0	46.5
不明	13.7	13.1	15.9

第114表　店の都合による退職金・金額別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
半月分	2.8	3.7	—
1カ月分	38.9	46.2	11.1
2カ月分	8.3	11.1	—
500円	2.8	3.7	—
2,000〃	8.2	3.7	22.2
3,000〃	5.6	3.7	11.1
10,000〃	5.6	—	22.2
10,000〃 ～ 20,000円	2.8	3.7	—
20,000〃	5.6	7.4	—
20,000〃 ～ 30,000円	2.8	3.7	—
30,000〃 以上	8.2	7.4	11.1
1年勤続 10,000円	2.8	3.7	—
3年勤続3カ月分給与	2.8	—	11.1
7年勤続 100,000円	2.8	—	11.1

第115表　店の都合による退職の場合の現物支給の種類別事業場数（%）

種類	事業場数
総数	100.0%
美容椅子	4.8
椅子	1.9
タンス	4.8
ベルクッション	4.8
洋服ダンス	4.8
家具	9.3
美容機械	14.2
パーマ材料	4.8
ドライヤー	4.8
カットー理容具一切	4.8
化粧ボード	4.8
鏡台	2.9
洋服布地	4.8
カーテンカバー	4.8
ミシン	4.8
前掛類	4.8
着物	4.8

自己都合による場合では退職金10,000円というのが最も多く21.1%、ついで3,000円、1カ月分の給与額というのがそれぞれ 11.3% となつている（第114表、第116表）。

次に現物支給の状況は店の都合も自己都合の場合も傾向は似ており、美容機械及び器具が最も多く、ついで家具・衣料が多い。なお、腕時計とか指輪を支給しているところも若干みうけられる（第115表、第117表）。

第116表　自己都合による退職金・金額別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
1カ月分	11.3	10.9	14.3
2カ月分	4.8	5.5	—
3カ月分	1.6	1.8	—
500円	1.6	1.8	—
1,000〃	4.8	5.5	—
1,500〃	1.6	1.8	—
2,000〃	1.6	1.8	—
3,000〃	11.3	5.5	57.1
3,500〃	3.2	1.8	14.3
3,000〃 ～ 5,000円	1.6	1.8	—
5,000〃	6.5	7.3	—
5,000〃 ～ 10,000〃	1.6	1.8	—
8,000〃	1.6	1.8	—
10,000〃	21.1	21.9	14.3
15,000〃	1.6	1.8	—
20,000〃	6.5	7.3	—
30,000〃	8.1	9.1	—
40,000〃	1.6	1.8	—
50,000〃	1.6	1.8	—
1年について 5,000円	1.6	1.8	—
〃 1カ月分	1.6	1.8	—
5年以上 1カ月分	1.6	1.8	—
6年勤続 100,000円	1.6	1.8	—

第117表　自己都合による退職の場合の現物支給の種類別事業場数（%）

種類	事業場数
総数	100.0%
美容機械	12.6
美容器具	11.6
消毒器	2.3
ドライヤー	9.3
マシーン台	3.4
化粧棚	1.2
テーブル	1.2
ソファー	1.2
椅子	1.2
火鉢	1.2
アイロン	1.2
腕時計	3.4
柱時計	1.2
指わ	1.2
かつら・補道具一切	1.2
ふとん	2.3
着物	9.3
帯	1.2
衣服	2.3
浴衣	1.2
オーバー	3.4
カーディガン	1.2
セーター	1.2
たんす	17.4
鏡台	5.7

なお、退職金について規定している事業場の事例をあげておく。

（例1）○○美容院就業規則

第○章　退　職　金

第○○条　退職金は左の場合に支給する。

1　停年に達した場合

2　本人の依願退職の場合（但し就業規則第○○条に該当したる者は除かれる）

3　本人が死亡した場合

4　不具廃疾となり勤務に堪えられず退職する場合

5　止むを得ない業務上の都合により解雇する場合

第○○条　前項に該当する退職金は左の率によつて計算する。但し勤務年数の端数は月割で算定し1カ月未満の端数は切捨てる。

勤続 2年以上	本給の1カ月分以上
〃 3年 〃	〃 2カ月 〃
〃 4年 〃	〃 3カ月 〃
〃 5年 〃	〃 4カ月 〃

第3章　母性保護関係

1. 生理休暇

美容院で生理休暇をとるものがあるところは 14.4% で、大部分の美容院ではとるものはないようである。この傾向は市部（13.7%）郡部（12.9%）の間に差異はみとめられない（第118表）。

このように美容業においては生理休暇をとる者が少いが、これについて女子労働者からきいた5月中の状況にもその傾向はみられる。すなわち生理休暇をとつたものは 5.1% で、そのうち有資格者の

第118表　生理休暇をとる者の有無別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
なし	82.7	82.2	84.1
あり	14.4	13.7	12.9
不明	3.9	4.1	3.0

第120表　生理休暇の有給無給について

	総数	有給	無給
市部	100.0%	93.8	6.6
郡部	100.0%	92.3	7.7

第119表　資格別・生理休暇利用の有無及び日数別女子労働者数（%）

	計	有資格者	習練生	その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
休まない	92.4	91.8	93.4	92.6
休んだ 計	5.1	6.9	3.0	3.2
休んだ 1日	2.6	3.8	1.2	1.9
休んだ 2日	0.7	0.9	0.9	0.2
休んだ 3日以上	0.7	0.5	0.9	1.1
休んだ 不明	1.2	2.2	—	—
不明	2.5	1.3	3.6	4.2

第121表　資格別・生理の状態別女子労働者数（%）

	計	有資格者	習練生	その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
すつと順調	59.6	69.0	65.4	67.2
始初のうちは不順	9.6	9.4	9.9	12.9
不順になつたまま	16.3	14.3	14.1	10.7
その他	9.2	3.9	10.4	3.7
不明	0.4	0.4	0.2	6.6

割合は習練生や見習よりも多い。また生理休暇の日数は1日が最も多い（第119表）。

生理休暇中の給与について有給、無給の状況をみると、市部も郡部もその殆んどの事業場が有給となつている（第120表）。

次に、就業後の生理の状態についてみると「ずつと順調」と答えたものが67.3%「不順になつたまま」が13.3%あり、「最初のうちは不順」というのが9.8%みられる（第121表）。

2. 産前産後休業

美容院に働く女子労働者のうち既婚者は全般的に非常に少く4.7%にすぎない（第122表）。また調査事業場のうち産前産後休業をとつたものの有無をみると、わずか2.9%の事業場にのみみられる（第123表）。

第122表　既婚・未婚別女子労働者数（%）

総数	100.0%
既婚者	4.7
未婚者	95.3

第123表　産前産後休業の請求者有無別事業場数（%）

総数	100.0%
あり	2.9
なし	97.1

また、出産までに産前休業を全くとらなかつた人は出産者の16.7%もあり、とくに郡部の方がその割合は大きい（第124表）。ついで産前休業日数をみると40日の産前休業が25%で最も多く、30日と50日はいづれも16.7%で、つぎに多い。市部、郡部別では、郡部に1日、7日というのがあり、50日以上とつた人がみられないのに対して、市部で産前休業をとつた者は、全部30日～60日となつている（第124表）。産後休業状況については30日が最も多く（33.4%）、40日（25.0%）、50日（16.7%）の順となつているが、郡部では大部分（80%）が30日、残る20%が40日であるのに対して、市部では40日以下は皆無となつている（第125表）。

産前産後休業期間中の給与の有無を事業場についてみると無給というのが33.4%、一たん退職させて再雇用するというのが83.3%、有給58.3%となつているが、有給の場合、全額支給と基本給のみ

第124表　産前休業日数別出産者数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
とらなかつた人	16.7	14.3	20.0
1日	8.3	—	20.0
7日	8.3	—	20.0
30日	16.7	14.3	20.0
40日	25.0	28.6	20.0
50日	16.7	28.6	—
60日	8.3	14.3	—

第125表　産後休業日数別出産者数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
30日	33.4	—	80.0
40日	25.0	28.6	20.0
50日	16.7	28.6	—
60日	8.3	14.3	—
120日	8.3	14.3	—
250日	8.3	14.3	—

第126表　産前産後の休業中の給与の有無別事業場数（%）

		総数	市部	郡部
総数		100.0%	100.0%	100.0%
無給		33.4	28.6	40.0
一たん退職させて再雇用する		8.3	14.3	—
有給	計	58.3	57.1	60.0
	全額	8.3	—	20.0
	基本給	8.3	14.3	—
	月給の1/3	8.3	14.3	20.0
	月給の2割	8.3	—	20.0
	不明	25.1	28.5	20.0

第127表　結婚した女子が妊娠したときの取扱方法別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
やめさせる	3.2	2.8	4.0
強制しないが退職をすすめる	2.5	2.8	1.0
本人の自由にまかせる	24.8	25.4	21.0
妊娠3ケ月でやめてもらう	0.2	0.3	—
〃 5ケ月でやめてもらう	0.2	0.3	—
その他 計	27.2	27.6	27.7
その他 実例なし	23.4	22.6	25.7
その他 結婚した人は嫌わない	2.9	3.2	2.0
その他 店をもつ	0.2	0.3	—
その他 家族の者と相談して	0.2	0.3	—
その他 成績がよければかまわない	0.5	0.6	—
不明	42.4	41.4	45.6

支給するのはどちらもわずか8.3%、また月給の三分の一、月給の2割というのが同じく8.3%で、あとは有給ではあるが不明となつている（第126表）。

さらに、結婚しているものが妊娠した時、やめさせると答えた事業場が3.2%、強制しないが退職をすすめるというのが2.5%みられるが、また本人の自由にさせるというのが最も多く24.8%となつている（第127表）。

3. 育児時間

生後1年以内の乳児をもつ母親が育児時間をとつている事業場は1.0%みられる（第128表）。産前産後休業の都例がきわめて僅かであるから育児時間をとつている事例もまた稀である。育児時間のとり方は大体、労働基準法どおりである。

第128表　育児時間の有無別事業場数（%）

総数	100.0%
あり	1.0
なし	99.1

第　3　部

美容業女子労働者の保健

第1章　女子労働者の健康管理

1.　採用時の健康診断

採用時に健康診断を行つている事業場は約半数 46.0% であつて（第129表），その種目は結核，トラホーム，皮膚疾患（伝染性疾患）等である（第130表）。即ち，採用時には保健所に上記疾病の有無に関する医師の診断書を添えて届出なければならないことになつている。

第129表　採用時及び定期健康診断の有無別事業場数（%）

	採用時	定期
総数	100.0%	100.0%
あり	46.0	98.3
なし	53.3	1.7
不明	0.7	—

第130表　採用時健康診断種目

種目名	件数
内科	92
眼科	44
皮ふ科（伝染性疾患）	36
精神科	24
耳鼻科	1
規則による健康診断	88
不明	10

第131表　定期健康診断回数別事業場数（%）

総数	1回	2回	3回	4回
100.0%	17.9%	80.6%	1.0%	0.5%

第132表　定期健康診断種目

種目名	件数
内科	394
レントゲン	185
ツ反応	49
血沈	29
検便	13
眼科	149
皮ふ科（伝染性疾患）	87
精神科	19
歯科	2
規則による健康診断	128
不明	44

2.　定期健康診断

大部分の事業場（82.1%）は美容師法第九条に規定されているとおり年2回以上健康診断を行つており，残る 17.9% も年1回は実施している（第131表）。種目は採用時に行つたのと大体同じであつて，内科の診察はレントゲン，ツベルクリン反応，血沈検査など結核に関する検査が主なもので，なかには検便を行う事業場もみられる。その他，眼科，皮ふ科，精神科などの検診も行われている（第132表）。

第2章　女子労働者の健康状況

1.　疾　　病

美容業に従事してから体が悪くなつたと思われる点について，女子労働者からえた回答をまとめたものによると，身体の異状ありというのが 25.1% で，比較的有資格者に多い。異状のある者のうち胃腸病が 39.8% で最も多く，つぎは脚気で22.8%，このほか疲労，神経痛，婦人科疾患，内臓系統疾患，呼吸器系統疾患，頭痛もち等があげられている。

なお，ごくわずかづつではあるが貧血，リンパ腺炎，眼病，痔などもみられる（第133表，第134表）。

美容業務は客本位の仕事であるためとくに繁忙時は食事時間が不規則になりやすく，又立作業が主なので胃腸病，脚気などの多いことが注目される。これは有資格者習練生及び無資格者のいづれにも

第133表　資格別・身体異状の状況別女子労働者数（%）

	総数	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
胃腸病	39.8	40.8	41.7	34.2
脚気	22.8	24.2	18.4	20.8
婦人科疾患	4.8	4.2	5.1	7.3
呼吸器系統	2.4	2.9	1.0	1.2
内臓系統	3.9	3.9	2.0	6.1
頭痛もち	1.4	1.0	4.1	—
疲労	9.5	8.8	13.3	8.5
神経痛	7.5	5.6	9.2	14.6
その他	2.6	1.8	3.1	6.1
不明	5.3	7.3	2.1	1.2

第134表　資格別・身体異状の有無別女子労働者数（%）

	総数	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
あり	25.1	29.7	24.5	15.6
なし	74.5	69.9	74.9	84.0
不明	0.4	0.4	11.4	0.2

その割合が多くなつている。疲労は習練生が他より多く，神経痛は無資格者に著しいことがあらはされている。

なお，美容業に特殊なものでは指先の荒れがひどいと訴えている女子労働者がいる。ウールド液のため，人によると爪が薄くなり指先がきれつし，淋巴腺まで腫れるものもある。指サックを備えつけて手荒れを防ぐ方法もとられたが不自由なので使用しなくなるようである。

2.　長期欠勤者及び月別平均欠勤率

1カ月以上の長期欠勤者についてみると，調査対象女子労働者 1,808 人のうち 19 人の長欠者がおり，長欠率は 1.01% となる。長欠の理由は結核2人，その他の病気が6人で，あとは一身上または家庭の事情によるものと思われる。産前産後の休業のため休んでいるものは1人もみられない。（第135表(1)，(2)）

なお，市部と郡部の長欠率は郡部（1.6%）の方が市部（0.9%）より低くなつている（第135表(1)）。

つぎに欠勤率について記入している事業場は 64.6% あつたが（第136表），月別の平均欠勤率をみると，調査時の昭和31年6月からさかのぼつた6カ月間の平均欠勤率は7.4% で，全体として郡部よ

第135表(1) 長欠種類別・市部郡部別
女子労働者数（%）

	総数	市部	郡部
調査対象女子労働者数	100.0%	100.0%	100.0%
長欠者総数	1.6	0.9	1.6
結核	0.1	0.1	—
その他の病気	0.3	0.2	0.6
産前産後の休業	—	—	—
その他の長欠者	0.6	0.6	1.0
不明	—	—	—

第135表(2) 長欠種類別・市部郡部別
女子労働者数（実数）

	総数	市部	郡部
長欠者総数	19人	14人	5人
結核	2	2	—
その他の病気	5	3	2
産前産後の休業	—	—	—
その他の長欠者	12	9	3

第136表 欠勤率記入有無別
事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
調査票に記入有	64.6	63.4	68.3
〃 無	35.4	36.6	31.7

第137表 市部郡部別月別平均欠勤率

	総数	市部	郡部
6カ月平均	7.4%	7.7%	6.1%
昭和30年12月	5.2	5.6	4.6
〃 31年1月	7.8	8.5	7.2
〃 2月	7.6	7.9	6.6
〃 3月	7.1	7.6	5.7
〃 4月	7.4	8.0	5.6
〃 5月	7.8	8.1	6.7

り市部の方が高くなつている。月間欠勤率の最も低いのは12月の最繁忙時で5.2%となつており、比較的欠勤率が高いのは都市においては1月、郡部においては1月、2月と農繁期の5月となつている（第137表）。

3. 療養保障

イ. 欠勤者の給与保障

欠勤期間中の給与の有無についてみると、半数近くの事業場（43.1%）は不明となつているが、給与のある事業場は46.3%、ないところが9.6%みられる。なお、不明の中には該当者のいない場合がふくまれているものと考えられる（第138表）。

ロ. 長期欠勤期間中の給与保障

1カ月以上の長期欠勤者の給与の有無をみると給与を支給するという事業場はわずかに19%で、無給の場合が33%となつている。なお不明が39.8%あるが、これは該当者のない場合がふくまれていると思われる（第139表）。

病気療養のために長期欠勤する場合は健康保険、国民健康保険等に加入しているものは医療給付を受けることができるが、後記（第5部第4章）にみられるとおり、健康保険に加入している事業場はわずかで（9.8%）、国民健康保険には16.6%が加入しているにすぎない。なお、長欠期間中の取扱についてみると（第140表）退職させない及び再び働く意志があれば退職させない、本人の申出によ

第138表 欠勤期間中の給与の有無別
事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
あり	46.3	47.0	43.6
なし	9.6	9.8	8.9
その他	1.0	12.6	—
不明	43.1	41.6	47.5

第139表 長欠期間中の給与の有無別
事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
あり	19.0	22.6	7.8
なし	33.0	31.5	37.6
その他	8.2	7.3	11.0
不明	39.8	38.5	43.6

第140表 長期欠勤取扱い方法別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
退職させない	3.9	4.3	2.9
働く意志があれば退職させない	0.2	0.3	27.6
本人の申出によつて決定する	6.1	6.6	4.9
その時の事情により考慮する	5.3	3.9	9.5
病気欠勤（○）日以上は退職させる	6.4	5.6	5.7
結核の場合はやめてもらう	0.2	0.3	—
病気以外の自己都合による欠勤(○)日以上は退職させる	5.7	6.3	3.8
定めていない	7.3	7.8	5.7
該当者がないのでわからない	32.0	29.4	40.0
不明	32.8	34.5	27.6

つて決定する。

その時の事情により考慮する等本人本位に取扱つているとみられる事業場が15.6%、病気の場合、病気欠勤○日以上は退職させる、結核の場合はやめてもらう等の基準をもうけて退職させるというのが6.6%、また病気以外の自己都合による欠勤○日以上は退職させるというのが5.7%みられる。なお、該当者なし及び不明が64.8%となつている。

とくに市部と郡部を比べてみると郡部では働く意志があれば退職させないというのが27.6%となつていて、市部の0.3%よりはるかに多いことを示しているが理由として、さきにのべたように郡部の美容院では従業員を確保することが困難であること、都会より雇用人情が細やかであること等があげられよう。

2、3の事例をひろつてみると、短期間の病気の場合は、業主負担で治療させるが、長期にわたる場合は親もとに帰して静養させ、恢復後再び雇用のかたちをとつているところや、健康保険に加入していないが、病気の場合の費用は全額業主が負担するというのもみられる。しかし、通院治療の費用は全部自己負担という事例もかなりあり、労使ともに健康保険の加入を要望している。

第　4　部

美容業女子労働者のための施設

第1章　職　場　施　設

1. 食事をとる場所

食堂がある事業場は 14.7% だけで、茶の間で食事をとつている事業場が最も多い（35.9%）。ついで台所（14.9%）や居室（12.4%）が比較的多く、そのほかに休憩室や控室、待合室、更衣室などがあり、作業場の一隅やシャンプー・ルームというのもみられる。このように美容院には専用の食堂のないところが大部分で、業主の家庭生活に入り込むことを余儀なくされる場合が多いようにみうけられる。この傾向はとくに郡部の方にいちじるしい（第141表）。

第141表　食事をとる場所別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
食堂	14.7	16.2	10.0
茶の間	35.9	31.5	49.5
台所	14.9	14.0	17.8
住居者の居室	12.4	12.2	12.8
休憩室	0.7	1.0	—
控室	1.9	2.5	—
更衣室	1.0	1.3	—
待合室	0.5	0.6	—
作業場に隣接した部屋	3.6	4.1	2.0
作業場の一隅	2.4	2.9	1.0
自宅に帰る	0.2	—	1.0
その他	0.4	0.6	—
不明	11.4	13.1	5.9

第142表　休憩室の有無及び場所別事業場数（%）

		総数	市部	郡部
総数		100.0%	100.0%	100.0%
休憩室なし		8.4	8.7	7.5
休憩室あり	計	89.3	89.1	89.7
	独立した室	7.5	8.7	3.7
	客待所	7.9	6.5	12.1
	住込者の居室	65.0	64.6	66.6
	業主の部屋	4.2	4.4	3.7
	食事室	0.2	0.3	—
	事務所	0.2	0.3	—
	寄宿舎	0.2	0.3	—
	更衣室	0.2	0.3	—
	作業場の一隅	1.0	0.9	0.9
	その他	1.9	1.9	1.9
	不明	1.0	0.9	0.9
不明		2.3	2.2	2.8

2. 休　憩　室

女子労働者のための休けい室の施設は、食事をとる場所と同様、考慮されていない場合が多い。つまり休けい室のある事業場は 89.3% となつているが、そのうち大半は住込者の居室が休けい室にあてられており、専用の独立した休けい室がある事業場はわずか7.5%にすぎない。又、客待所、業主の部屋、食事室や更衣室との兼用の場合がみられる。一方、「休けい室なし」の回答が8.4%でているが、これは特に専用の休けい施設をつくつていないという意味であろう（第142表）。また、気分が悪くなつたときに休むための休業室があるかどうかについてきいた結果をみると、住込者の居室をあてているところが休けいの時より、もつと多くなつている（72.8%）（第143表）。

第143表　気分が悪くなつたときに休む室の有無及び場所別事業場数（%）

		総数	市部	郡部
総数		100.0%	100.0%	100.0%
休む室なし		4.5	4.4	4.8
休む室あり	計	94.1	94.3	93.3
	独立した室	7.4	8.0	5.8
	客待所	1.4	0.6	3.8
	住込者の居室	72.8	73.5	70.2
	業主の部屋	6.9	6.3	8.7
	カーテンでしきつた所	0.5	0.6	—
	食事室	0.2	0.3	—
	事務所	0.2	0.3	—
	寄宿舎	0.2	0.3	—
	更衣室	0.2	0.3	—
	休憩室	0.2	0.3	—
	その他	2.9	3.2	1.9
	不明	1.2	0.6	2.9
不明		1.4	1.3	1.9

第144表　更衣室の有無及び場所別事業場数（%）

		総数	市部	郡部
総数		100.0%	100.0%	100.0%
更衣室なし		9.5	9.1	10.7
更衣室あり	計	88.8	89.3	87.3
	独立した室	8.6	10.0	3.9
	客待所	2.9	3.1	2.0
	住込者の居室	67.2	65.3	78.4
	業主の部屋	4.3	4.7	3.0
	カーテンでしきつた処	1.0	1.3	—
	休憩室	0.2	0.3	—
	食事室	0.2	0.3	—
	事務所	0.2	0.3	—
	寄宿舎	0.2	0.3	—
	ロッカー	0.2	0.3	—
	作業場の一隅	0.2	—	1.0
	その他	3.1	3.1	3.0
	不明	0.5	0.3	1.0
不明		1.7	1.6	2.0

3. 更　衣　室

更衣室として独立した室をもつているところはわずか 8.6% で、やはり前記の場合と同様、住込者の居室を兼用している場合が最も多い（67.2%）。なお、業主の部屋や客待所又は作業場の一部をカーテンでしきつて更衣の場所としているところもみられる（第144表）。

第2章　宿　泊　施　設

美容院の女子労働者は前述のとおり事業場所在地の出身者も県外出身者もともに住込や寄宿が多いが以下その宿泊施設の実状をみることにする。

1. 住　込

調査事業場 416 のうち、住込者がいるのは 378 事業場で（91.1%）、これを規模の大小にわけてみると、規模の小さい美容院ほど住込者をおいている場合が多い（第146表）。すなわち3人以下の美容院では、36.7%、4人～5人は33.6%、6人～10人 24.6% となつており、10人以下が大部分をしめている（住込とは業主の家族と一緒の家に住んでいる場合をいう）。

室の種類をみると、独立した室というのが半数以上の50.9%、独立しているが家人の通路となる室というのが14.6%、家人と同居が16.4%、その他、待合所又は作業所兼用というのがわずかながらみ

第145表　規模別住込みの場合の事業場数（%）

規模	事業場数
総数	100.0%
3人以下	36.7
4人～5人	33.6
6人～10人	23.8
11人～15人	3.9
16人～20人	1.0
21人～25人	–
26人以上	1.0
不明	–

られた。事業規模が大きいほど、独立した室に住んでいる割合は高く、10人以上の規模では殆んどが独立した室となつており、逆に家人と同居という場合は規模の小さい10人以下、4人～5人のところに多く、10人以上には皆無である（第146表）。

つぎにその住込の部屋の位置をみると、作業所に隣接しているのが大部分（80.1%）で、作業所から離れた所にあるものはわず6.1%にすぎない。その他作業所の二階にあるのが10.6%、業主と一しよに間借して住込んでいるというのもみられた（第147表）。

第146表　規模別・住込の場合の室の種類別事業場数（%）

	総数	独立した室	独立しているが家人の通路となる	家人と同居	寄宿舎用	作業所用	不明
総数	100.0%	60.9%	14.6%	16.4%	0.8%	0.3%	7.0%
3人以下	100.0	48.2	17.0	25.6	–	–	9.2
4人～5人	100.0	62.8	13.9	17.1	2.9	–	3.9
6人～10人	100.0	69.1	14.3	6.5	–	1.1	10.0
11人～15人	100.0	93.3	6.7	–	–	–	–
16人～20人	100.0	100.0	–	–	–	–	–
21人～25人	–	–	–	–	–	–	–
26人以上	100.0	100.0	–	–	–	–	–
不明	–	–	–	–	–	–	–

第147表　住込みの場合の場所別事業場数（%）

場所	事業場数
総数	100.0%
作業所に隣接	80.1
作業所から分離された所	6.1
その他 計	11.1
その他 作業所の2階	10.6
その他 業主と一緒に間借	0.5
不明	2.7

平均1人当りの広さは2.3畳、最も広い所が6畳、最も狭い所が0.8畳となつている。すなわち2畳～2.5畳が最も多く（35.2%）、つぎに1.5畳～2畳、3畳～3.5畳、4畳以上の順で、事業附属寄宿舎規程を基準としてみれば1.5畳（2.5平方メートル）以下の事業場も約10%みられる。また市部と郡部の平均をとつて比べると、郡部の方がやや広く2.7畳（市部2.2畳）で、最低の1.1畳も市部の0.8畳よりも上廻つている（第148表）。

全般的に寄宿舎においては、とくに住込者の宿泊施設を考慮に入れて建築しているところは稀れで、多くは業者の居室の一部をあけて使用させていると考えられる。

第148表　住込の場合の1人当り室の広さ別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
1畳以下	1.3	1.8	–
1畳以上～1.5畳未満	9.3	11.3	8.2
1.5 〃 ～2.0 〃	18.5	20.5	12.6
2.0 〃 ～2.5 〃	35.2	35.3	34.7
2.5 〃 ～3.0 〃	6.9	6.4	5.4
3.0 〃 ～3.5 〃	15.8	14.1	21.1
3.5 〃 ～4.0 〃	0.3	0.4	–
4.0 〃	10.7	8.1	18.0
不明	2.0	2.1	2.0
平均1人当り畳数	2.3畳	2.2畳	2.7畳
1人当り畳数の最高	6.0	6.0	6.0
〃 最低	0.8	0.8	1.1

次に、調査員の観察結果や女子労働者の語つたところから居室の状況事例をひろうと、室は独立していても、便所、台所、玄関にゆく通路となり落付かない感じでしかも昼間は家人が一緒に使用しており、家族が食事をする場所であつたり、又は、押入に家族の道具が置いてあるため家人が始終出入するので落付けない、また通風、採光ともに悪るく、うす暗い室で畳は古くて不潔であるとか、押入れがなく、ふとんは積重ねてある等、私室とは名のみのものがかなりみられる。しかし、一方従業員ばかりの独立した明るく清潔な室で、つくりつけのベット又は折たたみ式ベットが備えつけられてあるという事例もみられる。

2　寄　宿　舎

宿泊施設を寄宿舎という名称で呼んでいる事業場は415のうち14（3.4%）で、第一種事業附属寄宿舎規程の適用をうけているかどうかはあきらかでない（本調査では寄宿舎とは業主の家族とは離れて業主の支給する建物に住んでいる場合をいう。作業所と業主の家が離れているため、作業所に留守番を兼ねて従業員数人が住んでいる場合は寄宿舎とする）。

寄宿舎の位置をみると大部分が作業所に隣接しており、作業所から離れた場所にあるものは少い（第149表）。

第149表　寄宿舎の場合の場所別事業場数（%）

総数	100.0%
作業所に隣接	78.6
作業所から分離された所	21.4
その他	–
不明	–

労基法第一種事業附属寄宿舎規程第2条第19条には、1人について居住面積2.5平方米（1.5畳強）以上と規定されているが、本調査対象事業場寄宿舎の1人当りの広さをみると1畳以上～1.5畳という上記規程を下廻るのが21.4%みられた。あと比較的多いケースは2畳～2.5畳、

第150表　寄宿舎の場合の1人当り室の広さ別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
1畳以下	–	–	–
1畳以上～1.5畳以下	21.4	80.0	–
1.5 〃 ～2.0 〃	7.1	10.0	–
2.0 〃 ～2.5 〃	21.4	10.0	50.0
2.5 〃 ～3.0 〃	7.1	10.0	–
3.0 〃 ～3.5 〃	7.1	–	25.0
3.5 〃 ～4.0 〃	–	–	–
4畳以上	21.4	20.0	25.0
不明	14.5	20.0	–
平均1人当り畳数	3.4畳	2.2畳	2.6畳
1人当り畳数の最高	4.0	4.0	4.0
〃 最低	1.0	1.0	2.0

4畳以上がいづれも 21.4% となつている。

全体を通しての平均1人当り畳数は2.4畳で，市部より郡部の方がややひろく，郡部の平均1人当り畳数は2.8畳となつており，最低が2畳となつている（第150表）。

なお，寄宿舎は住込の場合に比べると，独立した部屋が多く，概ね採光，通風もよく，設備も一般にととのつており，中にはベツド，整理タンス，電気洗濯機，ミシン等の備付けのあるものもみられる。また，食堂，炊事場があり，自炊ができるようになつていて，しかも電気，瓦斯，木炭など光熱費及び水道料等は業主負担という事例もみられる。

しかし，なかには営業主経営の美容学校の寄宿舎の一部を従業員に提供して3畳の室に2人住まわせ，各人より部屋代として1,500円づつ徴収し，自炊はゆるさず外食させているという事例もある。

3. 繁忙時の通勤者の宿泊施設

前にものべたが繁忙時つまり盆，祭り，年末年始，婚礼時期などに通勤者が泊り込みで仕事をする事業場はかなり（29.9%）あつたが，そのような場合の通勤者専用の宿泊施設を設けてある事業場はない。事例をあげて実情をみると，終夜客がたてこんで忙しく，睡眠はとらないという者が多く，僅か休憩する程度であるとか，夜があけて寝る場合は，作業場の二階に住込者と一しよに眠る。業主の家族と一しよに寝る，寝具は業主のものを貸与される場合が多い。稀れに，店には室がないため近所の旅館に泊る等である（第151表）。

第151表　繁忙時における通勤女子労働者の泊り込みの有無別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
無	50.1	48.7	54.5
有	29.9	31.8	23.7
不明	20.0	19.5	21.8

第 5 部

女子労働者の生活

第1章 生計

美容業女子労働者の給与は低く，約半数がなんらかの形で家族から生活援助をうけているのが現情である。

つぎに，これら女子労働者の生計について比較的把握しやすい手取給与額，勤め先に支払つた食費及び室代，家への送金額，家からの補助額などの面からながめることとする。

1. 手取給与額

現金給与額についてはさきにのべたが，美容院に働く女子労働者の多くは住込者で，通勤者とはそ

第152表　住込・寄宿・通勤別・資格別・手取給与月額別女子労働者数（%）及び一ケ月平均手取給与額

	住込寄宿女子労働者				通勤労働者			
	計	有資格者	習練生	見習その他	計	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0	5.6	0.4	8.8	4.9	6.4	2.8	18.4	5.7
300円以下	0.2	0.1	—	0.5	—	—	—	—
300円以上～500円未満	3.4	0.3	4.0	7.2	0.9	0.8	0.9	5.7
500 〃 ～ 1,000 〃	20.6	3.9	29.5	38.1	4.9	1.7	12.0	11.4
1,000 〃 ～ 2,000 〃	24.9	13.7	41.0	29.7	13.1	1.7	43.5	20.0
2,000 〃 ～ 3,000 〃	12.1	12.7	7.9	7.5	6.6	4.6	11.1	11.4
3,000 〃 ～ 4,000 〃	11.0	18.9	4.4	4.6	8.8	6.4	6.4	19.9
4,000 〃 ～ 5,000 〃	8.4	15.2	1.7	3.3	8.0	8.7	5.9	8.6
5,000 〃 ～ 6,000 〃	6.0	11.8	1.7	0.9	10.6	14.6	—	5.6
6,000 〃 ～ 7,000 〃	3.6	7.0	0.6	1.4	10.6	15.2	—	2.9
7,000 〃 ～ 8,000 〃	1.9	4.3	—	—	9.5	13.9	—	—
8,000 〃 ～ 9,000 〃	1.4	3.0	—	—	6.6	9.7	—	—
9,000 〃 ～ 10,000 〃	0.3	0.6	—	—	3.3	4.9	—	—
10,000 〃 ～ 11,000 〃	0.9	1.8	—	—	3.8	5.6	—	—
11,000 〃 ～ 12,000 〃	0.2	0.4	—	—	1.4	1.9	—	—
12,000 〃 ～ 13,000 〃	0.1	0.3	—	—	2.2	2.9	—	2.9
13,000 〃 ～ 14,000 〃	0.1	0.3	—	—	0.4	0.6	—	—
14,000 〃 ～ 15,000 〃	—	—	—	—	0.4	0.6	—	—
15,000 〃 ～ 20,000 〃	0.1	0.3	—	—	1.4	1.7	—	2.9
20,000 〃 ～ 25,000 〃	—	—	—	—	0.2	0.3	—	—
25,000 〃 ～ 30,000 〃	—	—	—	—	—	—	—	—
30,000 〃	—	—	—	—	0.2	0.3	—	—
不明	1.1	1.1	0.5	1.9	0.7	0.3	1.5	—
平均手取給与額	2,480円	3,984円	1,290円	1,167円	6,105円	8,069円	1,265円	2,951円

の手取給与額の算定基準も異るわけである。すなわち、住込、寄宿の場合は概して保険料、税金、組合会費の他に、食費、室代が差引かれるわけである。

調査前月の5月における平均手取給与月額は住込で2,480円、通勤6,105円となつており、そのひらきは大きい。

資格別に比べると、住込の有資格者の手取給与額は3,984円、同じく通勤では8,059円と大きくひらいており、また、見習その他の場合も住込1,167円、通勤2,951円で金額そのものが少いので有資格者ほどではないが両者間にひらきがみられるが、習練生の場合は住込で1,290円、通勤1,265円でほぼ同じである（第152表）。

つぎに手取給与額を金額層別にみると（第152表）、住込寄宿では1,000円～2,000円が 24.9% で最も高く、ついで500円～1,000円が 20.6% で、半数近くが2,000円以下ということになる。通勤の場合も、最高の層は1,000円～2,000円であるがその割合は住込寄宿より少く（13.1%）、ついで5,000円～6,000円、6,000円～7,000円がいづれも 10.6% づつとなつている。

手取最高額は30,000円で通勤の有資格者にみられる。又手取給与なしという場合が住込寄宿に 3.6%、通勤に 6.4% みられるがその割合は習練生に最も多く、このことについては労働条件給与の項でのべたとおりである。

2. 家からの補助金

経済生活の形態の項でのべたとおり家族とはなれて生活しているが毎月家より補助をうけているものは 27.5% みられ、とくに習練生と見習その他はそれぞれの半数に近いものが家から送金をうけている。

補助額平均は1,524円、最高10,000円、最低200円で、層別にみると1,000円～2,000円が 35.3% で最も多く、ついで500円～1,000円が 21.5%、2,000円～3,000円が 14.7% となつている。なお、

第153表 資格別・家からの補助金額別女子従業員数（%）
及び平均補助額

	総数	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
500円以下	9.3	7.6	8.1	11.1
500円以上～1,000円以下	21.5	17.8	18.7	26.1
1,000 〃 ～2,000 〃	35.3	32.2	33.6	34.2
2,000 〃 ～3,000 〃	14.7	16.1	12.6	15.1
3,000 〃 ～4,000 〃	7.2	8.6	9.4	5.6
4,000 〃 ～5,000 〃	2.7	3.6	3.9	1.0
5,000 〃	4.9	10.2	4.6	2.0
不明	4.4	4.8	8.9	5.0
補助金額平均	1,524円	1,847円	1,583円	1,293円
〃 最高	10,000	10,000	10,000	6,000
〃 最低	200	200	200	1,200

有資格者の場合の平均額は、1,847円、習練生1,583円、見習その他1,293円である。

以上のように美容院に働く女子労働者に家からの補助をうけているものがかなり多いということは、習練生や見習が多くいる美容業女子労働者の構成が他の産業の場合と異ることを裏付けるものと考えられよう（第153表）。

3. 勤め先に支払つた食費及び室代

食費を勤め先に支払つていると回答した労働者は 26.8%、支払わないというもの（食事附のものと、自前のもの）は61%となつている。このほかに住込んでいるが自炊と記入したものが0.3%あり、これは有資格者だけにみられる。なお、不明が11.9%あるが昼だけは事業場支給の食事をとり、朝夕は自前という場合も考えられよう（第154表）。

第154表 資格別・食費支払いの有無及び金額別女子労働者数（%）
及び食費平均額

	総数	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
食費は支払わない	61.0	57.1	68.3	66.9
自炊	0.3	0.6	—	—
食費を支払う 計	26.8	26.8	22.4	29.6
500円以下	0.1	0.2	—	—
500円以上～1,000円以下	0.8	0.1	0.9	0.2
1,000 〃 ～2,000 〃	2.4	2.7	0.6	3.2
2,000 〃 ～3,000 〃	7.1	6.9	9.9	6.4
3,000 〃 ～4,000 〃	15.4	15.8	10.1	18.4
4,000 〃 ～5,000 〃	0.2	0.6	0.9	0.4
5,000 〃	—	—	—	—
不明	0.8	0.8	—	0.2
食費照平均	720円	841円	690円	771円
〃 最高	4,000	4,000	4,000	4,000
〃 最低	100	100	500	500
不明	11.9%	15.5%	14.9%	3.3%

第155表 資格別・室代の有無別
女子労働者数（%）

	総数	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
支払う	0.6	0.4	0.8	0.6
支払わない	84.9	80.8	85.4	95.3
不明	14.6	18.8	14.8	4.1

この勤先に支払つた食費額は1日の支給食事回数があきらかでないのでいろいろ判定することはできないが金額のみについていうと、500円以下から5,000円までの巾があり、3,000～4,000円が最も多い（16.4%）。

室代を払うと答えた女子労働者は、わずかに 0.6% にすぎず、大部分は支払つていない（第155表）。

4. 家えの送金

さきにみられたように家族とはなれて生活し、家から補助してもらっているものがある反面、毎月家に送金しているものが3.1%あったが、送金額を層別にみると平均送金額は2,752円、最高は12,000円、最低は300円となっている。送金者のうち3,000円以上が36.8%で最も高く、2,000円～3,000円が21.1%、つまり送金しているものの半数以上は2,000円以上を家へ送金していることになる。また資格別にみると2,000円以上送金できるのは大体有資格者で、習練生は皆無、無資格者には少しみられる（第156表）。

第156表　資格別・家への送金額別女子送金者数（%）及び送金額平均

	総数	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
500円以下	8.5	2.1	–	12.5
500円以上～1,000円以下	12.3	6.5	50.0	25.0
1,000〃～2,000〃	19.3	19.2	–	25.0
2,000〃～3,000〃	21.1	25.5	–	–
3,000円以上	36.8	42.6	–	12.5
不明	7.0	2.1	50.0	25.0
送金額平均	2,752円	3,000円	500円	1,438円
〃最高	12,000	12,000	500	5,000
〃最低	300	300	500	300

第157表　資格別・家計補助額別女子労働者数（%）及び1人1月平均家計補助額

	雇用者			
	計	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
500円未満	–	–	–	–
500円以上～1,000円未満	2.0	0.7	20.0	20.0
1,000〃～2,000〃	8.8	5.8	60.0	40.0
2,000〃～3,000〃	23.6	24.6	20.0	–
3,000〃～4,000〃	18.3	19.6	–	–
4,000〃～5,000〃	8.8	9.5	–	–
5,000〃～6,000〃	15.5	15.2	–	40.0
6,000〃～7,000〃	5.4	5.8	–	–
7,000〃～8,000〃	5.4	5.8	–	–
8,000〃～9,000〃	1.4	1.4	–	–
9,000〃～10,000〃	1.4	1.4	–	–
10,000円以上	4.7	5.1	–	–
不明	4.7	5.1	–	–
家計補助金額平均	4,113円	4,265円	1,113円	2,520円
〃最高	13,900	13,900	2,000	5,100
〃最低	500	600	650	800

5. 家族と同居の場合の家計補助

つぎに給料の中から毎月家に入れているもの即ち家計を補助しているものについてみると、主として通勤の有資格者に多く、その平均額は4,285円、金額層別では2,000円～3,000円が24.6%で最も多い。ついで5,000円～6,000円が15.2%、10,000円以上が5.1%みられる。次に習練生の場合は平均額が1,113円、見習その他は2,620円で前述の住込寄宿者の家への送金の場合と同様に習練生より上廻っている（第157表）。

第2章　住込寄宿労働者の生活

1. 起床、就寝

住込寄宿労働者の割合が多いことは前述のとおりで、これは美容業の特色としてみられるので、その生活全般についてなお詳しく実情をみることにする。

まず、起床時刻は午前6時～7時が半数をしめ、つぎに7時～8時が多い（第158表）。午前5時以

第158表　起床時刻別・通勤・住込別女子労働者数（%）

	総数	寄宿舎	住込	通勤
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
午前5時以前	0.4	–	0.4	0.4
〃5時～午前6時	10.2	2.2	7.6	16.7
〃6時～〃7時	51.6	47.8	54.0	48.6
〃7時～〃8時	31.7	41.3	32.5	29.7
〃8時～〃9時	4.3	6.5	4.0	5.1
〃9時以後	0.9	2.2	1.0	0.6
不明	0.9	–	0.5	1.9
起床時刻の最も早いもの	4時00分	5時00分	4時15分	4時00分
〃おそいもの	13〃20〃	10〃00〃	13〃20〃	10〃00〃

第159表　資格別・起床時刻別女子労働者数（%）

	総数	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
午前5時以前	0.4	0.4	0.4	0.7
〃5時～午前6時	10.2	9.8	12.0	10.7
〃6時～〃7時	51.6	47.8	56.2	57.4
〃7時～〃8時	31.7	34.9	27.0	28.7
〃8時～〃9時	3.3	6.4	3.0	1.3
〃9時以後	0.9	1.0	0.9	0.7
不明	0.9	0.8	1.5	0.7
起床時刻の最も早いもの	4時00分	4時00分	5時00分	4時00分
〃おそいもの	13〃20〃	10〃00〃	8〃00〃	13〃20〃

前に起床する者はきわめて僅かである。資格別にみると、概して有資格者より、習練生、見習その他の方が起床時刻は早い（第159表）。

つぎに就床の時刻をみると、さきに述べたとおり勤務終了時刻がおそいので従つて就床時刻もおそいものが多い。すなわち午後11時～12時が最も多く、ついで10時～11時が多い。なお、12時以後が約

第160表　就床時刻別・通勤住込別女子労働者数（%）

	総数	寄宿舎	住込	通勤
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
午後8時以前	0.2	—	0.3	—
〃 8時～午後9時	0.4	—	0.3	0.8
〃 9時～〃 10時	6.0	—	6.3	5.8
〃 10時～〃 11時	34.5	28.3	35.0	31.4
〃 11時～〃 12時	38.4	45.7	37.0	41.8
〃 12時～午前1時	16.9	18.2	17.6	15.6
午前1時以後	2.6	10.3	2.1	3.7
不明	1.0	—	0.7	1.9
就床時刻の最も早いもの	16時00分	22時00分	16時00分	20時30分
〃 おそいもの	2〃00〃	2〃00〃	2〃00分	2〃00〃

第161表　資格別・就床時刻別女子労働者数（%）

	総数	有資格者	習練生	見習その他
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
午後8時以前	0.2	0.1	0.4	0.2
〃 8時～午後9時	0.4	0.1	—	1.1
〃 9時～〃 10時	6.0	5.6	9.2	4.7
〃 10時～〃 11時	34.5	33.1	31.3	39.6
〃 11時～〃 12時	38.4	39.3	39.2	36.2
〃 12時～午前1時	16.9	17.7	16.9	16.1
午前1時以後	2.6	3.2	2.1	1.8
不明	1.0	1.0	1.9	0.4
就床時刻の最も早いもの	16時00分	18時30分	19時30分	16時00分
〃 おそいもの	2〃00〃	2〃00〃	2〃00〃	2〃00〃

第162表　資格別・通勤住込別女子労働者数（%）

	総数	通勤					住込	寄宿
		計	自宅から	親類から	下宿から	その他		
総数	100.0%	28.1%	21.7%	1.3%	1.9%	3.2%	69.3%	2.6%
有資格者	100.0	35.8	29.4	1.6	1.8	4.0	60.6	3.7
習練生	100.0	33.8	25.6	1.0	3.3	4.4	64.8	1.4
見習その他	100.0	7.8	5.4	0.6	1.2	0.6	89.2	3.0

20%みられる（第160表、第161表）。

参考までに通勤者の場合をみると（第162表）自宅から通勤のもの21.7%、親類からのもの1.3%、下宿からのもの1.9%）で通勤者の大部分は自宅から通つており、起床時刻は住込、寄宿労働者と比べると通勤者の方に早いものが多いが、就床時刻では大差はない。

2. 美容業務以外の仕事

住込、寄宿労働者が美容業務以外の業主家庭の家事労働をしているかどうかについてみると、「しない」と回答したものは15.5%で、83%は業務以外の雑用をしていると答えている（第163表）。

家事労働をしていると答えたもののうち、地位別にみると、特に著しいのは習練生92.8%で、技術者81.5%、見習80.6%、主任技術者76.3%、管理人50%となつており地位により雑用をしているものの割合は多少異るが、全職階にわたつて大部分のものが、美容業務のかたわら業主家庭の家事労働を手伝つていることになる（第163表）。

第163表　資格別・通勤住込別美容業務以外の仕事の有無別女子労働者数（%）

	総数						住込・寄宿						通勤					
	計	管理人	主任技術者	技術者	習練生	見習	計	管理人	主任技術者	技術者	習練生	見習	計	管理人	主任技術者	技術者	習練生	見習
総数	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0
ある 計	74.6	55.2	60.6	68.6	84.3	78.9	83.0	50.0	76.3	81.5	92.8	80.6	40.7	66.6	22.5	26.7	61.9	39.3
ある 食事の仕度	19.9	3.8	14.5	17.4	21.9	23.1	22.4	10.0	16.0	20.8	24.5	23.7	10.1	22.2	6.0	6.1	15.9	10.4
ある 洗濯	10.9	10.9	1.4	14.2	17.0	1.0	11.2	10.0	14.9	17.5	18.5	1.2	7.4	11.1	3.0	3.5	14.9	—
ある 掃除	21.3	17.3	15.9	20.6	28.3	21.3	23.6	20.0	24.2	24.3	25.1	21.9	12.1	11.1	6.0	8.7	19.1	15.9
ある 買物	17.4	10.3	14.5	15.9	20.6	18.5	19.2	10.0	18.0	17.5	23.4	18.9	10.4	11.1	6.0	5.4	14.1	10.4
ある 業主の身廻りの世話	3.0	—	—	0.1	0.3	10.0	3.7	—	—	0.1	0.4	10.2	0.9	—	—	—	—	4.2
ある 子守り	1.7	—	0.4	0.3	0.8	1.4	2.0	—	0.6	0.4	0.9	1.2	0.1	—	—	—	0.4	—
ある その他	0.4	8.3	0.9	0.7	—	—	0.4	—	0.6	0.9	—	—	10.3	1.1	1.5	—	—	—
ない	21.4	34.5	23.9	29.7	1.0	21.0	15.5	40.0	18.7	17.0	4.6	19.3	44.7	22.2	59.7	54.0	23.2	60.4
不明	4.1	10.3	10.5	5.7	14.7	0.9	1.5	10.0	5.0	1.5	2.6	0.1	14.6	11.1	23.5	19.3	7.0	8.3

参考までに通勤の場合をみると、やはり業務以外に業主の家事労働をしているものが、半数近く40.7%みられ、管理人と習練生にその割合が高くなつている。

なお、これら家事労働のうち、具体例として他日の食事の支度を誰がするかについて雇業場の回答をみると、食事は業主の家族と共通で、労働者が交替で炊事をするという雇業場が66.1%で半数以上、炊事は労働者以外の者がするというのが23.8%、自炊する場合が4.8%みられる。この自炊の場合は比較的規模の大きい美容院に多い（第161表、第165表）。

なお、食事の支度について女子労働者の回答の中から事例をひろつてみると、「食事の支度は入店後3年間は交替で従事し、3年後は何もしなくてもよい」「差別のないよう食事の用意と便所の掃除は『週間交替でする』」「見習のみが1名ずつ交替で従業員と業主家族の6人分の食事の世話をする」

第164表　食事の支度の受持別事業場数（%）

総数	食事は主の家族と共通で従業員が交替で炊事	炊事は美容業従事者以外のものがする	従業員全員弁当持参なので食事の仕度の必要なし	自炊	その他	不明
100.0%	56.4	23.8	5.2	4.3	10.6	5.0

第165表　規模別・食事の支度の受持別事業場数（%）

	総数	自炊	食事は主の家族と共通で従業員が交替で炊事する	炊事は従業員以外のものがする	従業員全員弁当持参なので食事の仕度の必要なし	その他	不明
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3人以下	38.7	15.8	35.7	41.6	54.6	43.5	57.2
4人～5人	31.8	15.8	36.6	27.7	27.8	30.4	19.0
6人～10人	23.2	42.1	22.7	21.7	4.5	21.7	19.0
11人～15人	4.7	15.8	4.6	5.0	4.5	—	—
16人～20人	1.7	10.5	0.4	2.0	9.1	—	—
21人～25人	0.2	—	—	—	—	—	4.8
26人以上	0.7	—	—	2.0	—	0.4	—
不明	—	—	—	—	—	—	—

め習は4時30分起床、夜は12時就床でかなり疲れる」等述べられている。

以上にみられるように、美容業に働く女子労働者は、業主の家庭に住込んで、美容業務以外の家事労働にも従事する慣習がかなりみられ、とくに見習には家事使用人的性格をかねているものが多いことが推定できる。

3. 外出、外泊

つぎに、私生活における外出や外泊について業主の態度はどうであろうか、事業場の回答によると、外出・外泊は自由であるというのが 20% で、外出、外泊は許可を必要とするというのが61.4%で半ば以上をしめている。

第166表　住込寄宿労働者の外出・外泊に対する経営者の態度別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
外出・外泊は自由	20.0	21.2	16.1
外出・外泊は許可を必要とする	61.4	62.9	52.3
外出・外泊は申出を必要とする	0.8	1.2	—
公休日以外の外出・外泊は認めぬ	11.0	10.3	13.0
自宅以外の外泊は認めぬ	1.1	0.9	1.6
外泊は保護者の申請を要す	0.8	0.9	0.6
外泊は認めない	0.6	0.6	0.6
不明	4.3	2.0	10.4

公休日以外の外出外泊は認めないというのが11%、その他申出を必要とするとか、自宅以外の外泊は認めぬ、保護者の申請を必要とするなどで、なかには外泊を一切認めぬというきびしい例も極くわずかであるがみられる（第166表）。

次に、外出時間についてみると、門限をきめていない美容院が41%、門限のあるのが 42.6% ではぼ同じ割合である。門限が午後10時というのが最も多く、11時または9時というのがつぎに多い。また資格によって門限のちがうところ、冬季と夏季で差をつけているところもみられ、映画の終る時刻までとか、郡部の美容院では終列車で帰ることになっているなどがあるが、なかには夜間の外出は禁止しているところもみられる（第167表）。

第167表　住込・寄宿労働者の外出時間に対する経営者の態度別事業場数（%）

		総数	市部	郡部
総数		100.0%	100.0%	100.0%
勤務時間以外は自由		41.0	39.7	45.6
門限あり	計	42.6	46.2	31.2
	午後6時まで	0.5	0.7	—
	〃 7時 〃	1.0	1.0	1.0
	〃 8時 〃	0.5	0.3	1.0
	〃 8時30分 〃	0.3	0.3	—
	〃 9時 〃	4.9	4.5	6.0
	〃 9時30分 〃	0.5	0.7	—
	〃 10時 〃	22.1	24.6	15.2
	〃 10時30分 〃	3.2	2.8	4.0
	〃 11時 〃	5.1	6.3	2.0
	〃 12時 〃	0.3	0.3	—
	見習9時、技術者12時まで	0.3	0.3	—
	冬季 9時、夏季 10時頃まで	0.3	0.3	—
	〃 10時、〃 11 〃	0.3	0.3	—
	映画の終る時刻まで	1.6	2.1	1.0
	終列車で帰ることになっている	0.3	—	1.0
	時間不明	1.3	1.7	—
その他	計	2.9	2.4	4.0
	何時でも何処へでも行ける	0.8	0.7	1.0
	約束した時間に帰る	0.6	0.7	1.0
	夜間の外出は禁止している	1.3	1.0	2.0
不明		13.5	11.7	19.2

第8章　福　利　厚　生

1. 社会保険加入の有無

美容院は健康保険任意適用事業所（健康保険法第14条に該当）のため、健康保険に加入している美容院は少く、この調査においても健康保険に加入している事業場はわずか9.8%であった。このほかに事業主に費用負担のかからない国民健康保険に加入している場合が 16.5% あった。その他厚生年

第168表　社会保険加入の有無及び種類別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
加入なし	65.4	64.9	67.9
加入あり 計	33.9	35.1	30.2
健康保険	9.8	10.5	7.6
厚生年金保険	2.7	2.9	1.9
失業保険	4.5	5.6	0.9
労災保険	0.2	—	0.9
国民健康保険	16.5	15.8	18.9
不明	0.2	0.3	—
不明	0.7	0.3	1.9

金保険、失業保険などに加入している場合はきわめて少い。

以上のように社会保険のいづれかに加入している美容院は 33.9% で、過半数は全然加入していない（第168表）。

健康保険への加入は労使ともにのぞんでいるが隘路となつている点は、加入を希望しても健康保険法第14条の厚生大臣の認可ということについて基準があり、認可を受けられない場合がある。認められない理由としては美容師組合は会費も集らぬところがあり、とりきめもなかなかまもられなかつたり、歩調が揃わないことや、また、横の組織はあつてもこれに加入しない業者も多いことなどがあげられている。

2. 親睦会組織の有無及び行事

従業員間や労使間の親睦あるいは意志疎通の機関としての親睦会をつくつているところはわずかに10.3%で年間における行事としては、年に1回～2回の旅行をしたり、日帰りの花見、海水浴、紅葉狩り、運動会、演劇、映画観賞、座談会等の開催や、生花の講習をする等があげられている。これらの費用は美容院によつてまちまちで毎月会費を（20円～50円）あつめるもの、一部又は全額業主負担によるものなどである（第169表、170表）。

第169表　従業員の親睦のための組織の有無別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
組織なし	87.0	86.6	88.0
組織あり	10.3	11.5	7.0
不明	2.7	1.9	5.0

第170表　親睦会過去一年間（30年1月～31年5月）の行事別・市部郡部別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
旅行	58.3	57.0	64.3
映画・観劇	4.2	5.1	—
海水浴・お花見・紅葉狩・運動会	24.9	27.7	14.3
座談会	2.8	3.4	—
見学	4.2	3.4	7.1
会員の害凶	2.8	3.4	—
生花講習	2.8	—	14.3

親睦会の事例をひろうと、1カ月50円の積立をして年1回旅行をする、不足分は業主が負担している。また、給かんの「おつけ」を貯えて、不足分は業主負担とし、年4回、季節に応じて行楽や催しをする。或1回業主負担で海水浴に行く、毎週日曜日は交替で生花の稽古、月初日はお茶の稽古をする、費用は業主負担。

月1回自治会を開催、仕事の終了後、お互に話し合う事になつているが、業主が常に出席して発言し、また雑談もするので自治会の名称とはかけはなれたものとなる。また、月1回従業員と管理者との懇談会を行い、時には労働条件業務運営に関することや教養に関することなども話合う等がみられる。

第 6 部

美 容 業 の 概 況

これまで美容業に働く女子労働者の実態について述べてきたわけであるが、その基盤となる美容業の実情を調査結果にもとづき附記して参考に供したいと思う。

わが国の美容業は特に戦後になつて急激に発展、普及した職業で、日本髪はともかく、現在見られるようなパーマネント美容を中心となる美容業の歴史は浅らしいし、現在でも過渡的な段階を脱していないので美容業を創めるものも多いがまた一方では劣悪な設備と技術の美容院は次第に淘汰され整理されて消えてゆくものも多く、非常にその浮沈が激しいといわれている。

また、美容業の企業的な性格は1人1人の顧客にサービスをする職業であつて、企業的に大規模化する条件をもつていない。従つてその規模も技術をもつた美容師である業主（単なる経営者の場合もある）と家族従業者、または、雇用者1人～3人という状態が一般的に見られる現状である。業主は経営者であるとともに技術指導者としての地位に立つている者が多い。

1. 企業形態、企業規模、開設年月

美容院の経営主体が個人である場合が81.2%、近年増加の傾向にあるといわれる法人組織の場合が

第171表 企業形態別・市部郡部別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
個人	81.2	77.6	92.1
法人	18.8	22.4	7.9
法人の厚生施設	—	—	—

第172表 従業員数別事業場数（%）

従業員数別	事業場数
総数	100.0%
3人以下	25.4
4人～5人	34.6
6人～10人	32.0
11人～15人	5.5
16人～20人	1.7
21人～25人	0.2
26人以上	0.7
不明	—
平均従業員数	5.0人

第173表 事業場開設年月別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
明治	1.2	1.6	—
大正	4.8	4.5	4.0
昭和20年迄	20.6	22.6	13.9
〃 21 〃	9.2	8.9	9.9
〃 22 〃	4.3	4.1	5.0
〃 23 〃	8.9	7.6	12.8
〃 24 〃	8.4	9.2	5.9
〃 25 〃	8.4	8.8	8.9
〃 26 〃	7.0	6.7	9.9
〃 27 〃	7.0	6.7	7.9
〃 28 〃	5.8	4.1	8.9
〃 29 〃	5.8	6.4	5.0
〃 30 〃	7.3	7.6	7.9
〃 31 〃	1.5	1.3	2.0
不明	0.5	0.7	—

18.8%で未だ少く、個人の企業形態が圧倒的に多い。なお、法人の厚生施設として設けられている美容室などは本調査のなかにはみられなかつた（第171表）。

つぎに企業規模についてみると従業員（家族従業者をふくむ）3人以下が、25.4%、4人～5人が34.6%で、5人以下の小規模美容院が半ば以上をしめている。また、6人～10人が32%でつぎに多い。平均従業員数は5.9人となつている（第172表）。

調査対象の美容院のうち、古いものでは、明治年間からの沿革をもつているものが1.2%、大正年間に開設されたものが4.8%みられる。また、昭和20年までのが20.6%で、あとの73.1%は戦後逐年増加した美容院であり、この傾向はとくに郡部にいちじるしい（第173表）。

2. 営業主の美容師資格の有無

個人経営の美容院でその営業主が美容師の資格をもつているものは84%、法人の場合は72.6%となつている。

第174表 企業形態別経営者の美容師資格有無別事業場数（%）

	総数	資格あり	資格なし	不明
総数	100.0%	81.7%	14.0%	4.3%
個人	100.0	84.0	10.6	5.4
法人	100.0	72.6	27.4	—
法人の厚生施設	100.0	—	—	—

第175表 業主の年令別美容師資格の有無別事業場数（%）

	資格あり	資格なし	不明
平均年令	40.0才	44.7才	44.7才
総数	100.0%	100.0%	100.0%
20才未満	—	—	—
20才～24才	8.6	4.8	—
25才～29才	37.6	4.3	10.6
30才～34才	12.7	17.4	15.8
35才～39才	19.1	4.3	15.8
40才～44才	22.8	8.8	26.3
45才～49才	12.4	30.4	10.5
50才～59才	19.4	21.7	15.8
60才以上	1.8	8.8	5.3
不明	0.9	—	—

営業主は資格をもたなくても美容院を開設することができるので、その場合は有資格者の美容師を管理人としておかなければならないことが規定されている（第174表）。

参考までに業主の平均年令をみると有資格者は40才、無資格者は44.7才となつていて全般的に年令は高い。年令層別にみても有資格の場合は25才～29才が最も高く、無資格の場合は45才～59才の年令層が半数をしめている（第175表）。

3. 実地習練所施設の有無

第176表 実地習練所施設の有無別事業場数（%）

	総数	有	無	不明
総数	100.0%	56.0%	36.0%	8.0%
市部	100.0	56.0	35.0	7.0
郡部	100.0	48.0	39.0	13.0

理容生をおく美容院は、実地習練所として保健所に届出をし、習練生1人～3人までは1人、4人～5人は2人の指導員をおくことが規定されている。本調査対象となつた美容院のうち実地習練所となつているのは56.0%で、市部の方が郡部より多い（第176表）。

4. 構造設備の概要

構造設備については、事業場毎に、保健所の美容業務台帳に登録されているが、まづ作業所の広さをみると、5坪未満が15.4%、5坪～10坪未満が54.9%で半数をしめており、つぎに10坪～15坪 19.8%、30坪～60坪、また50坪以上の大きな美容院は少い。平均坪数は8.6坪となつており、平均従業員数が5.9人であるから1人平均坪数は1.47坪となる（第177表）。

第177表 作業所の坪数別事業場数（%）

作業場の坪数	事業場数
平均坪数	8.6坪
総数	100.0%
5坪未満	15.4
5坪以上～10坪未満	54.9
10 〃 ～15 〃	19.8
15 〃 ～30 〃	7.8
30 〃 ～50 〃	1.4
50 〃	0.5
不明	0.2

従業員数別の広さをみると3人以下の平均坪数は5.9坪、4人～5人 6.9坪、6人～10人は10.4坪、11人～15人17.3坪というように従業員数によつて作業所も順次広さを増している（第178表）。

つぎに美容院の設備についてみると、電気パーマネントウエイヴの機械はコールドパーマネントウエイヴの普及のためか、「なし」というのが市部の美容院に10.2%みられたが、郡部の美容院には「なし」というのはない。パーマネントウエイヴの機械を1台だけ備えつけているところは、市部、郡部とも60%以上で、2台が28%という割合であつたが、郡部の方がやや多くなつている。

第178表 作業所の坪数別・女子労働者数別事業場数（%）

	総数	3人以下	4人～5人	6人～10人	11人～15人	16人～20人	21人～25人	26人以上
平均坪数	8.6坪	5.9坪	6.9坪	10.4坪	17.3坪	23.0坪	40.0坪	35.0坪
総数	100.0%	25.4%	34.5%	32.0%	5.5%	1.7%	0.2%	0.7%
5坪未満	100.0	62.5	37.5	—	—	—	—	—
5坪以上～10坪未満	100.0	26.3	42.1	30.3	1.3	—	—	—
10 〃 ～15 〃	100.0	6.1	24.4	59.8	8.5	1.2	—	—
15 〃 ～30 〃	100.0	—	6.3	46.9	34.4	9.3	—	3.1
30 〃 ～50 〃	100.0	—	—	—	33.3	33.3	16.7	16.7
50 〃	100.0	—	—	—	—	50.0	—	50.0
不明	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—

ドライヤーは1台～2台は郡部に多く、市部は3台以上のところが多い。また10台以上備付けている大きな美容院も市部にだけみられた（第179表）。

セット用椅子4個以下は郡部の方がはるかに多く、市部の美容院は4個以下と5個～9個と相半ばしている。10個以上の大きい美容院の事例はやはり市部だけにみられる。

シャンプー椅子のない美容院は市部12.8%、郡部29.7%あり、いづれも1台備付けているところが大半をしめている。

第179表 美容院の設備について

		総数	市部	郡部
パーマ機械	総数	100.0%	100.0%	100.0%
	0	7.7	10.2	—
	1台	63.3	62.0	67.3
	2台	28.0	26.5	32.7
	3台以上	1.0	1.3	—
ドライヤー	総数	100.0	100.0	100.0
	0	0.2	0.3	—
	1～2台	37.0	29.7	59.4
	3～9台	61.4	68.1	40.6
	10台以上	1.4	1.9	—
セット用すわり	総数	100.0	100.0	100.0
	4個以下	54.1	47.8	75.2
	5～9個	41.5	47.0	24.8
	10個以上	4.3	5.7	—
シャンプーすわり	総数	100.0	100.0	100.0
	0	16.9	12.8	29.7
	1台	69.1	70.3	65.8
	2台以上	14.0	16.9	5.0
薬品いす	総数	100.0	100.0	100.0
	0	50.0	45.7	63.4
	1個	44.0	46.8	36.6
	2個以上	6.0	8.0	—
消毒器	総数	100.0	100.0	100.0
	0	1.4	1.3	2.0
	1個	73.2	70.9	81.2
	2個以上	25.2	27.9	16.8

美顔椅子を備付けている美容院は半数たらずで、郡部は備付けのないところの方がはるかに多く、客の需要が少いことをあらわしている。

消毒器の備付けがない美容院は市部郡部ともに極めてわずかで大部分の美容院は、消毒器1個は備付けており、2個以上の所も25.2%ある。

5. 客数

調査日前日の客数について、女子従業員の回答をまとめた結果によると、3人以下の従業員の所で平均客数は9.4人、4人～5人では12.6人、6人～10人では18.4人で、10人～15人の従業員がいる大きい美容院では30.8人と従業員数が多いほど平均客数は多くなつている（第180表）。

また、普通の日と最繁忙時とにおける最高と最低と客数をみると、普通の日における従業員1人当り平均客は2.4人で、最高6.3人、最低0.2人となつており、最繁忙時では1人当り平均客数8.6人、最高33人、最低1.3人となつている。客数を市部と郡部とについて比べると市部の方が多く、普通の日で市部は1人当り9.7人郡部が8.1人、最繁忙時には、市部は10人、

第180表 昨日の客数別・従業員数別事業場数（%）及び平均従業員数・平均客数

従業員数別＼客数別	総数	0人	1人～5人	6人～10人	11人～20人	21人～30人	31人～50人	51人以上	不明	平均客数
総数	100.0%	0.5%	9.4%	30.1%	37.6%	13.2%	5.6%	2.9%	0.5%	16.2人
3人以下	100.0	1.5	21.9	44.2	26.5	4.8	0.9	—	0.9	9.4
4人～5人	100.0	—	10.5	37.1	39.9	8.4	3.5	—	0.5	12.6
6人～10人	100.0	—	2.2	17.9	50.0	20.9	6.5	2.4	—	18.4
11人～15人	100.0	—	—	5.7	17.4	39.1	30.4	4.4	—	30.8
16人～20人	100.0	—	—	—	—	14.3	28.6	57.1	—	55.1
21人～25人	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—	50.0
26人以上	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—	108.0
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均従業者数	5.9人	3.0人	4.0人	6.5人	6.6人	7.6人	9.6人	18.7人	5.6人	—

郡部は25人となつている（第181表）。

然し業主の言葉によると、最近の客数は平均して減少する傾向にあり、一方では美容院の増加のため同業者間の競争ははげしくなつてゆくと述べている。

第181表　普通の日及び最繁忙時の1人当り平均客数・最高客数・最低客数

	総数		市部		郡部	
	普通の日	最繁忙時	普通の日	最繁忙時	普通の日	最繁忙時
1人当り平均客数	2.4人	8.6人	2.2人	9.7人	2.5人	8.1人
1人当り最高客数	6.3	33.0	7.6	40.0	5.0	25.0
1人当り最低客数	0.2	1.3	0.2	0.5	0.2	2.0

6.　美容師組合その他への加入状況

美容師組合は、概して美容業者及び美容師をもつて構成する組織のようであるが、全国的組織のもの、地方組織のものまたは全国的組織の地方支部としてあるもの、その他親睦的、研究的な名目ののなどがみられる。名称の如何を問わず、組織に加入している美容院は91.3%で内訳をみると全国組織の組合に加入しているのは28.2%、地方組合は61.0%その他2.1%となつている。地方組合がさらに上部団体の全国組織に入つている場合も考えられるが本調査ではその点はあきらかにされていない。市部と郡部についてそれぞれ組織加入率をみると市部89.2%、郡部98.0%で郡部の方が高くなつている（第182表）。

第182表　美容師組合加入の有無及び都類別事業場数（%）

	総数	市部	郡部
総数	100.0%	100.0%	100.0%
なし	8.2	10.2	2.0
あり 計	91.3	89.2	98.0
あり 全国組合	28.2	27.1	31.6
あり 地方組合	61.0	59.9	64.4
あり その他	2.1	2.2	2.0
不明	0.6	0.6	—

一方、従業員の中には近代的労使関係の確立を要望して、労働時間の短縮、給与の引上げについて強い要求を示し、従業員だけの組合を結成したいが業主ににらまれ、ひいては業界からボイコットされるのをおそれるといつているものもある。

7.　美容業の概況　—調査員所見より—

調査員の所見をまとめると調査対象となつた416の美容院の中には就業規則もあり、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿も完備しており、労働条件もはつきりしている近代的で、雇用状態の良い事例もみられるが、他方、就業規則は勿論のこと労働条件について何等の規定もなく、家族的待遇というむしろ封建的な、徒弟制度の思想が多分に残存している雇用関係にあるところ、業主は労働基準法の知識も少く、労務管理についての関心がうすい事業場、福祉施設など皆無のところなどの実情がみられ、その懸隔が甚だしい。しかしなかには以上のような実情にありながら、女子労働者は何等の疑問も感じないで、労働基準法等は美容業には適用しないとでも思つているのか、ただ純朴に働いているという一種の型にはまつた感じがすると述べている。調査員や、また美容院の急激な増加にともなつて同業者間の競争が激しく、パーマネント料金の値下げや労働条件の低下（定休日にも営業をする等）をもつて競争にうち勝とうとする業者もみられるが同業者間に近代的労使関係で経営しつつ競争しようという意図がなければ良心的な業者は大きな圧力をうけるだろうと述べている調査員所見もみられた。

なお、サービス本位の美容業において特に顕著に現われている点は顧客が時間、時刻を考えないで不当なサービスを要求することで、ひいては営業時間が長くなる結果ともなつている。労働条件の近代化とともに一方では社会全般の生活慣行の改善が必要であることが痛感されると述べている。

以上のように業主並びに美容師間の地域的な横の連絡提携は一応なされているが、二、三の全国的組織、各々末端の地方支部間に対立が生じやすい場合もあるらしく、これに対して、批判的な立場をとつている業主もあるようである。

組合会費については、多くの場合にみられる例の一を次にあげて、その徴収使途状況をみることにする。業主は1カ月150円、従業員1人1カ月30円を納め、組合主催で年1回の美容講習とレクリエーションの催し等がもたれている。

第 7 部

女 子 従 業 員 の 声

美容業女子従業員に対して行った個人別調査票の最後の項目に4つの質問をかかげて、思つたまま、感じたままを自由に記入してもらつたが、その原文のままを収録した。

これらはかならずしも代表的な意見とはいえないが、美容業に働く女子従業員の問題の一端を示唆していると思われるので参考として掲げておく。

質　　問

1. この仕事をいつまで続けるつもりか
2. 仕事のなかで楽しい（又はよい）と思うこと
3. 仕事のなかでつらい（又はいやだ）と思うこと
4. その他勤務時間、給与等本人の一般的な感想

1. この仕事をいつまで続けるつもりか

この質問に対する回答をまとめてみると（第183表）、「出来るだけ続けたい」80%、「結婚するまで」7.2%、「子供ができるまで」2.2%、「経済的に独立できるまで」「健康のゆるす限り」「子供が成長するまで」などがわずかつつみられる。「早くやめたい」というものが1.5%あるが、しかし大部分のものが職業観をもつて経済的自立をめざして働いていることがうかがわれる。

なお、有資格者、習練生、見習その他別にあまり差異はみられない。

第183表　資格別・仕事の継続期間別・女子従業員数（%）

	総　数	有資格者	習練生	見習その他
総　数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
早くやめたい	1.5	1.8	1.1	1.4
結婚するまで	7.2	8.4	6.6	5.3
子供ができるまで	2.2	3.6	0.8	0.2
出来るだけ続けたい	80.0	76.8	82.6	84.6
子供が成長するまで	0.3	0.5	–	–
経済的に独立できるまで	0.6	0.9	0.3	–
健康のゆるす限り	0.3	0.5	–	–
別に考えていない	1.0	0.5	0.8	2.4
わからない	6.3	6.6	7.0	4.9
不　明	0.6	0.2	0.6	1.2

2. 仕事のなかで楽しい（又はよい）と思うこと

イ　仕事そのものについて

思うようにできて客の気に入つたとき

仕事そのものが楽しい

技術が向上すること

仕事を覚えること（無資格者）

人を美しくすること

婚礼の着つけをする時

美的感覚の発達すること

責任をもつて仕事をする時

忙しい位に仕事のある時

よく教えてもらえる時（無資格者）

ロ　接客に関すること

客に接することで教養を高める

名指しの客がふえること（有資格者）

信頼されたとき（無資格者）

ハ　そ　の　他

技術をもつていること

休日が楽しみである

講習会に出られること

健康で働けること

仕事に将来性があるから

3. 仕事のなかでつらい（又はいやだ）と思うこと

イ　仕事について

思うように仕事ができないとき、又客の気に入つてもらえなかつたとき

客の前で叱られたとき

業主の理解のないこと

失敗したとき（無資格者）

技術の未熟を感じたとき

本格的な仕事を与えられぬ（無資格者）

雑用が多い

立作業のため疲れて足がだるい

手が荒れること

気分がすぐれぬとき、生理で身体の調子の悪いとき

勤務時間が不規則

休憩時間がないこと

休日がないこと

朝早すぎ夜はおそいこと（無資格者）

食事の時間がない
とても忙しいとき

ロ　接客に関すること

注文が無理なとき
夜おそくくる客
いやな客（わがままな客）

ハ　そ　の　他

美容院の多くは女子ばかりの職場であること、師弟関係や先輩後輩など人間関係の特性をひそめている職場として、かなり悩みがあるようである。

同僚との感情的対立
封建的な師弟関係が強い
精神的ゆとりがない
自由時間がない（業務時間外）
業主は特に住込者については家族的に扱っているということを強調しあたかもそのことがよい事であるかの様に考えている。

4．その他勤務時間・給与等についての一般的な感想

美容院はその特性による勤務時間、休憩時間、休日、給与などの労働条件について直面している問題点があり、それを反映していることがうかがえよう。

イ　勤務時間について

勤務時間を決めてほしい
拘束時間の短縮
二部制にしてほしい
客相手の商売だから勤務時間の長いのは仕方がない
休憩時間がほしい
昼食時間がほしい
休日を実行してほしい
週休がほしい
盆、正月に連休がほしい
労働基準法の完全実施

ロ　賃金について

給与が低い
賃金体系をはっきりして欲しい
月給制にしてほしい（有資格者）
賞与制度があるといい
定期昇給をのぞむ

給与は安いが度々現物支給がある（無資格者）
給与は免状をとるまでくれない約束（無資格者）
給与の安いのは美容院全般だから仕方がない（無資格者）
交通費の支給をしてほしい
教えてもらっているのに給与までもらえる（習練生）

ハ　そ　の　他

業主の理解、職場環境の改善、生活上の要望等が多い一方、すべてをあきらめてしまっている声もきかれる。

研究意欲をみとめてほしい（研究会に出してほしい）
通信教育を受けさせてほしい
業主の理解がほしい
使用者の考え方は封建的である
解雇が全く一方的で不安である
資格をとるまではどんなことでもがまんする
習練生はつらいものと覚悟してきた
早く資格をとって独立したい（見習）
身体が丈夫でないと長つづきがしない
作業場の改善
雑用（家事労働）から解放してほしい
薬品の質がよくなることを望む
食事をよくしてほしい
託児所がほしい
住込みなので個室がほしい
住込者の居室が非常に粗末で、単にねるだけの部屋である。他もなく勉強する意欲など起らないし、生活のたのしむなど縁遠いことである
男女交際の機会に恵まれない
外出、外泊は勤務時間外は自由となっているが、勤務時間が午後9時～10時頃までなので、実質的には外出する余裕のない現状である
けい古ごとがしたいが時間がない
業主よりは、時間も体もらくである
従業員の横のつながりがないために、賃金その他労働条件について不満があっても泣き寝入りでなければならない
従業員組合結成の必要がある
美容学校の生徒募集をひかえた方がよい
男子美容師の進出が不安になる
客の理解、協力がほしい美容師に対する理解のない客が多い

なお薬主の態度をひろってみると

公休日を厳守するようにしたい
営業時間を短縮したい
客の時間的な認識がほしい
習練生の給与基準がほしい
公定料金が安すぎる
都部でも講習会を開いてほしい
同業者間のまきつが多くて困る
前ぶれなく従業員にやめられると困る
従業員との感情的な対立が生じやすいので困る
従業員、習練生の人材不足になやむ
よく客から無理な註文をされるので困る
仕事が忙しいので家庭生活との両立への不安がある

附　　録

附　錄（一）

美　容　師　法

昭和32・6・3　法律163号

（目的）

第1条　この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この法律で「美容」とは、パーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

2　この法律で「美容師」とは、都道府県知事の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3　この法律で、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

（免許）

第3条　第4条に規定する美容師試験に合格した者は、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

2　美容師の免許は、精神病者又はてんかんにかかつている者には、与えない。

3　美容師の免許は、第6条の規定に違反した者又は第10条第3項の規定による免許の取消処分を受けた者には、与えないことができる。

4　この法律に定めるもののほか、美容師の免許に関して必要な事項は政令で定める。

（美容師試験）

第4条　美容師試験は、都道府県知事が行う。

2　美容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生大臣の指定した美容師養成施設において厚生省令で定める期間以上美容師たるに必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たものでなければ受けることができない。

3　美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。

1　昼間課程

2　夜間課程

3　通信課程

4　厚生大臣は、政令の定めるところにより、第2項に規定する美容師養成施設の指定に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

5　第1項から第3項までに定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他第1項から第3項までの規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

（登録）

第6条　都道府県に美容師名簿を備え、美容師の免許に関する事項を登録する。

2　前項に定めるもののほか、美容師の登録に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

（無免許営業の禁止）

第6条　美容師でなければ、美容を業としてはならない。

（美容所以外の場所における営業の禁止）

第7条　美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

（美容の業を行う場合に講ずべき措置）

第8条　美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

1　皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。

2　皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客1人ごとに消毒すること。

3　その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置。

（健康診断）

第9条　美容師は、毎年2回以上結核、トラホーム、皮ふ疾患等の疾病の有無につき行政庁が行う健康診断を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項の健康診断の結果その美容師の就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

（免許の取消及び業務の停止）

第10条　都道府県知事は、美容師が第3条第2項に規定する者に該当するときは、その免許を取り消す。

2　都道府県知事は、美容師が第7条、第8条又は前条第1項の規定に違反したときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

3　都道府県知事は、美容師が前条第2項又は前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。

4　第1項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顕著であるときは、再免許を与えることができる。

（美容所の位置等の届出）

第11条　美容所を開設しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、従業者の氏名等をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2　美容所の開設者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

（美容所の使用）

第12条　美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第13条の措置を講ずるに適する旨の通知を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

（美容所について講ずべき措置）

第13条　美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

1　常に清潔に保つこと。

2　消毒設備を設けること。

3　採光、照明及び換気を十分にすること。

4　その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置。

（立入検査）

第14条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に、美容所に立ち入り、第8条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2　前項の規定により当該吏員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

（閉鎖命令）

第15条　都道府県知事は、美容所の開設者が、第13条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第9条第2項若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

2　当該美容所において美容の業を行う美容師が第8条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

（処分の理由の通知等）

第16条　都道府県知事は、第9条第2項、第10条第1項から第3項まで又は前条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（美容師の会）

第17条　美容師は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、美容師会を組織して、美容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

2　二以上の美容師会は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、連合会を組織して、美容師の養成並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

（罰則）

第18条　第6条の規定に違反した者は、1万円以下の罰金に処する。

第19条　次の各号の一に該当する者は、5千円以下の罰金に処する。

1　第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2　第12条の規定に違反して美容所を使用した者

3　第15条の規定による美容所の閉鎖処分に違反した者

第20条　第14条第1項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、2千円以下の罰金に処する。

第21条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

（経過規定）

第22条　第9条第2項、第10条第2項、第11条、第12条、第14条第1項、第15条及び第16条（美容師

の免許の取消に係る場合を除く。)中「都道府県知事」とあるのは、保健所法（昭和22年法律第101号）第1条の規定に基く政令で定める市にあつては、「市長」と読み替えるものとする。

附則省略

附　録（二）

「例1」

就　業　規　則

○○美容室就業規則

第1章　総　　則
第2章　人　　事
　第1節　雇　　入
　第2節　休　　職
　第3節　退職及解雇
第3章　勤　　務
　第1節　服　　務
　第2節　勤務時間、休憩
　第3節　休日及休暇
　第4節　時間外勤務及休日勤務
第4章　給　　与

第一章　総　　則

第1条　従業員の就業に関しては、この就業規則の定めるところによる

実地修練生、臨時雇等もこの就業規則の全部又は一部を適用する

第2条　従業員及之に準ずるものは、この規則を厳守し誠実に各自の業務職責を全うしなければならない。

第3条　店主は従業員の人格を尊重し技術の進歩向上を企り福祉に努めなければならない。

第4条　従業員は営業上職務上重要な事項を他に洩らしたり、或は同業他店の嘱託、手伝い又は幇助なくして、出張営業等をしてはならない。

第5条　従業員は店又は店主に損害を及ぼし、又はその名誉を損うようなことをしてはならない。

故意又は重大な過失により店又は店主に損害を及ぼした時は、その賠償により全部又は一部の賠償をしなければならない。

第二章　人　　事

第1節　雇　　入

第7条　店主は考査に合格し、所定の手続を経たものを従業員として雇入れる。

第8条　新たに雇入れた従業員は、凡そ三カ月間見習勤務の後に本採用を決定する。

但し、場合によりこの期間を短縮又は免除することがある。

第9条　新たに雇入れられたものは、左の書類を速かに店主に提出しなければならない。

1　履歴書　2　戸籍抄本　3　保証人連署の承諾書　4　免許証の写

第10条　満18才未満のものは原則として雇入れない。

第2節　休　　職

第11条　従業員が下記に該当する時は休職を命ずる。

1　病気欠勤二カ月に及んだ時

2　病気以外の理由により引続き欠勤一カ月に及んだ時

第12条

右の期間は3カ月とする

但し勤続1カ年未満の者は1カ月とし期間満了と同時に、原則として従業員の資格を失う。

第13条　既往1カ年を通じ30日以上欠勤した時及復職後6カ月以内に20日以上欠勤した場合は休職を命ずることがある。

本条及前条に言う引続欠勤の日数中には休日を含むものとする。

第3節　退職及解雇

第14条　従業員が退職を希望する時は、所定の手続により退職願を提出しなければならない退職の許可あるまでは、従前の通り勤務しなければならない。

但し、退職願提出後14日経過後はこの限りではない。

第15条　従業員が下の各号の一に該当する時は解雇する。

1　本人の願出による時

2　休職期間満了した時

3　傷病のため引続き60日以上その他の事由で引続き30日以上欠勤した場合

4　見習中の者で本採用を不適当と認められた時

5　勤務成績著しく劣悪と認められた時

6　懲戒により解雇と決定した時

7　店により不適当と認められ解雇の勧告を受けた時

8　本就業規則に違背した時

第16条　前条の他業務縮少の已むを得ない事由により従業員を解雇する場合がある。

但しこの場合は従業員過半数の代表者と認められる者と協議する。

第17条　従業員を解雇する場合は、30日前に予告する、予告の日数に満たない時は満たない日数に対し、平均賃金の支給をする。

第18条　前条の規定に拘らず下の各号の一に該当するものについては解雇の予告をしない。

1　退職を願出でた者

2　懲戒処分により解雇をする者

第三章　服　　務

第19条　従業員は業務の都合により転勤又は職場の変更を命ぜられた場合は、正当の理由なくして之を拒むことは出来ない。

第20条　出勤、退出、外出の場合については、店の就業規則に定める規定に従わなければならない。

第21条　上の他美容室処定の出勤簿に捺印しなければならない。

第22条　遅刻、早退、外出の時その他職場を離れる場合は予め店主に届出、その許可を受けなければならない。

第23条　私用の面会は原則として出来る限り短時間とし来訪者と共に喫茶、買物等のために職場を離れてはならない。

第24条　病気、負傷その他已むを得ない事由により欠勤する時はその事由を事前に届出、許可を受け若しその余裕のない時は事後速かに届出なければならない。

病気、負傷のため欠勤6日以上に及ぶ場合は、前項の届出に医師の診断書を添付しなければならない。

第2節　勤務時間、休憩

第25条　就業時間（勤務時間及休憩）は次の通りとする。

1　勤務（実働）時間　7時間　2　休憩時間　1時間　3　始業9時20分　4　終業　17時20分

第26条　休憩は業務に著しき支障を来さざるよう順次適宜に交代を以てなし1時間とする。

第27条　遅刻、早退は本人の成績に関係するものとして取扱う。

第3節　休日及休暇

第28条　休日は次の通りとする

年頭3日間（3日間の中に定休日がある場合は、その定休日を含めて3日間）

毎週1日（月曜日）

第29条　左の区分により勤続年数に応じて最高20日までの特別休暇（年次有給休暇）を附与する。

1　勤続満4年迄　9日

毎年9月1日を起算日とする、但し9月1日以降の入店者に対しては、次の区分による。

9月入店者8日　10月7日　11月6日　12月5日

翌年1月4日　2月3日　3月2日　4月1日　5月1日　6月ナシ　7月ナシ　8月ナシ

第30条　次の場合には申出により休暇を附与する。

1　父母、子、配偶者の主なる年忌	1日
2　結　　婚	5日
3　喪に服する時次の区分による	
配偶者	7日
父母、養父母、子	5日
その他事情斟酌による場合	3日

第4節　時間外勤務及休日勤務

第31条　業務の都合で時間外勤務又は休日勤務をさせることがある。但しこの場合は従業員過半数の代表者と認められる者と協議の上実施する。時間外勤務とは休日の振替を行わないで所定の休日に勤務させる場合を言う。

第32条　時間外勤務は1日実働8時間を超えて1日につき2時間、1週につき6時間、1年につき150時間を超えることはない。

第4節　給　　与

第33条　従業員の給与は月給及日給とする。

技術者、助手、事務員は原則として、月給、婦除婦、臨時傭は原則として日給とする。

第34条　給与の構成は次の通りとする。

1　基本給、2　歩合、3　交通費、4　手当、5　特別手当、

第35条　基本給は一律に1000円とする。

第36条　歩合とは各個人の一ヵ月間の売上高に対して計算し、給与支払日に基本給その他と共に支給するもので、歩合の計算法は次の通りとする。

第37条　交通費は実体上、交通費の要、不要又は遠近の如何、又は交通費実額の如何を問わず一律に300円とする。

第38条　手当とは結婚式場に交代制を以て勤務する期間の、前条に所謂、個人売上高の減収を補うもので500円以上3000円までとし、勤続年数、経験年数、年令等を考慮して定める。

第39条　特別手当は500円以上3000円までとし勤続年数、成績、勤怠、経験年数等を考慮して定める。

第40条　個人売上高の計算は、前月21日より当月20日までとし、毎月20日を以て賃金の締切日とする。

第41条　給与支払日は毎月25日とする。但し25日休日に当る場合は24日とする。

（別表第一）　店就業規則第33条

出勤、退出及外出の場合は必ず所家の通用口より出入し、その時刻を記録し退出時には所定の携行品検査を受けなければならない。

（別表第二）　同　前　　第40条

「例2」

就　業　規　則

第1条　従業員（実地修練生を含む）の就業に関しては、この就業規則の定めるところによる。

第2条　従業員は誠実を旨とし、規則を厳守し、職制によって定められた上長の指示に従って職場の秩序を保持し、上長は所属従業員の人格を尊重し、互に協力してその職責を遂行しなければならな

い。

第3条　従業員は会社に損害を及ぼし、又は会社の名誉を損うような行為をしてはならない。

第4条　従業員は営業所業務の都合により、転勤を命ぜられた場合は正当の理由なくして之を拒むことはできない。転勤を命ぜられた場合は特別の事情がない限り発令後1週間以内に着任しなければならない。

第5条　始業及び終業時刻は次の通りとする。但し早番遅番は一週間交替とする。

早番　自午前9時至午後6時

遅番　自午前11時至午後8時

第6条　休憩時間は原則として交替制で実施する、昼食は早番は11時半より12時半、遅番は12時半より1時半と1時間交替とする。但し接客中は随時交替とする。

休憩時間は自由に利用することが出来る、但し外出するときは上長に届出なければならない。

第7条　遅刻、早退、外出その他職場を離れる場合は上長の許可を受けなければならない。

第8条　負傷、疾病その他已むを得ない事由によつて欠勤する時はその事由と日数を事前に届出て許可を受け、若し余裕のないときは事後速かに届出なければならない。

負傷疾病の為欠勤7日以上に及ぶ時には医師の診断書を添付しなければならない。

第9条　会社が業務上従業員の服装、食事、休憩娯楽の場所その他に関して定をした場合は之に従わなければならない。

第10条　定休日は次の通りとする。

年頭2日間（2日間の中に定休日がある場合はその定休日を含めて2日間）

毎週1日を原則とするが繁忙期には交替制により休日を定める。

第11条　左の区分により勤続年数に応じて最高20日迄の特別休暇（年次有給休暇）を与える。休暇は2月、3月、8月、9月に実施する。

半年以上	8日間
1年以上	12日間
2年以上	16日間
3年以上	20日間

第12条　その他の休暇

1	父、母、子、配偶者の玉なる年忌	1日
2	結　　婚	7日
3	災害を受けたとき（家屋の焼失、倒壊等）事情により	若干日
4	喪に服するとき、次の区分による。	

区　分	
配　偶　者	7日
父母、養父母子	7日
祖父母、養祖父母	3日
兄弟姉妹、配偶者の父母	3日

右以外の場合でも家庭の事情により特に必要と認めた場合には申出により左に準じた休暇を与えることがある。

5　生理日　　申出により若干日

6　産前産後　産前は申出により、産後は申出を待たず各6週間

本条の休暇日数中には定休日を含む。

第13条　従業員は休暇実施の都度事前に所定の手続を経て休暇願を提出しなければならない。この場合業務の都合で已むを得ないときは申出の期日を変更しなければならない。

第14条　従業員の私用外出及び本人の都合による遅刻、早退は次の区分により欠勤として取扱う。

	私用外出	遅刻早退
1日につき1時間未満	欠勤としない	1時間欠勤
1時間以上2時間	1時間欠勤	2時間欠勤
以上1時間を加える毎に	1時間を加える	1時間を加える

右の欠勤が7時間となつた場合は欠勤1日として取扱う。

第15条　年末30日、31日は時間外勤務をさせる

30日は午後10時まで

31日は午後12時まで

時間外勤務の賃金に関しては従業員代表と協約の上支給する。

第16条　出張その他之に準ずる場合には通常の就業時間勤務をしたものと見做す。

第17条　従業員の賃金は給与規則によつて支給する。

第18条　会社の命により従業員が出張又は転勤する場合は旅費を支給する。

給　与　規　則

第1条　従業員の給与はこの規則の定めるところにより支給する。

第2条　賃金は通貨で全額を直接本人に支払う。

第3条　賃与その他臨時に手当を支給する場合の金額及び支給方法はその都度定める。

第4条　賃金支払日は毎月25日とし、当日が定休日の場合はその前日とする。

第5条　本俸額は技術及び能力によつて定める。

第6条　新規採用者の本俸は、技術、経験を有する者、及び学校卒業後の経験年数等を考慮して本俸額を定める。

第7条　定時昇給は原則として毎年4月とし、本俸の昇給を行う特に必要のある場合には臨時に昇給を行うことがある。

第8条　精勤手当は無遅刻、無欠勤者に毎月賃金支払日に500円支給す。

第9条　従月賃金支払日に支給する賃金は次の期間とする。

前月21日より、その月の20日迄

第10条　交通費は実費を支給する。

退　職　規　則

第1条　従業員が退職を希望するときは所定の手続により2週間前に退職届を提出しなければならない。退職の許可ある迄は従前の業務を継続しなければならない。

第2条　従業員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

1　本人の願出によるとき
2　傷病以外の事由で引続き90日以上欠勤したとき
3　精神又は身体の障害により業務に堪え得ないと認められるとき
4　執務能率又は能力が著しく劣るとき
5　懲戒により解雇と決定したとき

第3条　前条の場合の外会社は已むを得ない業務上の必要がある場合解雇することがある。

第4条　従業員を解雇するときには30日前に予告する。予告の日数が30日に満たないときにはその満たない日数に対して平均賃金を支給する。

第5条　前条の規定に拘らず次の各号の一に該当するものについては解雇の予告はしない。

1　退職を願出た者
2　懲戒処分により即日解雇する者（但し事前に行政官庁の認定を求める）
3　2ヵ月以内の期間を定めて使用される者
4　雇入れ後14日以内の者

第6条　在籍満5年以上で勤続年数5年以上の従業員が退職又は死亡した場合には退職金を支給する。

第7条　懲戒によつて解雇した場合には退職金は支給しない。

就業規則中一部附則条項

第15条　年末30日、31日は三交替とする。

	30　日	31　日
第一組	自午前9時 至午後6時	自午前9時 至午後7時
第二組	自午前11時 至午後8時	自午前11時 至午後9時
第三組	自午後2時 至午後10時	自午後2時 至午後12時

給与規則附加条項

第11条　残業居残りの場合はその時間数に応じて1時間当賃金の2割5分増の賃金を支給する。

附　録　(三)

○○美容専門学校学則

第一章　総　　則

第1条　本校は、理容師美容師法第2条、第3条により理容師、美容師となるに必要な知識ならびに技能を教授し、併せてその品性を陶冶し、徳性を養いもつて職業的に独立能力のある新時代の理容師、美容師を養成することを目的とする。

第2条　本校は○○美容専門学校という。

第3条　本校の位置は○○県○市○○町○番地におく。

第二章　部科、課程、修業年限、定員、休業

第4条　本校の部科の組織、課程、修業年限および定員（学級数）は次のとおりとする。

部科名	課程	修業年限	定員	学級数
昼間部 理容科	昼間課程	1年	100名	2学級
昼間部 美容科	昼間課程	1年	50名	1学級
夜間部 理容科	夜間課程	1年6ヶ月	50名	1学級
夜間部 美容科	夜間課程	1年6ヶ月	50名	1学級
通信教育科 理容科	通信教育課程	2年	200名	4学級
通信教育科 美容科	通信教育課程	2年	100名	4学級

第5条　本校の学年および学期を次のとおりとする。

部科名		第1学期	第2学期	第3学期	第4学期
昼間部		4月8日から 7月25日まで	8月11日から 12月24日まで	1月8日から 3月25日まで	
夜間部	4月生	4月8日から 9月25日まで	10月8日から 3月25日まで	4月8日から 9月25日まで	
	10月生	10月8日から 3月25日まで	4月8日から 9月25日まで	10月8日から 3月25日まで	
通信教育科	5月生	5月1日から 10月31日まで	11月1日から 4月30日まで	5月1日から 10月31日まで	11月1日から 4月30日まで
	11月生	11月1日から 4月30日まで	5月1日から 10月30日まで	11月1日から 4月30日まで	5月1日から 10月31日まで

第6条　本校の休業日は次のとおりとする。

区別	昼間部	夜間部
休日	日曜、祝日、学校記念日	日曜、祝日、学校記念日
夏季休業	7月26日から8月10日まで	7月28日から8月10日まで
冬季休業	12月25日から1月7日まで	12月25日から1月7日まで
学年末休業	3月26日から4月7日まで	4月生　3月26日から　4月7日まで 10月生　8月26日から　10月7日まで

第三章　教育課程、授業日時数、教職員組織

第7条　本校の教育課程および授業日時数は次のとおりとする。

課目	昼間部 一週時数	夜間部 一週時数
衛生法規	1 時間	1 時間
消毒法	1 〃	1 〃
公衆衛生学	3 〃	3 〃
生理解剖学	4 〃	4 〃
物理・化学	3 〃	3 〃
理、美容理論	9 〃	6 〃
実習	9 〃	6 〃
計	30 〃	24 〃

第8条　始業および終業の時刻は次のとおりとする。

昼間部は午前9時から午後4時まで

夜間部は午後5時30分から9時30分まで

第9条　本校に次の教職員をおく

1　校長　2　講師若干名　3　教師若干名　4　事務職員若干名

校長は校務を処理し、所属職員を監督する。

第四章　入学休学退学

第10条　本校の入学期は次のとおりとする。

1　昼間部　　4月

2　夜間部　　4月　10月

3　通信教育科　　5月　11月

第11条　入学については校長の許可を要する。

第12条　本校の入学資格は次のとおりとする。

学校教育法第47条に規定する者（新制中学卒業、旧制中学校2年以上修了の者、青年学校普通科2年以上修了の者、高等小学校高等2年修了の者及びこれと同等以上の学力あると認める者）で精神病、てんかん、結核、癩、トラホーム、皮ふ病その他伝染性疾患に罹つていない者。

第13条　入学しようとする者は次の書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

1　入学願書　2　履歴書　3　前条による健康診断書　4　戸籍抄本　5　最終学校の卒業又は修了証明書　6　写真（名刺型、半身、脱帽）（通信教育科は2葉

第14条　入学志願者に対しては詮衡の上入学を許可する。

詮衡の期日および方法はその都度定める。

第15条　入学を許可された者は、許可のあつた日から7日以内に所定の誓約書および入学料、授業料を納入して学生証の交付を受けなければならない。

前項の手続を怠る者は、入学を取消すものとする。

第16条　休学、退学しようとする者は、その事由を記し校長に届け出なければならない。

第17条　生徒並びに保証人が本籍、住所、姓名等を変更した場合は直ちに届け出なければならない。

第五章　成績考査、卒業、賞罰

第18条　各学期の成績は、平素の学業および実習を考査してこれを定める。

第19条　本校所定の課程を修了した者には、卒業試験を行い、教育評価の上卒業証書を授与する。通信教育科は別にこれを定める。

第20条　学業、技術共に優秀な者には、これに賞状を与える。

成績優秀にして他の模範となる者は、これを特待生として学費の一部を免除する。

第21条　出席不良の者、訓戒屢々に及ぶも改悛の見込なき者、性行および技能の点に於て理容師又は美容師となるに適しない者には退学を命ずる。

第六章　入学料、授業料、実習費、入学検定料

第22条　入学料、授業料、実習費および入学検定料は次のとおりとする。

部科名	入学料	授業料	実習費	入学検定料	学校維持費
昼間部	1,500円	月額 1,000円	月額 850円	500円	500円
夜間部	1,500円	月額 850円	月額 理容科 150円以内 美容科 250円以内	500円	150円
通信教育科	1,000円	月額 400円	年額 理容科 700円 美容科 1,500円		

授業料、実習費は出席の有無にかかわらず毎月6日までにその月分を納入しなければならない。

第23条　既納の入学料、授業料、実習費および入学検定料は理由の如何にかかわらず返還しない。

附　則

1　この学則は昭和30年10月1日より実施する。

2　この学則実施に必要な細則は別に定める。

◆国　鉄　学生定期割引の特典あり
◆私　鉄

附　録　（四）

「全国組織事例」

○○美容師総連合会規約

第一章　総　則

第1条　本会は○○美容師総連合会と称する。

第2条　本会は会員の緊密なる結合のもとに美容師及美容業者の業権確保、経営の合理化、公衆衛生の普及徹底、技術の研究と地位の向上を図るを目的とする。

第3条　本会の事務所は東京に置く。

第4条　本会は美容師及美容業者によつて組織された団体で構成し都道府県連合会を単位とする。

本会は全国の地方を大別して東京、大阪、北海道、東北、関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州の十二ブロックを置き、各都道府県連合会の聚合体によるブロックを形成する。

ブロックは県連の協議団体とするが各都道府県連合会は本部に直結するものとする。会員の加入、脱退は予め総会で定めた方法で行う。

第5条　この規約で定めるものの外、事業の執行、会計その他必要な事項は理事会の議決を経て別にこれを定める。

第二章　事　　業

第6条　本会は第2条の目的を達するため次の事業を行う。

1　学術、技術の研究と交流をはかる機関を設置する。

2　美容業者に関する法令及び諸規則等を調査研究して必要に応じ適当な対策を講ずる。

3　税制の改革及経営の合理化を促進する。

4　福利厚生事業、健康保険等の拡充と、相互扶助機関の設定を図る。

5　衛生思想の普及の徹底を期し、美容思想の昂揚をはかる。

6　その他本会の目的を達する為に必要な事業

第三章　役　　員

第7条　本会に次の役員を置く

1　会　　長	1　名		
2　副 会 長	1ブロック長	兼任	12名
	1本部付専任		2名
3　常任理事	若干名		
4　理　　事	若干名		
5　会　　計	2　名		
6　会計監査	4　名		

第8条　会長、副会長は総会で選挙し、理事は都道府県別会費納入団体（以下所属団体と称す）より選出し、その選出は構成団体員名未満につき1名とし、原則として構成団体の長を之に充て更に100名を超える毎に1名を増すものとする。但所属会費納入団体とは6ヵ月以上会費の納入を怠らざるものに限る。

所属団体選出理事にして欠員を生じたときは当該団体の長は速かにその補充を本会に通知するものとする。この場合補欠理事の任期は前任者の残任期間とする。

常任理事、会計及び会計監査は理事より互選する。

外に会長は理事会の議を経て常任理事十名以内を置くことを得。

第9条　会長は本会を代表し本会の会務を総理する。

副会長は会長を補け、会長事故あるときは会長指名により其の職務を代行する。

常任理事は常任理事会を構成し、会長を補け会務一切を運営する。

理事は理事会を構成し、会務運営に対し総合に次ぐ決議機関とする。

会計は金銭出納に関しすべての責任を有するものとする。

会計監査は財務の状況を監査する。

本会の役員の任期は1年とする。但し再選を妨げない。

第10条　会長は理事会の議を経て学識経験ある者を顧問に依嘱し、本会又は業界に功労のあつた者は名誉会長、相談役、参与等に依嘱することができる。

第11条　本会の役員は凡て名誉職とする。

但し役員が本会のために要した実費は本会で支弁することが出来る。

第四章　会　　議

第12条　本会の会議は通常総会、臨時総会、理事会、常任理事会とする。総会は会長以下全役員及び各都道府県連合会構成単位組合の員数50名未満につき1名、更に会員数50名を超える毎に1名の割合を以て選出されたる代議員を以て構成する。

総会は本会の最高議決機関であつて、出席員数の過半数の賛成を得て成立する。

通常総会は毎年1回開くものとする。

臨時総会は会長が必要と認めたとき又は役員の3分の1以上の要求があつたとき開くものとする。

総会は会長が招集し、総会の議長は正副2名を構成員の選挙によつて決定する。

理事会は総会に次ぐ議決機関で出席員数の過半数の賛成を以て成立し議長は構成員の選挙によつて決定する。

常任理事会は理事会を招集する暇なきとき又は総会及び理事会に於て既に決定せられたる事項の促進及び実行に関し協議するために開くものとする。

第13条　総会の議決を要する事項次の通りとする。

1　規約の変更

2　収支予算及び決算

3　役員の改選

4　その他重要な事項

第14条　総会及び理事会は、日時、場所及び議案を具し、1週間以前に通知するものとする。

第15条　本会の議事は出席した構成員の過半数で決定する。可否同数のときは議長が決定する。

第16条　会長は理事会の決議を経て運営の為必要に応じ各専門委員を組織することを得る。

第17条　本会の議事録は議事録署名委員2名の承認を経て作製し保存を必要とする。

第五章　会　　計

第18条　本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

第19条　本会の経費は所属構成団体の員数に比例してこれを負担させる（各構成員1人当り10円の割）

第20条　会長は毎事業年度の終りにおいて次に掲げる書類を調製し通常総会の会日から2週間前にこ

れを会計監査に提出し且つ事務所に備えなければならない。

1　財産目録
2　貸借対照表
3　事業報告書

第21条　会計は金銭及び印鑑を保管し、必要と認めたる金銭を支出する。会計規則は別にこれを定める。

第六章　処　　分

第22条　本会の所属団体及び構成員にして次の各項の一に該当するときは総会又は理事会に出席を求めその理由弁明を聞きたる上、議決を経て除名することが出来る。

1　本会会員としての名誉をいちぢるしく毀損したるとき。
1　本会の会費を故なく1カ年以上納入せざるとき。
1　本会に対し重大なる侮辱を与えたるとき。

第七章　表彰、救済

第23条　本会は別に定むる規定に依り所属団体及び構成員に対し表彰及び救済を為すことを得る。

第八章　解　　散

第24条　本会は総会の決議で解散する事が出来る。
前項により本会が解散したときは会長及び理事が清算人となる。

第九章　附　　則

第25条　第4条の規定に関らず常任理事会に於て適当と認められたる場合は加入又は脱退することが出来る。

（第4条、第5条及第16条）

㈠　結務、技術、厚生、企画、宣伝、渉外、地方等の各専門部会の設置
　1　各部の部長会議
　2　専門部会
㈡　常任理事会内に執行部を設け会務一切の執行に当る。
㈢　常任理事会内に統制委員会を設け、会員資格の認定、加入脱退処分、表彰救済に関する事項を担当する。

附　録　（四）

○○美容師会規約

昭和23年3月

美　容　師　の　心　得

1　私達美容師は美の創造者になりましょう。
1　私達美容師は美を通して婦人の指導者になりましょう。
1　私達美容師は公衆衛生の普及と美容文化の昂揚につとめましょう。

○○市美容師会規約案

第一章　総　　則

第1条　本会は会員の緊密な結合に依り美容業の改良発達に資する為会員の事業の経営合理化と品性及び生活向上を図ることを目的とす。

第2条　本会は、○○美容師会と称す。

第3条　本会の事務所は会長宅に置く。

第4条　この規約で定められるものの外事業の執行会計その他必要の事項は理事会の議決を経て別に定める。

第二章　会　　員

第5条　本会は原則として○○市内（○郡を含む）に於いて美容業を営む者で組織する。

第6条　本会は前条本文の資格を有する者の入会申込を拒む事が出来ない。

第7条　会員は経費を負担しなければならない、その額は総会の決議で別に定める。

1　加入金
2　会　費　1カ月　　100円　　従業員　10円

第8条　会員は脱退した時は、前条の既納の経費の返還を求めることが出来ない、但し未納金は完納しなければならない。

第9条　会員は、左に掲げる事項に変更を生じた時又は事業の休廃をした時は遅滞なく之を本会に届けなければならない。

1　氏名又は名称
2　事業を行う場所
3　事業の種類

第10条　会員は従業員を雇傭又解雇した時は一週間以内に本人の住所、氏名、生年月日、従業及び異動年月日を遅滞なく本会に届けなければならない。

第11条　会員は左の各項の一に該当する時は総会決議で除くことが出来る。

1　本会の経費の負担を履行しない時
2　本会の施設を不正に利用した時

3　本会の事業を妨げ又妨げようとする行為があつた時

第12条　本会は左の場合弔慰金を贈呈する。

1　会員死去　　1,000円以上

1　会員家族死去　　300円以上

1　災害の場合（但し重大なる不可抗力の場合は別決議とす）

1　会員1ヵ月以上病気の時

1　会員死去したる時は役員及び会員は告別式に参列すること。

第三章　目　　的

第13条　本会前条の目的を達成する為左の事業を行う。

1　公衆衛生の指導

2　職能技術の練成

3　奨学部受験の講習と学術文化の講習

4　経営の合理化、生活文化の向上及相互扶助に依る厚生救済

5　其の他本会の目的達成する為に必要な事業

第四章　役　　員

第14条　本会に左の役員を置く

1　会　議　長　　1　名

2　副　会　長　　2　名

3　理　　事　　若干名

4　会計理事　　2　名　　顧　問　　1　名

第15条　会長は本会を代表し本会の事務を総理する。副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代め行する。

会計理事は会長及び副会長を補佐し、本会の経理事務を執る理事は理事会を組織し、本規約に定めた外総会に提出する議案及び会長が必要と認めた事項を議案とする。

第16条　会長、副会長、理事は、総会で会員中から選挙する。

第17条　本会の役員の任期は2年とする、但し再選することが出来る補欠の為選任された者の任期はその前任者の残任期間とする。

役員は任期満了後であつても事務の遂行に支障ある時は後任者の就任あるまで其の職務を行うものとす。

本会に対し、不正の行為があり又は不適任と認められる役員は任期中でも総会の決議で解任することが出来る。

第五章　会　　議

第18条　本会の総会は通常総会及び臨時総会とする。総会は会長これを招集する。通常総会は1年1回開く。臨時総会は次の場合これを開く。

1　会長又は理事会が必要と認めたる時

2　本会の会員の半数以上の要求ある時

第19条　総会の招集は少くとも3日前迄に会議の目的とする事項、日時及場所を記載し、会員に通知しなければならない。

第20条　総会は会員の半数以上の出席がなければ開会することが出来ない。若し半数に充たない時は更に招集し、出席した会員で開会することが出来る。

第21条　総会の議長は会長が当る。但し、必要に応じ会長は議長を指名することが出来る。

第22条　会員は代理者に依り議長権を行うことが出来る、この場合会員でなければならない。会員は3人以内を代理して議決を行うことが出来る。

第23条　総会の決議録は議長が作成し、少くとも左に掲げた事項を記載し、議長及び出席会員2人以上が之に署名捺印をする。

1　開会の日時及場所

2　会員総数及其の出席者数

3　議事の要領

4　議決の事項及其の賛否の数

第六章　会　　計

第24条　本会の事業年度は毎年　月　日に始まり翌年　月　日に終了する。会員は毎月末日迄に本会の経費を納入しなければならない。

第七章　解　　散

第25条　本会は総会の決議で解散することが出来る。

第26条　本会は解散する時は5人以上の清算人を選任清算する。但し会長、副会長、理事は当然清算人となる。

前項の清算の結果剰余金があつた時又は不足金が有る時は総会の決議で之を分配し又は会員から徴収することが出来る。

第27条　本規約は昭和23年8月30日総会の決議に依り即日施行する。以上

美容業女子従業員労働実態調査

様式A　一個人別調査票　　昭和31年6月　　労働者購入の年度

庁	県
調査元番号	
事業場番号	

一連番号	(1) 男女別	(2) 年令	(3) 資格	(4) 入店年月	(5) 扶養家族数	(6) 最終学歴	(7) 常用臨時別	(8) 住込・常宿・通勤別	(9) 職場の地位別	(10) 賃金給与総額 (イ)きまつて支給する給与	(10) 賃金給与総額 (ロ)その他	(11) 1カ月総労働時数	(12) 労働日数
(1)													
(2)													
(3)													
(4)													
(5)													
(6)													
(7)													
(8)													
(9)													
(10)													
(11)													
(12)													

（注）記入手引は裏面をご参照ください

附　録（五）

労働省調査票No.1-(23)
承認期限昭和31年7月31日

調査項目記入手引—様式A

調査方法　この様式は事業主側備え付けの帳簿、原則としては賃金台帳、労働者名簿から必要な事項を転記することとするがこれらの帳簿の備え付けがない場合には、これらに準ずる事業場の帳簿により、又何も帳簿の備え付けのない場合には経営者側のききとりにより調査する。

調査対象　この調査様式は事業場に雇用される男女従業員及び美容師の資格を有ち、美容業務に直接たずさわる男女家主を対象とする。

記入上の一般注意　調査人員が12人を超える場合は別に様式A調査票を（その2）として使用すること、その場合は必ず府県名と事業場番号を記入のこと。

記入の項目別手引　一連番号　氏名の代りに一連番号を用いる。人数が多くて調査票が一枚で足りないとき二枚目の分は継続した一連番号をつけること。

(1) 男女別　最近男子の美容師もいるので男又は女と記入する。

(2) 年令　満年令で記入する。

(3) 資格　有資格、習練生、無資格の別を記入。有資格とは美容師資格のあるもの。習練生とは養成所を卒業し、インターンとして美容院で実地習練をしているもの、無資格とは習練生を除いた無資格者凡てを含み、見習、助手とかの名称でよばれているもの、通信教育を受けているもの、夜間の養成所に通つているものも無資格に含める。

(4) 入店年月　現在働いている美容院に入つた年月。

(5) 扶養家族数　昭和31年5月の賃金支払日における所得税から控除される基礎となつた扶養家族のいる場合、その人数を記入し、ないときは「なし」と記入し、何の記入もない調査票を送付しないこと。

(6) 最終学歴　美容師養成所は除く。小学、高小、新中、新高、旧専、旧高、新大、旧大、短大等の別。中退はその最終学歴とする。たへば新制高校中退は新中卒になる。

(7) 常用臨時別　常用労働者か臨時、日雇又はパートタイムかの別を記入する。
常用労働者とは試用期間中のものも含め、雇用期間に定めのない労働者をさす。臨時とは1カ月において30日以内の期間を定めて雇用されるもの及び日々雇用される労働者をさす。

(8) 住込・常宿・通勤別　住込とは家主の家族と一緒の家に住んでいる場合。常宿者とは家主の家族とは離れて家主の支給する建物に住んでいる場合をいう。作業所と家主の家が離れているため、作業所に寝守部を設けて、従業員数人が住んでいる場合は常宿者とする。通勤とは自宅や借間、アパート等からの通勤者をいう。

(9) 職場の地位　営業主、管理人、指導員、主任技術者、技術者、習練生、助手又は見習、事務員、レジスター、会計等、職場における身分を記入する。二つ以上かねている場合は全部記入する。

(10) (イ)きまつて支給する給与　とは給与規則又は慣習によつてきめられている支給条件、算定方法によつて支給される給与のことである。基本給（月給、日給、時間給）扶養手当、職務手当、（役付手当）能率給、精勤手当、技術手当、超過勤務手当、通勤手当、深夜作業手当などが普通の例である。但し通勤手当を現金給与でなく、乗車が定期乗車券を購入して支給する場合は実物給与として除く。
(ロ)臨時に支給する給与　とは調査期間中一時的又は突発的理由に基ずいてあらかじめ定められた契約や規則によらないで、労働者に現金で支払われた給与のことである。盆暮の賞与等をのとき限り支給される給与は臨時に支払はれる給与の普通の例である。従業員の香典慶弔等、調査期間中に支給されてい

るときはこの欄に記入する。結婚手当はこの欄に記入する。

(9) 食事の有償・無償別　食事の回数には関係なく、それが有償か無償かを記入する。

(10) 一カ月総拘束時間数　美容業は休憩時間がはっきりしない場合が場合が多いので、昭和31年5月分の休憩時間、昼食時間を含め拘束時間を記入する。賃金台帳、労働者名簿等がなく事業主の心覚えのため1カ月間の拘束時間数がとれないときは「不明」と記入し、その下に（　）をして、「1日約○○時間」と記入する。

(11) 総労働日数　昭和31年5月について記入する。

行政管理庁承認 No. 1424
承認期限 昭和31年7月31日

美容業女子従業員労働実態調査

様式B　—個人別調査票—　　労働省婦人少年局

調査対象事業場番号	
A表一連番号	
事業場名	
調査年月日	
調査者氏名印	

※ 1. 美容業従事者の資格　○有資格者　◎習得生　○無資格者

※ 2. 有資格者について

(1) 資格取得年月日（　　）年（　　）月（　　）日

(2) 資格取得方法

(イ)（　　）年（　　）月養成所を卒業し（　　）年（　　）月に（　　）県で資格を得た

(ロ)（　　）年（　　）月より（　　）年間美容院で実地に美容業務を習得しその後（　　）県で資格を得た

(ハ)（　　）年（　　）月養成所を卒業し（　　）年実地に美容業務を学び（　　）県で資格を得た

(ニ) その他（　　）

(3) 資格取得以前の美容業経験年数（　　）年

(4) 資格取得後の経験年数（　　）年

(5) 資格取得後美容院を移動した回数（　　）回

様式B—記入手引—

調査方法　この様式は女子従業者に直接面接し調査員が記入する。

調査対象　美容業務に従事する女子全員。業主であっても美容師の資格をもち、美容業務に直接従事するものはこの調査対象とする。

記入上の一般注意

① 業主で美容師の資格をもち、直接美容業務に従事するものは様式B票では調査の対象になるが、この場合は調査項目の頭に＊印のあるものについてのみ質問する。

② ○印の該当の項を●とし、（　　）欄は適当に記入する。

③ 数字欄の空の場合は0と記入し、調査不能のところは斜線をひく。

④ A表一連番号(1)に該当する従業員を調査するときはA表一連番号記入欄に(1)と記入する。(2)以降も同じ要領で記入。

記入上の項目別手引

1. 美容業従事者の資格　A表記入手引(3)資格を参照。

2. 有資格者について　1. で有資格者に●印をつけたものについて記入する。

(1) 資格取得年月　美容師の資格を得た年月日を記入。

(2) 資格取得方法　昭和27年までは厚生省認可の美容師養成所を卒業すると自動的に資格を得られた（このケースは(イ)に記入する）。又その他の養成所を卒業し、或いは養成所は卒業しなくても、美容院で美容業務を実地に勉強し、各都道府県の検定試験に合格すれば資格がとれた（(ロ)に該当）。27年以降は新制中学卒業の学歴をもち厚生省認可の養成機関を卒業し、1年以上インターンを行つたのち、はじめて資格認定試験を受ける資格が生ずる（(ハ)に該当）のでその点に注意すること。

(3), (4) 経験年数とは継続して美容業務に従事した年数だけでなく過去において美容業務に従事した年数月をも含む。

(5) 資格取得後美容院を移動した回数　美容業務に従事するものの中には美容院を転々とするものが少くないのでその回数を記入する。

様式B—記入手引—

(6) その理由　「賃金が安いから」，「美容見習のほかに家事労働をさせるから」，「先生が意地悪だから」等々なぜ職場をかえたか理由を記入。

(7) 美容業につく前の職業　タイピスト，看護婦，会社事務員，会社給仕等美容業につくまえの職業を記入。

(8) 今の職場での地位　A表(9)職場の地位の記入手引を参照。二つ以上兼ねている場合は夫々に●印をつける。

(9) 業務研修会の有無　美容師組合等の主催でときどき業務研修会のようなものを開いているようなので，その有無と，本人がそれにだしてもらっている回数（もしだして貰っていなければ0回とする）とその研修会の内容を記入。

(10) 仕事の種類　本人が平常受持っている仕事に●印をつける。二つ以上●印をつけて差支えない。

(11) 美容業務のほかに業主の家族のためにする仕事　美容業務のほかに業主の家族のためにいろいろな仕事が課せられている場合が多いのでその実情をしらべる。

3. 習練生について

(3) 養成期間　養成機関には昼間部のほかに夜間部又は通信教育を受けたものもいるので該当の項に●印をつけ，養成年月を記入。

(4) 昼間部卒業生の養成機関に入る前の職業の有無　(3)で昼間部に●印をつけたものについて，養成機関に入る前の職業の有無と，職業についていたものは，タイピスト，会社事務員，給仕，電話交換手，看護婦等その職業名を記入。

(5) 夜間及び通信生の養成期間中の職業　(3)で夜間及び通信教育に●印をつけたものについて，養成期間中の職業を記入する。美容業務に従事していたものが多いようである。

(6)と(7)　有資格者についての(8)と(6)の記入手引を参照。

(8)と(9)と(10)　有資格者についての(9)，(10)，(11)の記入手引を参照。

4. その他の無資格者について

(1) 美容院での職場の地位　見習（又は助手）とは美容業務にのみ従事し，家事労働その他にはいっさいたづさわらないもの（名称は美容院によって相異がある）。見習婦労者使用人とは美容業務に従事するかたわら，業主の家庭の仕事も手伝っているもの，家事使用人として雇われたが美容業務も手伝っている場合もここに含まれる。家族従業者とは，業主の家族の一員で無報酬で美容業務に従事しているもの。

(2)と(3)　現在本人が従事している仕事には全部●印をつけ，項目にないものはその他の（　）欄え仕事名を記入する。

府県名　　調査対象事業場No.

(6) その理由〔　　〕

(7) 美容業につく前の職業　○なし　○あり　(職業名　　)

(8) 今の職場での地位　○営業主　○管理人　○指導員　○技術主任　○その他（　　）

(9) 業務研修会の有無　○なし　○あり　〔年(　)回いった　(内容　　)〕

(10) 仕事の種類　○カット　○セット　○ゴールド巻　○デンネパーマ巻　○美顔　○マニキュア　○毛染　○脱色　○婚礼衣装の着付と化粧　○作業所の掃除　○用具の消毒　○その他（　　）

(11) 美容業務以外に業主の家族のためにする仕事
○食事の仕度　○洗濯　○掃除　○買物　○なにもしない　○その他（　　）

3. 習練生について

(1) 養成機関卒業年月（　）年（　）月

(2) 養成機関の名称（　　）

(3) 養成期間　○昼間部（　）年　○夜間部（　）年　○通信教育（　）年

(4) 昼間部卒業生が養成機関に入る前の職業　○なし　○あり　(職業名　　)

(5) 夜間部及び通信教育卒業生の養成機関通学中の職業　○なし　○あり　(職業名　　)

(6) 習練生になってから同一職場を変えたか　○かえない　○かえた（　）回

(7) その理由〔　　〕

(8) 業務研修会の有無　○なし　○あり　(年（　）回いった　(内容　　)

(9) 仕事の種類
○ゴールド巻　○デンネパーマ巻　○セットのピンカール　○洗髪　○マニキュア　○婚礼衣装の着付の助手　○作業所の掃除　○用具の消毒　○その他（　　）

(10) 美容業務以外に業主の家族のためにする仕事
○食事の仕事　○洗濯　○掃除　○買物　○なにもしない　○その他（　　）

4. その他の無資格者について

(1) 美容院での職場の地位　○見習（又は助手）　○見習婦労者使用人　○家族従業者

(2) 見習又は家族従業者の現在従事している仕事の種類
○ピン焼し　○セン顔　○片づけ　○作業所の掃除　○その他（　　）

様式B—記入手引—

(7) 美容業務に従事して何年になるか　始めて美容業務に従事してからの年数を記入する。
(8)と(9)　有資格者についての(5)、(6)の記入手引を参照。

7. 戸主との関係　本人が家主と親子か、兄弟姉妹か親戚か或いは全く血縁のない他人か該当の項に●印をつける。

9. 通勤か住込か　A表(8)通勤、住込別の記入手引を参照。

10. 出身家庭の所在地　出身家庭とは戸籍を同じくする家族。従って住込又は通勤でも下宿等をしている場合は、離れて住んでいる家族の所在地を記入する。結婚しているが、まだ夫の籍に入っていない場合は、現在一緒に住んでいる家族を家庭とみなす。

13. 本人の手取給与　住込、寄宿の場合は、保険料、税金、親睦会費等の他に、食費、室代を別に支払っている場合はこの金額も差引いた手取給与を記入する。
通勤の場合は保険料、税金、親睦会費等は除くが、働き先に支払う食事代が明瞭でもこの金額を差引かない前の手取給与を記入する。

14, 15　住込、寄宿についてのみ記入する。

所属名　　調査対象事業場 No.

(3) 見習婦家事使用人の現在従事している仕事の種類
美容業務に関して ○ピン変し ○ふけとり ○洗髪 ○片づけ ○作業所の掃除 ○用具の消毒 ○その他（　　）
家事労働に関して ○家主の家族の炊事 ○従業員の炊事 ○家主の住いの掃除 ○家主の家族の賄物 ○先生の身の廻りの世話 ○子守り ○その他（　　）
(4) 養成機関に通学の有無
○いない ○いる〔○夜間生 ○通信教育生 ○その他（　　）〕
(5) 養成機関の名称と所在地（　　）
(6) 養成期間 ○夜間部（　　）年 ○通信教育（　　）年 ○その他（　　）
(7) 美容業務に従事してから何年になるか（　　）年
(8) 美容院を何回変えたか ○かえない ○かえた（　　）回
(9) その理由〔　　〕

※ 5. 年齢 満（　　）才
6. 今の美容院にきてから何年になるか（　　）年
7. 戸主との関係 ○親子 ○兄弟姉妹 ○親類 ○他人 ○その他（　　）
※ 8. 配偶関係 ○未婚 ○夫と死別又は離別〔○子供 ○なし ○あり（　　）人（　　）才（　　）才（　　）才〕 ○有夫〔子供 ○なし ○あり（　　）人（　　）才（　　）才（　　）才〕 ○その他〔　　〕
9. 通勤か住込か ○通勤〔○自宅から ○親類から ○下宿から ○その他（　　）〕 ○住込 ○寄宿舎
※ 10. 出身家庭の所在地（　　）県
※ 11. 出身家庭の主たる家計支持者
○父 ○母 ○夫 ○兄弟 ○姉妹 ○本人 ○その他（　　）
※ 12. 主たる家計支持者の職業
○会社員 ○公務員 ○医者 ○教員 ○工員 ○職人 ○小売業 ○服業 ○娯楽業 ○無職
○その他（　　）
13. 本人の手取給与（5月分）（　　）円
14. 本人が働き先に支払った食費（5月分） ○支払わない ○支払った（　　）円
15. 本人が働き先に支払った室代（5月分） ○支払わない ○支払った（　　）円

様式B－記入説明

16. 経済生活の実情　住込，寄宿，通勤でも下宿等に住んでいる場合は(1)，(2)，(3)に該当し，下宿やアパートで友人と共同生活をしている場合は(4)に該当する。

20. 昨日の休憩時間　客のいない手のすいたときに適当に休んで，特に休憩時間がない美容院が多いようだが，それも休憩時間とみなし大体昨日合計何分位休んだか実情を記入する。

23. 先月（5月）中は午後10時から午前5時までの間に働いたことがあるか　深夜業の有無について実情をきく。

26. 昨日の昼食時間　食事時間が不規則な仕事なので，その実情を把握する目的で昼食時間を記入する。

27. 生理のため先月（5月）中休んだか　病気と称して休んでもそれが生理のためであれば休んだ日数に加算する。

28. 生理休暇はとれるか　生理休暇の名目で当然の権利としてとることができるかどうかを記入する。

府県名　　調査対象事業場 No.

※ 16. 経済生活の実情
- ○(1)家族と離れて独立して生活している
- ○(2)家族と離れて独立に生活しているが毎月平均（　　）円家から補助を受けている
- ○(3)家族と離れて独立して生活しているが毎月平均（　　）円家に送る
- ○(4)家族と一緒に生活し自分が主になって家族の生活を支えている
- ○(5)家族の一員とし給料の中から毎月平均（　　）円家に入れる
- ○(6)家族と一緒に生活しているが家へは給料を全然入れていない

17. 今の美容院は誰の世話でみつけたか
○学校 ○美容師養成所 ○職業安定所 ○美容師あっせん所 ○広告 ○親類 ○知人 ○その他（　　）

18. 調査時期に最も近く支払われた賞与
○賞与なし ○賞与あり（（　　）月に（　　）円）

※ 19. 昨日の勤務時間
午前 / 午後（　）時（　）分から 午前 / 午後（　）時（　分）まで

※ 20. 昨日の休憩時間
- ○仕事の手があいたとき随時　1日約（　　）分
- ○きまった時間　1日約（　　）分

※ 21. 昨日は特に忙がしかったか
○特に忙がしかった ○いつもと同じ位 ○ひまだった

※ 22. 先月中（5月中）の休日 ○なし ○あり（　　）回

※ 23. 先月中（5月中）午後10時から午前5時までの間に働いたことがあるか
- ○あり（約（　　）日） ○なし ○わからない
- 一番早いときは午前（　　）時（　　）分から
- 一番遅いときは 午前 / 午後（　　）時（　　）分まで

※ 24. 昨日の起床時刻 大体 午前 / 午後（　　）時

※ 25. 昨日の就床時刻 大体 午前 / 午後（　　）時

※ 26. 昨日の昼食時間 大体 午前 / 午後（　　）時（　　）分から（　　）分間

※ 27. 生理のために先月（5月）中休んだか ○休まない ○休んだ（　　）日

28. 生理休暇はとれるか ○とれる ○とれない（理由　　）
○そんなことがないのでわからない ○その他（　　）

※ 29. 美容業務についてから生理の状態はどうか
- ○ずっと順調 ○最初の（　）ヶ月位は不順だったがそれは順調になった
- ○不順になったままなおらない ○その他（　　）

府県名	調査対象事業場 No.

※ 30. この仕事についてから体が悪くなつたと思われる点

○ない ○ある (○胃腸病 ○神経 ○結核 ○生理その他の婦人科的疾患 ○その他 (　　))

※ 31. 美容業を選んだ理由

○手先の仕事が好きだから ○女の適職だから ○結婚しても続けられるから
○技術を身につけたいから ○なんとなく ○その他 (　　)

※ 32. この仕事を何時まで続けるつもりか

○出来るだけ早くやめたい (理由　　)
○結婚するまで (理由　　)
○結婚して子供が出来るまで (理由　　)
○出来るだけ長く続けたい (理由　　)
○ (　) 才位まで続けたい (理由　　)
○一生続けたい (理由　　)
○その他 (　　)

33. 仕事のなかで楽しい (又はよい) と思うこと

34. 仕事のなかでつらい (又はいやだ) と思うこと

35. その他勤務時間、給与等本人の一般的な感想

36. 調査者の所感

様式C—記入手引—

※ 32. この仕事を何時まで続けるつもりか 成可く理由を聞いて記入する。

※ 33、34、35 具体例に聞き出して記入する。

36. 調査者の所感 調査を実施した感想において、問題と思うこと、本部等に知っておいてほしいことなを記入する。

行政管理庁 承認 No. 1425
承認期限 昭和31年7月31日

美容業女子従業員労働実態調査

様式C—事業場調査票—　　労働省婦人少年局

調査対象事業場番号	
府県名	
調査年月日	
調査者氏名㊞	

Ⅰ. 事業場の概況

1. 事業場名 (　　) 電話 (　　)
2. 事業場所在地 (　　)
3. 企業形態 ○個人 ○法人 (　　) ○法人の厚生施設
4. 営業主氏名 (　　) 性別 (　　) 満年令 (　　) 才
5. 営業主の美容師資格有無 ○あり ○なし
6. 面接者氏名 (　　) 職場の地位 (　　)
7. 管理人氏名 (　　) 満年令 (　　) 才
8. 開設年月日 (　　) 年 (　　) 月 (　　) 日
9. 実地習練所有無 ○なし ○あり (開始年月日　　年　　月　　日)
10. 事業所構造設備の概要

(1) 作業場坪数	(　　) 坪	(2) 客待所坪数	(　　) 坪
(3) パーマ機械	(　　) 台	(4) ドライヤー	(　　) 台
(5) シャンプ椅子	(　　) 脚	(6) セット椅子	(　　) 脚
(7) 美顔椅子	(　　) 脚	(8) 消毒器	(　　) 個

様式C—記入手引—

調査方法 この様式は事業場の家主又は人事担当者に面接及びその提供する資料によつて調査項目につき調査員自ら記入する。

記入上の一般注意

① ○印の該当の項を●とする
② (　　) 欄に適当に記入する
③ 数字欄の○の場合は必ず○と記入し、調査不能のときは必ず斜線をひく
④ 調査対象事業場番号はA、B、C 順同じ番号を記入する

記入上の項目別手引

3. 企業形態 個人経営、法人経営（会社組織）、法人の厚生施設としての美容院に区別して該当の項を●印とする。法人は（　　）欄に株式、合資、合名、有限等を記入する。
4. 営業主氏名 保健所に登録されている許可用請書のこと。
5. 営業主の美容師資格 営業主は美容師の資格がなくても美容院を開設できるので、資格の有無を記入
6. 面接者の地位 面接者の職場における地位を記入。経営、管理人、指導員、主任技術者、管理士、助手、見習等の区別。
7. 管理人 開設所の無資格である場合、一定資格の管理人を置かなければならない規定となつている。
8. 実地習練所 書類上、養成機関を不要にして申込上練習期間をしなければならないうえおく美容師は、練習生1人～3人までで1人、4人～6人までで2人の指導員をおく規定があり、実習習練所として保健所へ提出をしなければならない。
10. 事業所構造設備の概況 保健所の美容業務台帳に登録されているとおり記入。

様式C－記入手引－

11. 就業規則の有無　就業規則のある場合は1部もらつて添付すること。

12. 美容師組合その他への加入の有無　業主が美容師の場合又は組織（団体，協会等）に加入している組合その組合名又は組織体の名称について記入する。

13. 昨日の客数　セット（　　）人はセットだけにきた客の人数。
カット（　　）人はカットだけにきた客の人数，洗髪（　　）人は洗髪だけやつてもらいにきた客の人数を記入し，コールドパーマをかける過程で，カット，洗髪，セットをした場合はコールドパーマ（　　）人に人数を記入するだけでよい。デンキパーマも同様である。

14. 一日平均客数　1日に大体どの位客が来るか繁忙時と平時について概数を記入。

15. 常用臨時別従業員数　様式A－調査票－項目(7)の記入手引を参照。

16. 従業員の異動状況　昭和31年6月よりさかのぼつて1年間の入店退店を男女別に記入する。入店，退店とはその店と全く関係のない外部への移動をいい，本店，支店間の異動は含めないこと。例えば事業所（仮にAとする）の者がB支店へ転勤になつても退店とせず，その反対にBよりAに勤務となつたものがあつてもそれは入店としないこと。
従つて在籍数は先月末の在籍数から入店，退店数を加減した数と必ずしも一致しないでよい。

17. 長欠者　6月末現在に1ヶ月以上継続して欠勤しているものの数をしらべること。但し末日の資料がない場合は6月中の適当なる1時期をえらんでさしつかえない。

府県名　　調査対象事業場 No.

11. 就業規則の有無　○あり（一部添付のこと）　○なし

12. 美容師組合その他への加入の有無　○なし
○あり　○全国組合（名称　　）
○地方組合（名称　　）
○その他（名称　　）

13. 昨日の客数　○コールドパーマ（　　）人　○デンキパーマ（　　）人
○セット（　　）人　○洗髪（　　）人　○カット（　　）人　○その他（　　）人

14. 1日平均客数
(1) 普通の日　大体（　　）人
(2) 土，日，祭日等の繁忙時　大体（　　）人
(3) 年末年始等の最繁忙時　大体（　　）人

II. 就業状態

15. 常用臨時別従業員数（昭和31年5月末日現在）

	男女計	男	女
総数			
常用			
臨時			

16. 従業員の異動状況（昭和30年6月から昭和31年6月までの1年間）

	入店 男	入店 女	退店 男	退店 女	月末在籍者数 男	月末在籍者数 女	退職理由
昭和30年6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
昭和31年1月							
2月							
3月							
4月							
5月							

17. 長欠者（1ヵ月以上）

在籍者数	長欠者数 総数	結核	その他の病気	業務上負傷	その他	不明

様式C—記入手引—

18. 欠勤率　昭和31年5月からさかのぼつて半年間月別に欠勤率をしらべる。

$$\text{欠勤率} = \frac{\text{各人の実欠勤人数の総計}}{\text{その月の出勤すべき日数} \times \text{在籍者数}} \times 100$$

19. 募集時期と 20. 募集方法　募集時期や募集方法は有資格者，習得生，その他の無資格者によつて夫々違う場合が多いので，各質問事項のあとの（　　）欄に資格の種類を記入のこと。

21. 採用条件

（記入例）

	有資格者	習得生	その他
① 年令	問わず	20才まで	左に同じ
② 経験	2年以上	必要なし	〃
③ 学歴	問わず	新中卒	〃
④ 資格	31年3月から有資格者しかとつていない		
⑤ 配偶関係	問わず	未婚	左に同じ
⑥ 家庭状況	良家の子女	良家の子女	〃
⑦ 性別	女	女	〃
⑧ その他			

22. 勤務時間の交替制　営業時間の長いところでは，交替制勤務や時差出勤を実施しているところもあるのでその有無を記入。

23. 勤務時間　交替制や時差出勤を実施しているところは夫々について記入する。

26. 休憩時間　休憩は客のいない中のすいたときに適当にとる美容院が多いようだがここでは一応美容院としてきめられている休憩時間について聞く。

28. 美容院の休日　年中無休の場合が多いがその実情をしらべ，従業員の休日との関係をみる。

29. 従業員の休日　美容院が年中無休の場合でも従業員は交替で休日をとつていると思われるのでその実情を記入する。

府県名　　調査対象美容院 No.

18. 欠勤率

	在籍者数	出勤日数	欠勤日数（延）	欠勤率
昭和30年12月				
昭和31年1月				
2月				
3月				
4月				
5月				

III. 採用

19. 募集の時期　○随時（　）　○一定の時期（　　）（　）

20. 募集方法　○学校（　）　○美容師養成所（　）　○公共職業安定所（　）

○美容師あつせん所（　）　○広告（　）　○縁故紹介（　）　○その他（　）

21. 採用条件

	有資格者	習得生	その他
(1) 年令			
(2) 経験			
(3) 学歴			
(4) 資格			
(5) 配偶関係			
(6) 家庭状況			
(7) 性別			
(8) その他			

22. 採用試験　○なし　○あり（試験のやり方　　）

IV. 労働時間・休日

25. 営業時間　午前（　）時（　）分から 午前/午後（　）時（　）分まで

26. 勤務時間の交替制・時差出勤の有無　○あり　○なし

25. 勤務時間 (1) 午前（　）時（　）分から 午前/午後（　）時（　）分まで

(2) 午前（　）時（　）分から 午前/午後（　）時（　）分まで

26. 休憩時間　○なし　○あり {○きまつた時刻 1日（　）分間 / ○随時 1日（　）分間}

27. 昼食時間　○仕事の合間に交替でとる（　）分間

一斉に（　）時（　）分から（　）時（　）分まで

28. 美容院の休業日　○なし　○あり {○毎週（　）曜日　○祝日（　）日と（　）日 / ○毎月（　）曜日と（　）曜日}

29. 従業員の休日　○各員一斉に（　）曜日に休日をとる

○交替で毎週一日休日をとる

○交替で月二回休日をとる

○その他（　　）

様式C－記入手引－

30. 繁忙時の労働時間と休日　年末年始や，日曜，祝祭日，農村では農閑期，学生入学期3～4月等にはとくに客が多く，従業員の労働時間が相当長くなりやすいのでその実情をみること。この際は一応基準法の問題とは離れて実情をみることが大切である。又調査項目以外に参考になることがあれば附記すること。

(2)繁忙時の従業員の労働時間の実情

(記入例)　年末年始は通勤者もとまりこみ，交替に睡眠をとつて終夜営業を行う。
1人当りの労働時間は20時間位になる。
日曜，祭日等は営業時間も平日より2時間位延長するので労働時間もこれに従つて2時間延長する等。

(3)繁忙時の従業員の休日の実情

(記入例)　忙しいときは休日を返上し，代休はとらないたてまえである。

31. 給与の支払方法　見習生と見習は日給月給制で有資格者は月給という場合はその旨具体的に記入する。

32. 初任給　経験年数なしと1年，3年について美容師の初任給を記入する。
現在該当者がいなくても規定があればそれを記入する。

33. 給与体系図及び計算方法

美容院には就業規則をもつところが少いので明文化されているところは少いと思われるが，出来るだけ詳細に給料の計算方法をきき出してほしい。

(記入例)　1. 基準賃金　イ，本給，職務，学歴，経験，個人能力能率により決定
2. 基準外賃金　イ，超過勤務手当　1時間当り　基準賃金の2割5分増
ロ，深夜業手当　1時間当り　基準賃金の5割増
ハ，休日出勤手当　時間外手当に準ずる，但し休日を振替えた場合はその限りでない。

34. 昇給制度　有資格者，習練生，見習，夫々について昇給をどのようにしているか実情を記入する。

35. 賞　与　現在該当者がなくても規定があればそれを記入する。

府県名　　調査対象事業場 No.

30. 年末年始，日曜，祭日等の繁忙時の労働時間と休日

(1) 過去一年間で最も営業時間が長かつたとき

(イ) 時期（　　）

(ロ) 営業時間午前（　　）時（　　）分から午前/午後（　　）時（　　）分まで

(2) 繁忙時における従業員労働時間の実情

〔　　〕

(3) 繁忙時における従業員の休日の実情

〔　　〕

(4) 繁忙時における通勤従業員のとまりこみについて

(イ) とまりこみの有無　○なし　○あり

(ロ) ある場合　時期（　　）

宿舎の状況〔　　〕

V 給　与

31. 給与の支払い方法　○日給　○月給　○日給月給　○その他（　　）

32. 初任給　○きまつていない　○きまつている

きまつている場合の初任給の額

	有資格者	習練生	その他	備　考
経験年数0年		円	円	
〃 1年	円	円	円	
〃 3年	円	円	円	

33. 給与体系図及び計算方法

34. 昇給制度の有無　○なし　○あり（昇給のきめ方　　）

35. 賞　与

(1) 有無　○なし　○あり（○現金　○実物給与　○その他（　　））

(2) 時期1年（　　）回（　　）月，（　　）月，（　　）月，（　　）月

(3) 賞与のきめ方（　　）

様式C—記入手引—

調査時期に最も近く支払われた賃与額の最高と最低

これは平均額ではなくて，資格別に賃与額の一番高かつたものと一番少なかつたものの金額を記入する。

36. お客からの心づけ　本人の貰つたものは本人の所有にするとか，プールして給料に応じて分配する。又一定金額に達したら全員で旅行などを行うという様に記入する。

37. 退職金　現在該当者がいなくても規定があればそれを記入する。

38. 欠勤者の取扱について

(1) 美容院は企業の規模も小さく，従業員も少くないので，欠勤日数もかなり短かくて，退職扱いにするところが多いと思われるのでその実情をよくしらべる。

39. 生理休暇　生理休暇の規定があるかないかをしらべる。

40. 産前産後休業

(1) 既婚者数　昭和30年6月から31年5月までの1年間に退職した既婚者の数も含めて記入する。

(2)と(3)　産前休業をとつた人員と産後休業をとつた人員は重復しても差支えない。31年6月からさかのぼつて1年間の実情をしらべる。

(4) 休業中の申出に対する待遇　美容院は規模が小さいので産前産後の休暇をとらせてもその間給与を支払うところは少く，無給の場合や又一たん退職させて再雇用するという形式をとる場合も少くないのでその実情を記入する。

41. 育児時間　現在乳幼児をもつ母親のいる美容院についてのみ記入する。

42. 寄宿の状況

(1) 住込の場合　住込，寄宿舎の定義は様式A調査票(8)の記入申引を参照。

(2) 場所　経営の家が作業場に隣接しているか，離れているかを記入する。

府県名　調査対象理容場 No.

(4) 調査時期に最も近く支払われた賃与額の最高最低

	最高	最低
(イ) 有資格者	(円)	(円)
(ロ) 習練生	(円)	(円)
(ハ) その他	(円)	(円)

36. お客からの心づけ　○なし　○あり（分配方法　　）

37. 退職金

(1) 店の都合で退職する場合　○なし　○あり　{○現金（　　）円 / ○実物給与（品名　　）}

(2) 自己の都合で退職する場合　○なし　○あり　{○現金（　　）円 / ○実物給与（品名　　）}

38. 欠勤者の取扱について

(1) {病気欠勤（　　）日以上は退職させる / 病気以外の自己の都合による欠勤（　　）日以上は退職させる / その他（　　）}

(2) 欠勤者（1ヵ月以上の長欠者は除く）の給与保障　○無給　○有給（　　）

(3) 長期欠勤者（1ヵ月以上）の給与保障について

○無給　○有給　○長欠者はみとめない　○その他（　　）

有給の場合の実情［　　］

Ⅵ. 母性保護

39. 生理休暇　○なし　○あり　（○有給　○無給）

40. 産前産後休業（昭和30年6月から昭和31年5月まで）

(1) 既婚者数（昭和30年6月以降退職した既婚者を含む）（　　）人

(2) 産前休業は（　　）人より延（　　）日休んだ

(3) 産後休業は（　　）人より延（　　）日休んだ

(4) 休業申出に対する待遇

○有給（実情　　）

○無給　○一たん退職させて再雇用する　○退職させる

○その他（　　）

(5) 結婚した女子が妊娠したとき

○やめさせる　○強制しないが退職をすすめる　○本人の自由にまかせる

○妊娠（　　）ヵ月でやめてもらう　○その他（　　）

41. 育児時間　○なし（理由　　）

○あり（　　）分　○その他（　　）

Ⅶ. 従業員の宿舎

42. 宿舎の状況

(1) 住込の場合

(イ) 場所　○作業所に隣接　○作業所から（　　）分離れたところ

○その他（　　）

様式C—記入手引—

(ロ) 室の種類　従業員数人と一緒に住んでいても，業主の家族から独立した室の場合は●独立した室とし，業主の家族とは同室ではないが，台所，玄関，便所，作業所等に行く通路に当る室の場合は●家人の通路となる室とする。

(2) 寄宿舎の場合

(イ) 場所　業主の店と離れて住み，従業員だけが作業所に隣接した室に住んでいる場合　●作業所に隣接とする。

(3) 食事の仕度　住込，寄宿舎の場合，食事の仕度はどうしているのかその実情をしらべる。

(4) 外出，外泊について

(イ) 外出，外泊をするとき，勤務時間以外の外出は自由だが外泊は許可しない場合は，外泊を消すこと，他の場合も同様である。

49. 食事をとる場所　食事をする室について実情をしらべる。

45. 更衣室　食堂，休憩室は兼ねていても住込者の居室やその他を兼ねていなければ●独立した室に入れる。

50. 社会保険加入の有無　美容院は健康保険任意適用事業所（健康保険法第1条に該当）のため，健康保険に加入する美容院は少く，事業主に費用負担のかからない国民健康保険に加入している場合が多い。

51. 従業員親睦のための組織　美容院によっては従業員の親睦会を作り会費を毎月納めて，年1回とか2回旅行などを行っている場合があるのでその実情を記入。

府県名　　調査対象事業場 No.

(ロ) 室の種類　○独立した室　○独立しているが家人の通路となる　○家人と同居

(ハ) 室の広さ　1人当りたたみ数（　　）畳

(ニ) 室の状況〔　　〕

(2) 寄宿舎の場合

(イ) 場所　○作業所に隣接　○店から（　　）分離れたところ　○その他（　　）

(ロ) 室の広さ　1人当りたたみ数（　　）畳

(ハ) 寄宿舎の状況〔　　〕

(3) 食事の仕度　○自炊　○食事は業主の家族と共通で従業員が交替で炊事をする。
○炊事は美容業務従事者以外のものがする。　○その他
（　　）

(4) 外出外泊について

(イ) 外出外泊をするとき
○業主の許可を必要とする　○勤務時間以外の外出外泊は自由
○公休日以外の外出外泊はみとめられない　○その他（　　）

(ロ) 外出時間
○勤務時間以外は自由　○門限がある（実情　　）
○その他（　　）

Ⅸ. 職場施設

43. 食事をとる場所〔　　〕

44. 食事支給の有無
○住込・寄宿舎　○なし　○あり〔○無償　○有償（1日（　　）回）〕
○通勤　○なし　○あり〔○無償　○有償（1日（　　）回）〕

45. 更衣室　○なし　○あり〔○独立した室　○客待所　○住込者の居室　○その他（　　）〕

46. 休憩室　○なし　○あり〔○独立した室　○客待所　○住込者の居室　○その他（　　）〕

47. 気分が悪くなつたとき休む室
○なし　○あり〔○独立した室　○客待所　○住込者の居室　○その他（　　）〕

48. 被服無償貸与又は給与　○なし　○あり〔年（　　）回〕

49. はきものの無償貸与又は給与　○なし　○あり〔年（　　）回〕

Ⅺ. 福利厚生

50. 社会保険加入の有無　○なし
○あり〔○健康保険　○厚生年金保険　○失業保険　○国民健康保険
○その他（　　）〕

51. 従業員の親睦のための組織の有無　○なし
○あり〔1カ月会費（　　）円　過去1年間（昭和30年4月～31年3月）の行事　　〕

所属名	調査対象事業場 No.

X. 衛 生

52. 採用時の健康診断　○なし

○あり（診断項目　　）

53. 定期健康診断　○なし

○あり　年（　）回（診断項目　　）

㉑ 事業場全般についての調査者の所見

この調査票は必要な点を落さないようにするため形式的になりやすいので調査者の見たまま，感じたままをここに記入して下さい。又雇用，労働条件，職場施設等で調査項目から落されている種々な問題，又従業員の親の組織等について網羅なものがあれば具体的に記入して下さい。

昭和33年3月25日 印刷
昭和33年3月31日 発行

美容業の女子従業員

東京都千代田区大手町1の7
編集兼
発行人　労働省婦人少年局

東京都中央区入船町2の3
印刷人　中和印刷株式会社